

板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025
(答申)

平成 30 年 3 月 20 日

板橋区資源環境審議会

目 次

第1章 計画の基本事項	
1 計画策定の背景と目的	3
2 計画の枠組み	3
3 計画の全体像	4
4 計画の位置づけ	5
5 計画期間	6
第2章 一般廃棄物処理の現状	
1 国内外の動向	9
2 本区の概要	11
3 本区の資源・ごみの処理状況	14
第3章 取組課題	
1 一般廃棄物処理基本計画（第三次）の実施状況	23
2 数値目標の達成状況	25
3 3R（発生抑制・再使用・リサイクル）に向けた取組と今後の課題	27
第4章 計画の理念・目標	
1 基本理念・達成目標	45
2 施策展開上の基本方針と計画の体系	46
3 計画目標	47
第5章 ごみ処理基本計画	
1 情報発信・普及啓発計画	53
2 発生抑制計画	56
3 再生利用促進計画	59
4 収集運搬計画	63
5 適正処理・処分計画	66
第6章 生活排水処理基本計画	
1 生活排水処理の現状	71
2 生活排水処理基本計画	72
第7章 資料編	
1 資源・ごみの回収量	74
2 資源やごみの品目別排出量	75
3 ごみ減量・資源化目標の設定	77
4 計画策定の検討体制	84
5 用語集	88

第1章

計画の基本事項

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の枠組み
- 3 計画の全体像
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画期間

第 1 章 計画の基本事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025」を策定します。

● 計画策定の背景と目的

「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第三次）」は平成 24（2012）年 3 月に策定されました。その後の国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合の動向、及び第三次計画に基づく本区の施策の進捗状況の評価・検証を踏まえ、第四次計画として、「板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025」を策定します。

● 計画の枠組み

区内で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とし、区内全域を計画地域とします。

● 計画の全体像

一般廃棄物処理基本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」からなり、取り組むべき施策を定めています。

● 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条に基づき策定されるもので、東京都や東京二十三区清掃一部事務組合の計画との整合も図るものです。

● 計画期間

平成 30（2018）年度から平成 37（2025）年度の 8 年間を計画期間とします。

1 計画策定の背景と目的

板橋区は、平成24（2012）年3月に人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」を実現することを基本理念として、「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第三次）」（以下、「第三次計画」といいます。）を策定し、様々なごみの発生抑制や減量化に向けた施策を実施してきました。

第三次計画の策定以降、国においては第三次循環型社会形成推進基本計画が平成25年（2013）5月に閣議決定されたほか、個別リサイクル法や災害廃棄物対策等の新たな施策が進んでいます。

また、東京都や東京二十三区清掃一部事務組合においても廃棄物関連計画の見直しが行われました。

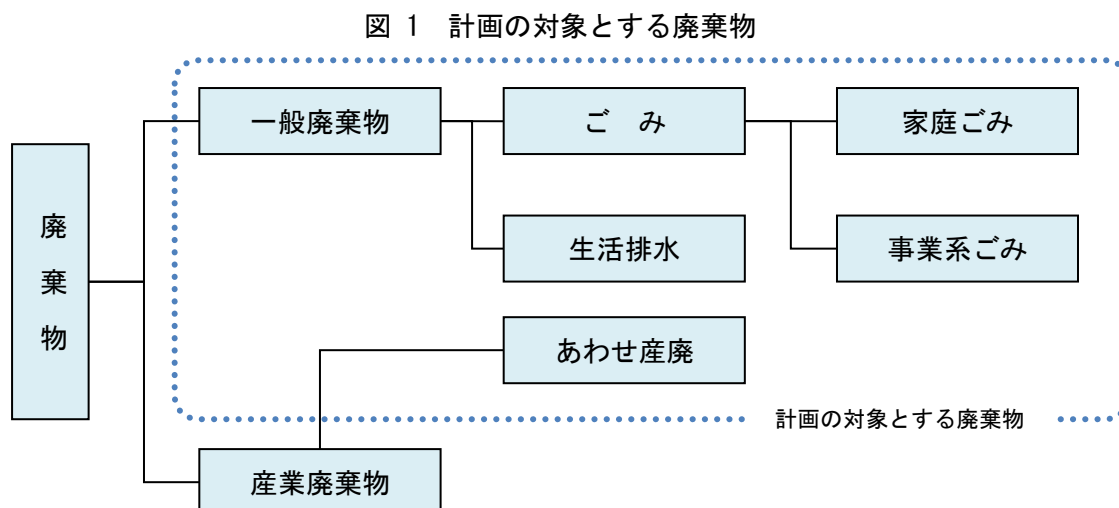
このような廃棄物行政を取り巻く状況の変化、及び第三次計画に基づく本区の施策の進捗状況の評価・検証を踏まえ、第四次計画として、「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

2 計画の枠組み

（1）対象廃棄物

区内で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。

なお、事業活動に伴って排出されるごみ（事業系ごみ）については、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認められる産業廃棄物（あわせ産廃）も対象とします。



（2）対象地域

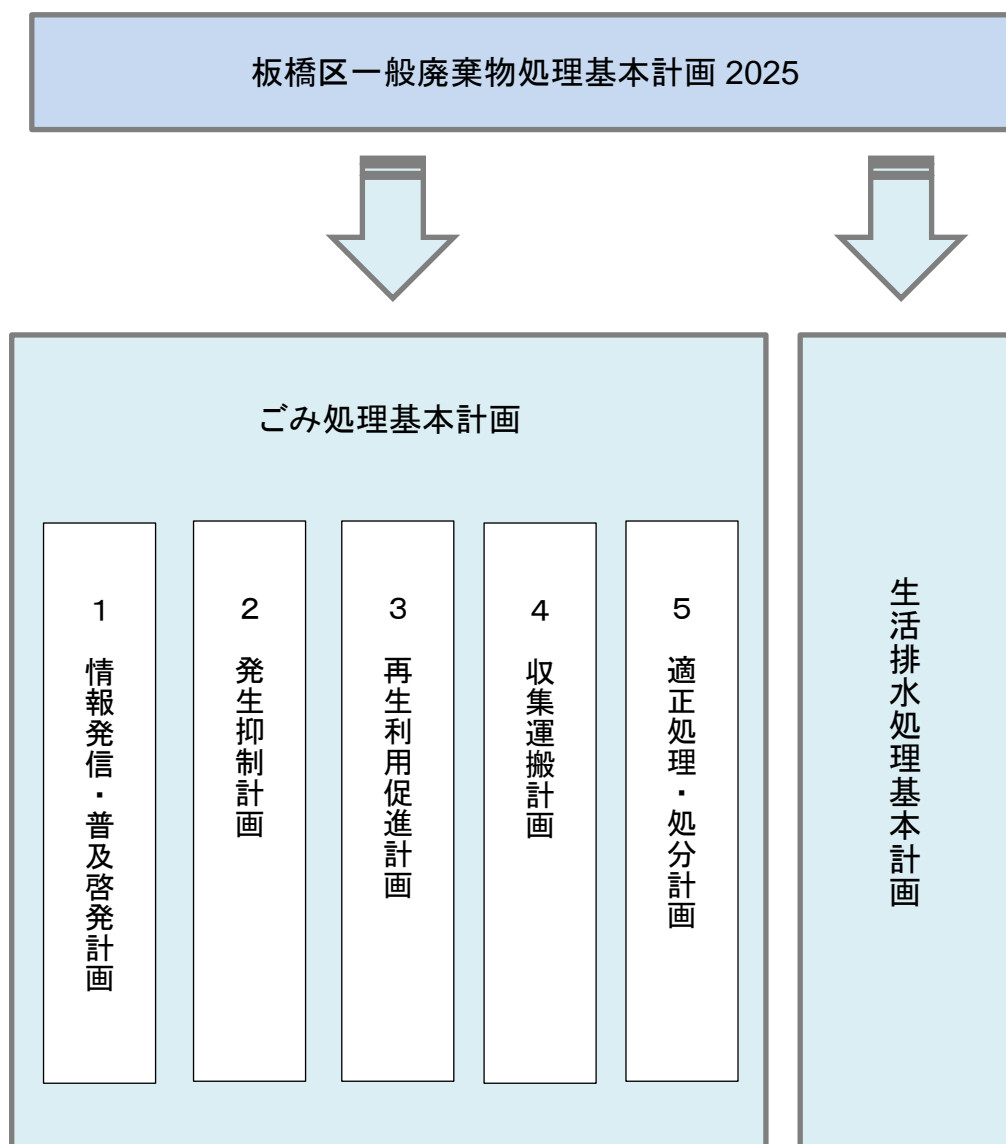
板橋区内全域を対象地域とします。

3 計画の全体像

一般廃棄物処理基本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」からなります。

さらに、ごみ処理基本計画は、「1 情報発信・普及啓発計画」から「5 適正処理・処分計画」までの5つの個別計画で構成され、取り組むべき施策を定めています。

図 2 計画の全体像

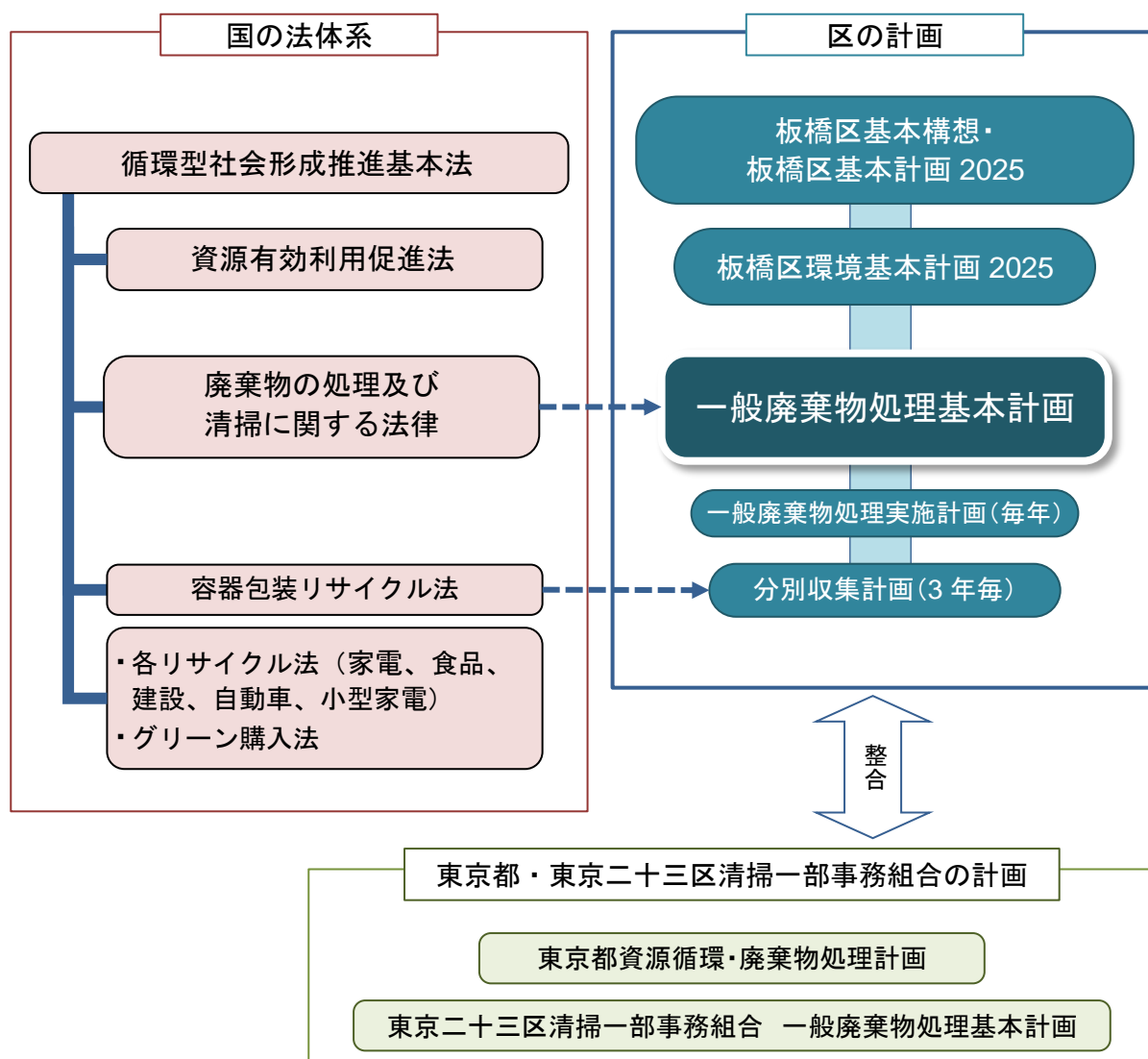


4 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条に基づき策定されるもので、一般廃棄物（ごみ・生活排水）の中長期的な処理の方向性を定める計画です。本計画は、「板橋区基本構想」「板橋区基本計画2025」「板橋区環境基本計画2025」との整合を図るものとしします。

また、ごみの処理・処分を行う東京都や東京二十三区清掃一部事務組合の計画との整合も図るものとしします。

図3 国の法体系と区や東京都等の計画の位置付け



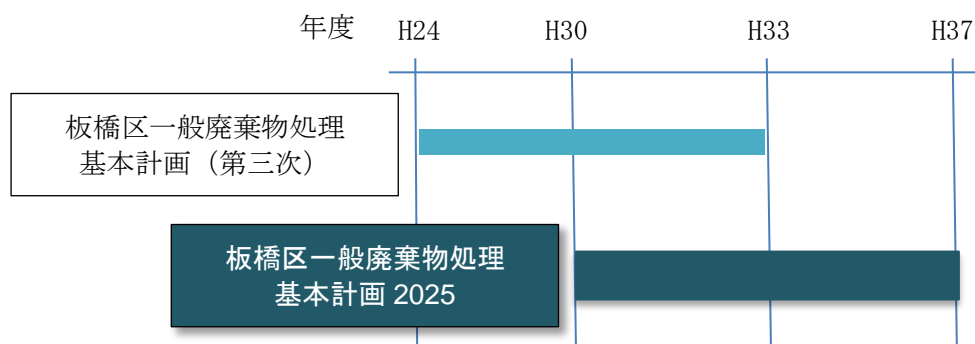
5 計画期間

「第三次計画」は、平成 24（2012）年度から平成 33（2021）年度の 10 年間で計画期間としており、概ね 5 年毎に見直すほか、計画の前提条件に大きな変動があった場合も見直すこととしていました。

平成 28（2016）年度から、「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の区内全域での回収や「トレイ・ボトル類」のモデル回収、不燃ごみの資源化事業を開始し、これらの結果を反映するため、平成 29（2017）年度に、本計画を策定するものです。

計画期間は、上位計画にあたる「板橋区基本計画 2025」及び「板橋区環境基本計画 2025」と整合を取り、平成 30（2018）年度から平成 37（2025）年度の 8 年間とします。

図 4 計画期間



第2章

一般廃棄物処理の現状

- 1 国内外の動向
- 2 本区の概要
- 3 本区の資源・ごみの処理状況

第 2 章 一般廃棄物処理の現状

計画策定にあたり、循環型社会の形成や廃棄物の適正処理に関する国内外の動向、及び本区の地域特性や資源リサイクル、ごみ処理の現状を整理します。

● 国内外の動向

国際的には、「持続可能な開発目標」(SDGs : Sustainable Development Goals)を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の国連サミットでの採択、水銀に関する水俣条約の採択など、持続可能な社会づくり、環境汚染の削減に向けた取組が進められています。

国では第三次循環型社会形成推進基本計画の策定や災害廃棄物対策のスキームについての関連計画の改訂が行われました。

● 本区の概要

本区の人口・世帯数は増加傾向にあり、単身世帯化や高齢化の進行が進んでいるため、今後の資源やごみの収集事業や集積所管理のあり方を考えるうえで留意が必要です。

また、区内の事業所数・従業者数は横ばいで推移しています。

● 本区の資源・ごみの処理状況

区内で発生するごみは、区が収集運搬を実施し、東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設(清掃工場、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設)で中間処理され、残さは東京都の埋立処分場(中央防波堤外側・新海面処分場)に委託処分しています。

本区のごみ収集量は減少傾向にありますが、ごみの中には依然として資源化可能なものが多く含まれています。

1 国内外の動向

(1) 国際的な動向

平成 27 (2015) 年 9 月、国連サミットで「持続可能な開発目標」(SDGs : Sustainable Development Goals)を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。SDGs の 17 のゴールのうち、少なくとも 12 が環境に関連しており、国においてはアジェンダの実施に向け、持続可能な消費と生産(循環型社会形成の取組等)の分野において施策を積極的に展開していくこととしています。

また、平成 25 (2013) 年 10 月に熊本市・水俣市で開催された外交会議で「水銀に関する水俣条約」が採択されました。我が国も関係法令を整備のうえ、平成 28 年 (2016) 2 月に条約を批准しています。

(2) 国の動向

① 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、「第三次循環型社会形成推進基本計画」を平成 25 (2013) 年 5 月に、閣議決定しました。「発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)をまず推進し、それでも排出される不用物は可能な限り再生利用(リサイクル)する」という 3R の原則に基づき、2R(リデュース・リユース)推進のための社会経済システムの構築や、使用済製品からの有用金属の回収、高度なリサイクルの推進などが盛り込まれています。

なお、国では第四次循環型社会形成推進基本計画を平成 30 (2018) 年度に策定予定です。

② 個別リサイクル法の動向

容器包装リサイクル法については、平成 28 年 (2016) 5 月に国の審議会にて法制度の評価・点検結果が報告され、容器包装の排出抑制に向けて販売店、地域住民、自治体の連携を推進することや、プラスチック製容器包装のリサイクルの質を向上するための入札制度の見直しなどが盛り込まれました。ただし、容器包装の分別収集を行う自治体と、再商品化を行う事業者の役割分担・費用負担のあり方については、変更がありませんでした。

食品リサイクル法は、平成 27 (2015) 年 7 月に基本方針の見直しが行われ、市区町村においても食品廃棄物対策を一般廃棄物処理計画に位置づけることなどが求められることとなりました。

③ 災害廃棄物処理

平成 23 年（2011）3月に発生した東日本大震災を踏まえ、環境省は平成 26（2014）年度に「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキーム」を取りまとめ、これに沿って廃棄物処理法や災害対策基本法の一部が平成 27（2015）年 8 月に改正されました。これにより、自治体も「一般廃棄物処理計画」「地域防災計画」の両方にまたがる「災害廃棄物処理計画」の策定が求められています。

（3）東京都の動向

平成 28（2016）年 3 月に廃棄物処理計画を改訂し、「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～」を公表しました。目標年次は 2030 年度とし、食品ロスなどの資源ロスの削減、事業系廃棄物のリサイクルルールづくり、災害廃棄物処理計画の策定などを主な施策として掲げ、容器包装や小型家電のリサイクルなど、区市町村のさらなる資源化の検討を促進することとしています。

なお、災害廃棄物処理計画は、平成 29（2017）年 6 月に策定しました。

また、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた都全体の行動計画「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」では、以下の“もったいない”（持続可能な資源利用）意識の推進を目標に盛り込んでいます。

“もったいない”（持続可能な資源利用）意識の推進－2020 年の到達点

- 食品ロス削減・東京方式の確立
- レジ袋の無償配布ゼロ
- 「持続可能な資源利用」に取り組む企業・団体の増加

（4）東京二十三区清掃一部事務組合の動向

災害対策としての一般廃棄物処理施設の強靱化や、最終処分場の延命化に向けた取組などを掲げた、「一般廃棄物処理基本計画」を平成 27（2015）年 2 月に策定しました。

最終処分場の延命策の一環として、清掃工場で発生する焼却灰のセメント原料化を新たに開始しています。

また、都区部の清掃工場では、平成 23（2011）年度以降、水銀が混入したごみの搬入が原因で、焼却炉が停止する事態がたびたび起こっています。水銀をはじめとする有害物、処理困難物の混入を防ぐため、東京二十三区清掃一部事務組合では区民向けリーフレットを配布するなどの普及啓発を行っています。

2 本区の概要

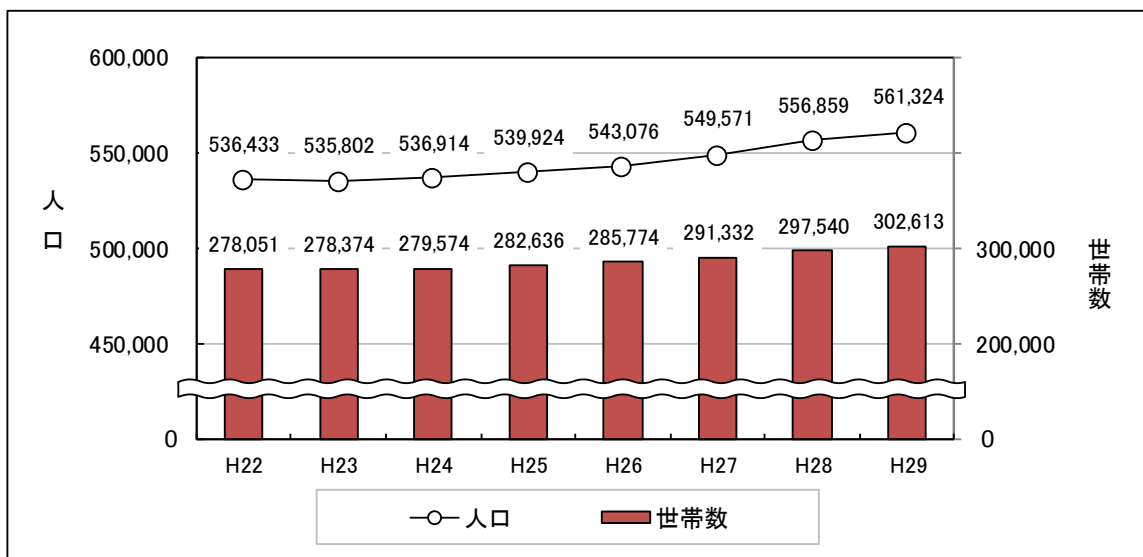
(1) 人口・世帯

① 人口・世帯数の推移

平成 29 (2017) 年 10 月 1 日の区の人口は 561,324 人で、人口は増加傾向にあります。前年同月比の人口増加率は平成 27 (2015) 年度 1.2%、平成 28 (2016) 年度 1.3%と、2 年連続で 1% を上回っていました。

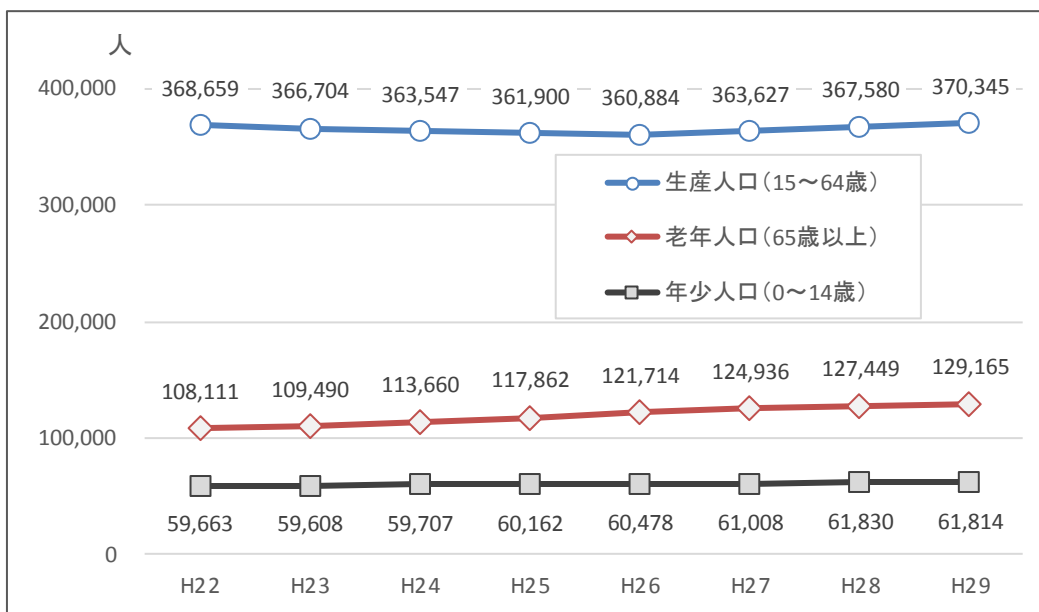
年齢区分別では 65 歳以上の老年人口の伸びが高く、平成 29 (2017) 年 10 月現在で 65 歳以上人口比率は 23% となっています。

図 5 人口・世帯数の推移



資料：各年 10 月 1 日住民基本台帳

図 6 年齢 3 区分別人口の推移



資料：各年 10 月 1 日住民基本台帳

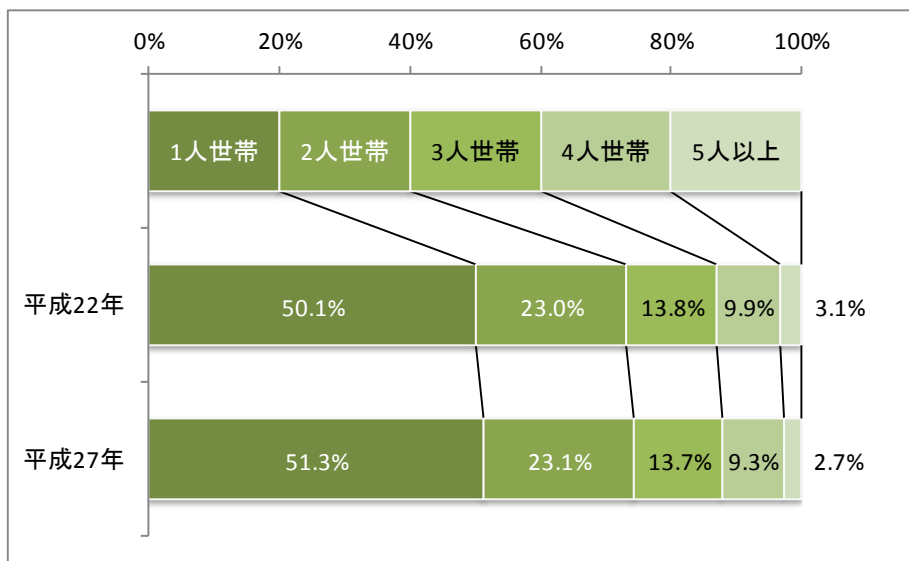
② 世帯構成の動向

国勢調査による世帯構成を見ると、単身世帯の比率が最も高く、平成27(2015)年は51.3%でした。単身世帯化の進行は、家庭内調理の減少や新聞購読数の減少など、家庭からの資源やごみの排出構造に影響するものと考えられます。

住居形態別に見ると共同住宅居住世帯が77.2%で、平成22(2010)年との比較では、6階建て以上の共同住宅に住む世帯の割合が増加しています。

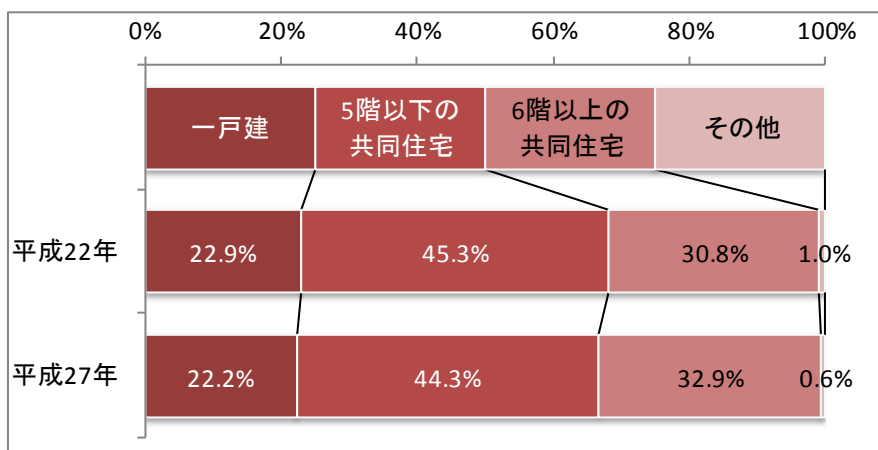
高齢化の進行や大型の集合住宅の増加は、今後の収集サービスや集積所管理のあり方を考える上で留意が必要です。

図 7 世帯人数別世帯構成



資料：国勢調査

図 8 住居形態別世帯構成



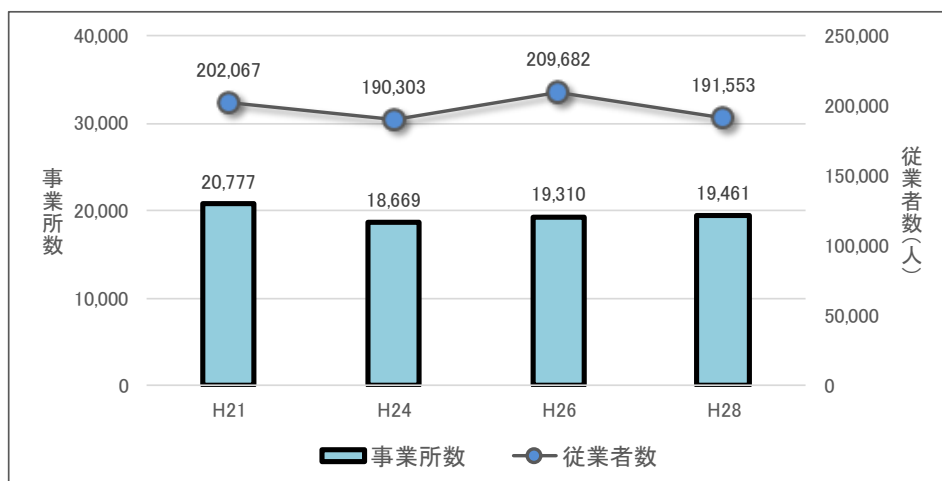
資料：国勢調査

(2) 事業所数、従業者数

国の経済センサス活動調査によると、区内の事業所数は2万事業所、従業者数は、20万人前後を推移しており、平成28(2016)年調査の速報では事業所数19,461事業所、従業者数191,553人となっています。

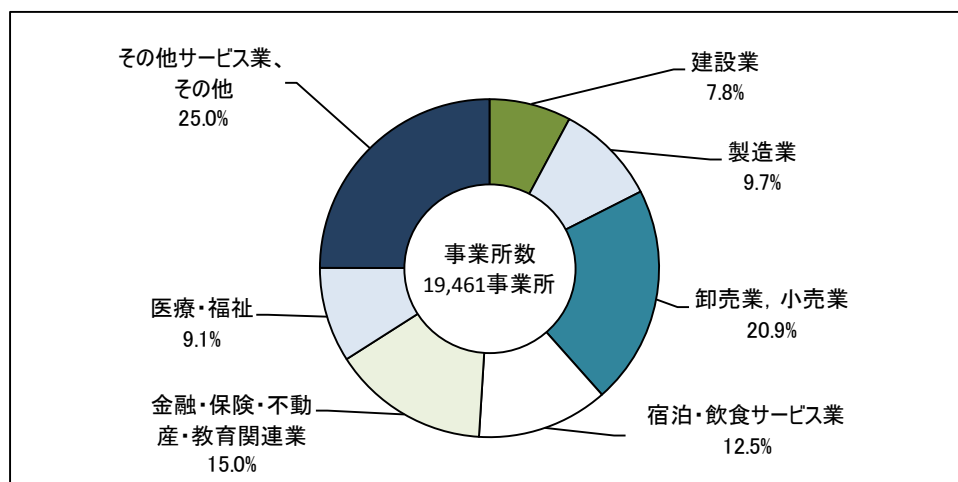
業種では、卸売業・小売業が20.9%、宿泊・飲食サービス業が12.5%、製造業9.7%と続いています。

図9 区内事業所数、従業者数の推移(民営)



資料：総務省統計局 経済センサス活動調査

図10 区内事業所の業種内訳



資料：総務省統計局 平成28年経済センサス活動調査(速報)

3 本区の資源・ごみの処理状況

(1) 清掃事業の沿革

平成 12 (2000) 年 4 月、清掃事業が東京都から特別区へ事務移管されました。事務移管後、平成 19 (2007) 年にペットボトルの集積所回収、平成 20 (2008) 年にサーマルリサイクルを本格実施し、プラスチック類等の分別を不燃ごみから可燃ごみに変更しました。

第三次計画期間中には、平成 23 (2011) 年に古布・廃食用油の拠点回収、平成 26 (2014) 年に使用済小型家電の拠点回収、平成 28 (2016) 年に「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の集積所回収など新たなリサイクル事業を実施しています。

表 1 ごみ処理・リサイクル事業の主な経緯

平成 12 年	3 月	板橋区一般廃棄物処理基本計画策定
	4 月	清掃事業が東京都より特別区へ事務移管
平成 13 年	9 月	東京都板橋区リサイクル推進事業者の認定に関する要綱施行(いたばしエコ・ショップ)
平成 14 年	11 月	板橋清掃工場改築工事竣工
平成 15 年	2 月	商店街等戸別収集開始(モデル地区)
平成 18 年	1 月	板橋区立リサイクルプラザ開設
	3 月	板橋区一般廃棄物処理基本計画(第2次)策定
	4 月	粗大ごみ日曜収集・持込事業開始
	10 月	ペットボトル集積所収集モデル事業開始(区内 1/6 地域)
平成 19 年	7 月	サーマルリサイクルモデル収集開始(高島平三丁目地区)
	10 月	ペットボトル集積所収集本格実施(区内全域)
		サーマルリサイクルモデル収集拡大(板橋西清掃事務所管内全域)
		食品用トレイ・ボトル容器拠点回収開始(区内公共施設を中心に 93 か所)
平成 20 年	4 月	サーマルリサイクル本格実施(区内全域)
		粗大ごみ毎日区内全域収集開始
		粗大ごみ及び事業系ごみ手数料改定
平成 21 年	3 月	三園中継所廃止
	10 月	古布・廃食用油のイベント時(区民まつり、地区まつり等)の試行回収開始
平成 23 年	4 月	古布・廃食用油の拠点回収開始
平成 24 年	3 月	板橋区一般廃棄物処理基本計画(第三次)策定
平成 25 年	1 月	「かたつむりのおやくそくハンドブック」の作成及び全戸配布
	10 月	粗大ごみ及び事業系ごみ手数料改定
		使用済小型家電のイベント時の試行回収開始
平成 26 年	1 月	使用済小型家電の拠点回収開始(9 品目)
	3 月	生ごみ処理機、コンポストの購入助成制度の廃止
	4 月	粗大ごみからの使用済小型家電のピックアップ回収開始
平成 27 年	2 月	ペットボトル店頭回収の廃止
	4 月	資源物の持ち去り行為に罰則を規定
		「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の集積所回収モデル事業開始(区内 1/6 地域)
	5 月	使用済小型家電拠点回収品目拡大(30 cm以下で投入口に入るもの)
平成 28 年	4 月	「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の集積所回収本格実施(区内全域)
		不燃ごみの資源化事業の試行開始
	6 月	食品用トレイ及びプラスチック製ボトル容器のモデル回収開始
平成 29 年	4 月	不燃ごみの資源化事業本格実施
	10 月	粗大ごみ及び事業系ごみ手数料改定・動物死体処理手数料改定

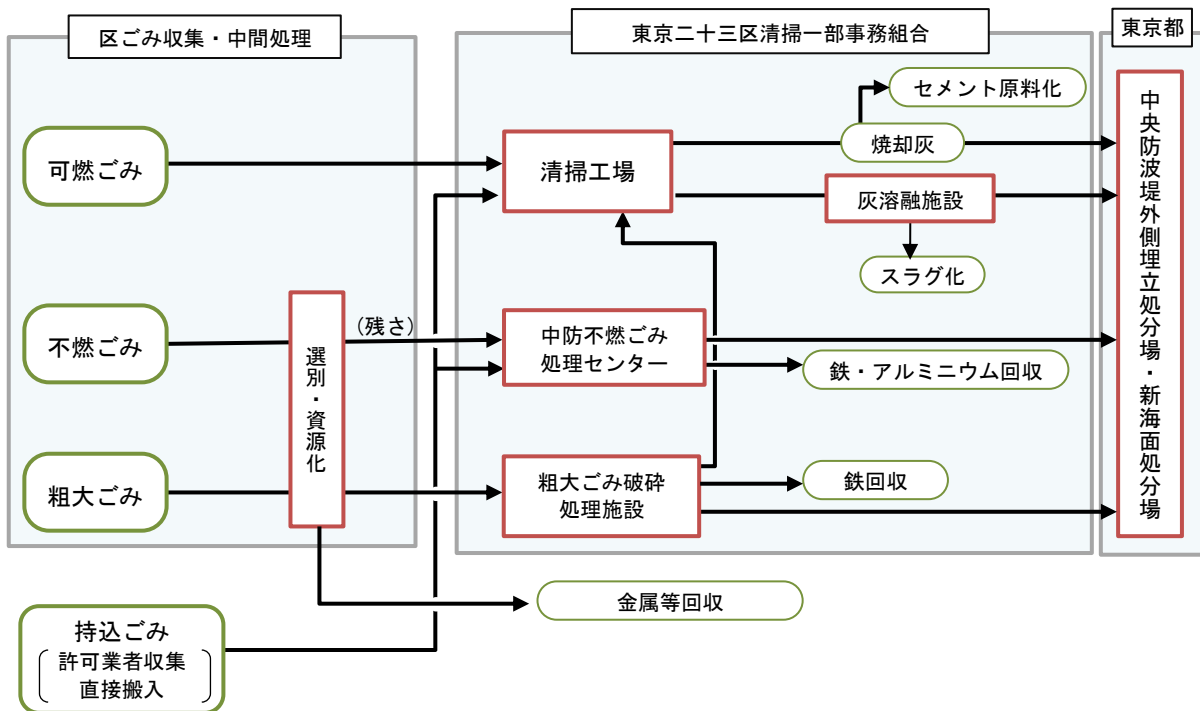
(2) 本区の資源・ごみ処理の流れ

① ごみ処理の流れ

区内で発生するごみは、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの分別区分で区が収集運搬を実施し、東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設（清掃工場、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設）で中間処理され、東京都の埋立処分場で処分されます。

なお、平成 26（2014）年度より、粗大ごみから金属類等をピックアップし資源化しています。不燃ごみについては、平成 28（2016）年度の試行を経て平成 29（2017）年度より 9 割を資源化しています。

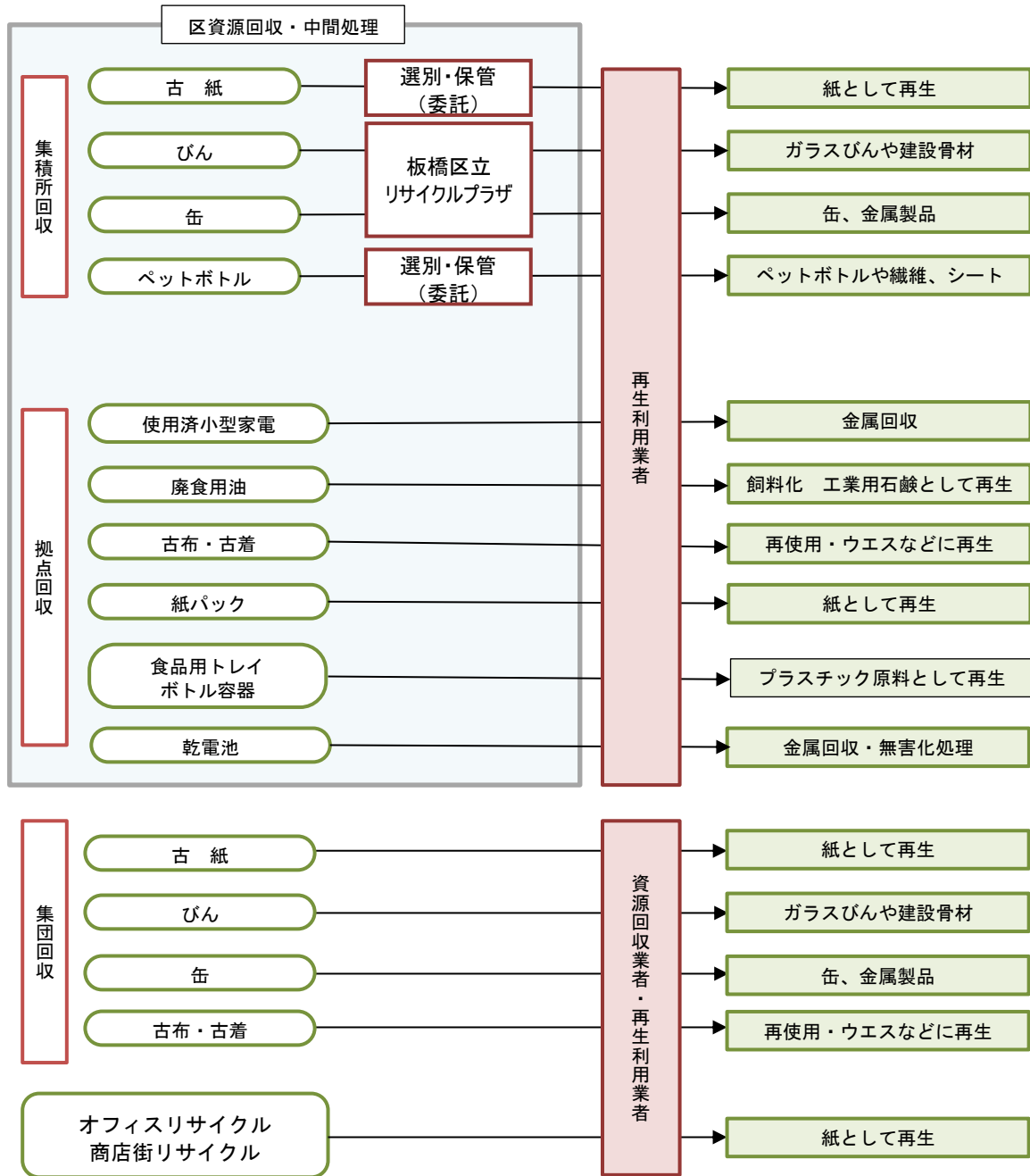
図 11 本区のごみ処理フロー



② 資源リサイクルの流れ

資源物は、集積所回収（古紙、びん・缶、ペットボトル）及び拠点回収（古布・古着、乾電池等）を実施しているほか、区民団体が実施する集団回収やオフィスリサイクル、商店街リサイクルに対する支援を実施しています。

図 12 本区の資源リサイクルフロー



※平成 29（2017）年度現在、一部地域にてトレイ・ボトル類のモデル分別回収を実施

(3) 区で収集する資源・ごみ

平成 29 (2017) 年度時点での資源・ごみの分別区分は表 2 のとおりです。

表 2 ごみの分別区分

分別区分		排出方法	主な品目	備考
可燃ごみ		容器、透明・半透明のごみ袋	生ごみ、紙くず、紙おむつ、木くず、プラスチック類、革製品類、ゴム製品類、生理用品、落ち葉、少量の植木剪定枝等	
不燃ごみ		容器、透明・半透明のごみ袋	金属類、ガラス類、陶磁器類、最大辺が概ね 30cm 未満の家電製品等	
粗大ごみ		粗大ごみ処理券を貼付	家具、布団、各種電化製品、厨房用具類、自転車等 最大辺が概ね 30cm 以上のもの	家電リサイクル対象品目及びパソコンを除く
資源	古紙	種類別に分けてしぼる	新聞(折込チラシ含む)、雑誌(書籍を含む)、段ボール、紙パック	
		紙袋に入れる	紙箱・紙袋・OA 用紙	
	びん	黄色の回収箱	ガラスの飲食料用びん	
	缶	青色の回収箱	飲食料用アルミ・スチール缶	
	ペットボトル	回収容器	ペットボトル	
	使用済小型家電	拠点の専用回収容器	最大辺 30cm 未満で回収容器に投入可能な小型家電とコード類	記録媒体(SD カードなど)は、取りはずし、本体からも個人情報を消去
	廃食用油	拠点の専用回収容器	天ぷらや揚げ物で使用した油	
	古布・古着	拠点の専用回収袋	ボタンなどの取れていない、きれいな衣類	
	紙パック	拠点の専用回収容器	牛乳パック	内側にアルミ箔の貼ってあるもの、キャップがついているものは可燃ごみへ
	食品トレイ	拠点の専用回収容器	肉や魚などの容器として使用されている、皿状の発泡スチロール製食品用トレイ(プラマーク表示あり)	透明のトレイ・パックは可燃ごみへ
	ボトル容器(プラスチック製)	拠点の専用回収容器	シャンプーやリンス、洗剤、食用油、ソースなどの容器(プラマーク表示あり)	
	乾電池	拠点の専用回収容器	マンガン電池、アルカリ電池	ボタン電池は買ったお店へ

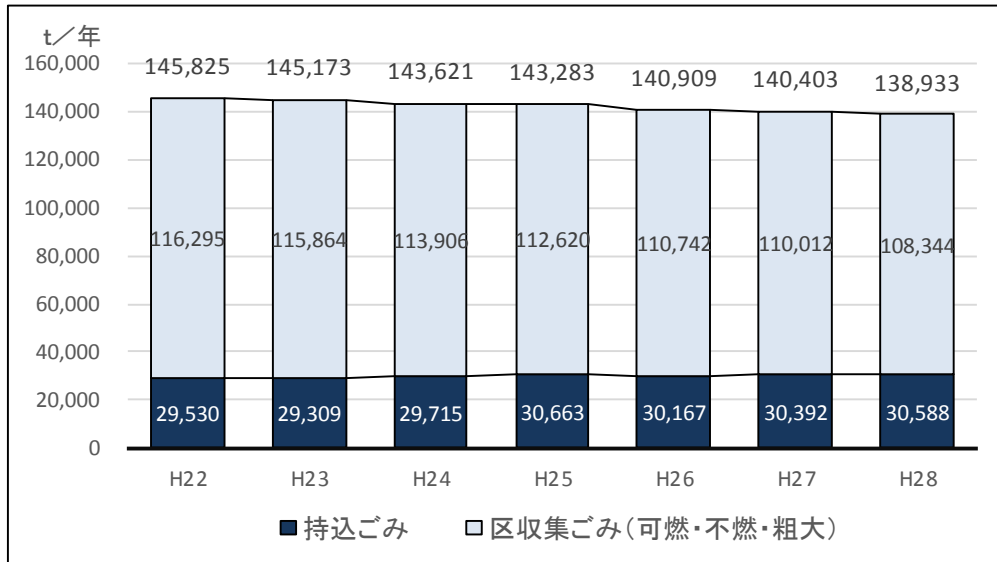
※平成 29 (2017) 年度現在、一部地域にてトレイ・ボトル類のモデル分別回収を実施

(4) 資源・ごみの量

① ごみ量

区収集ごみは年々減少しています。一方、事業系ごみ（持込ごみ）は近年横ばい傾向となっています。

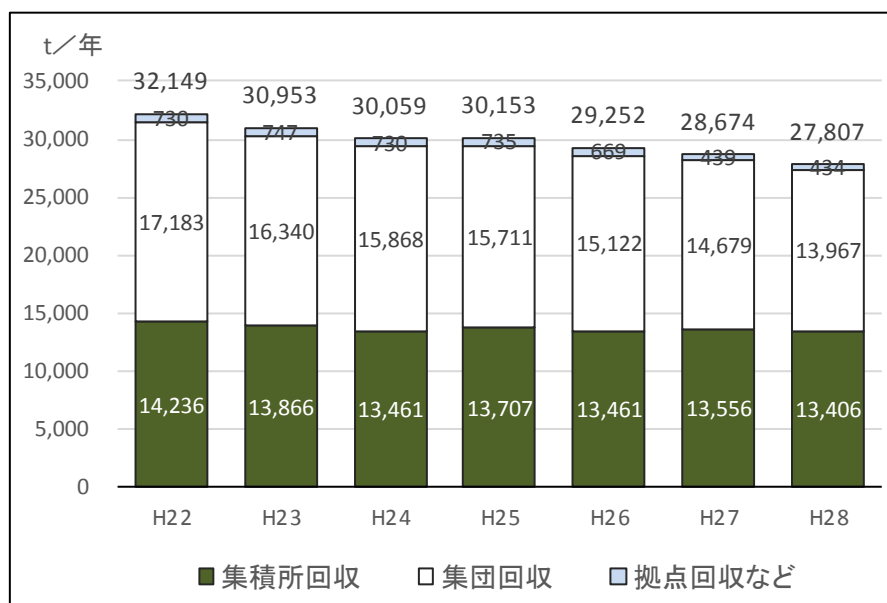
図 13 区収集ごみ・持込ごみの推移



② 資源回収量

集団回収の主な回収品目である古紙の排出量が減少しているため、資源回収量は減少傾向にあります。

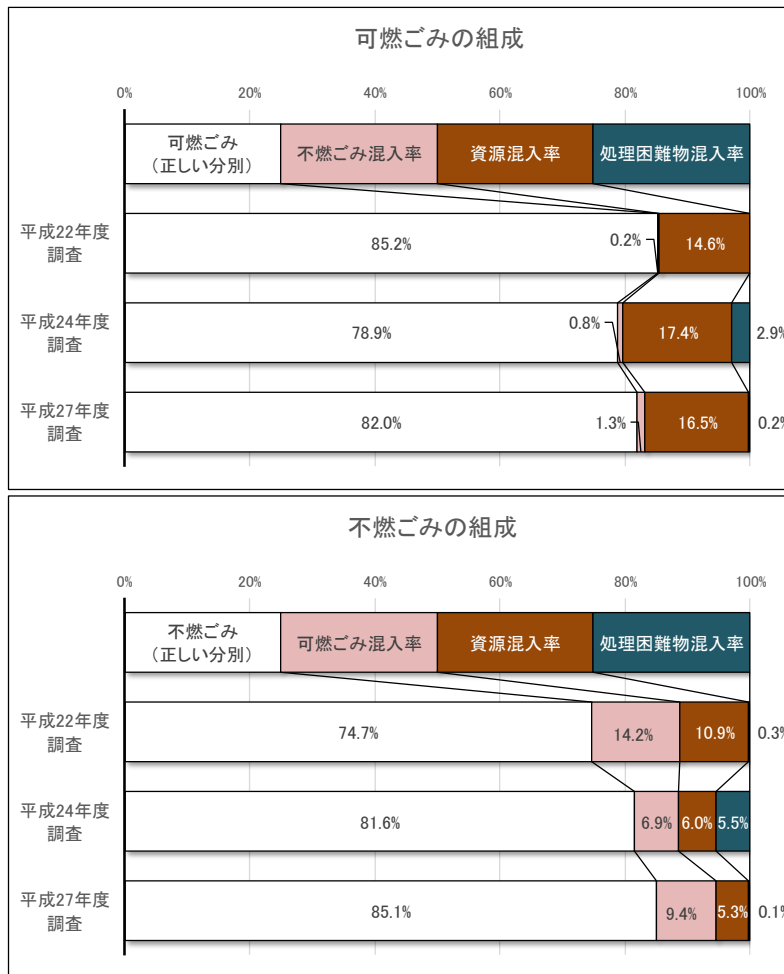
図 14 資源回収量の推移



(5) ごみの組成

ごみの中には分別すれば資源となるものが多く含まれています。

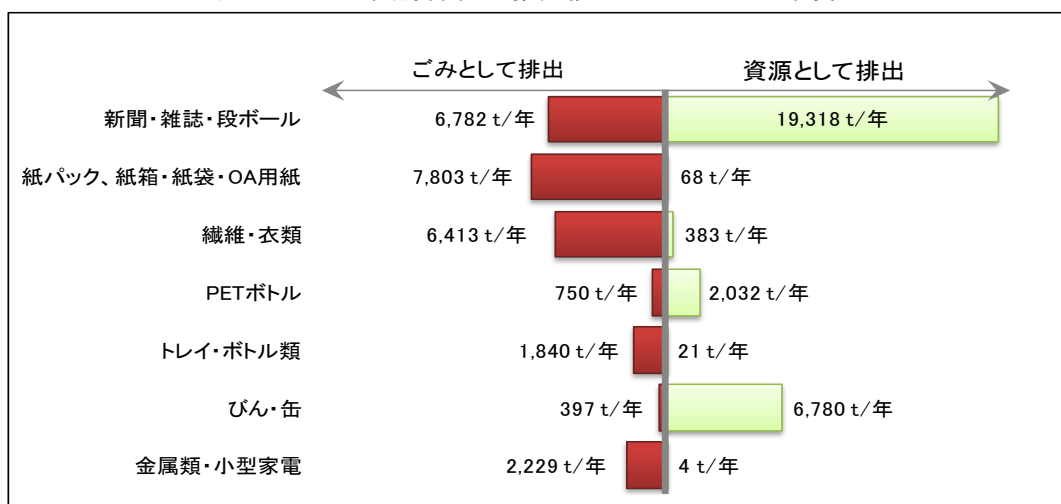
図 15 組成分析調査結果から見る可燃ごみ・不燃ごみの分別遵守率



(6) 排出構造

ごみの組成分析調査から推定される主な品目別の排出量は、図 16 のとおりとなっています。

図 16 主な資源品目の推定排出量 (平成 27 年度)



第3章

取組課題

- 1 一般廃棄物処理基本計画（第三次）の実施状況
- 2 数値目標の達成状況
- 3 3R(発生抑制、再使用、リサイクル)に向けた取組と今後の課題

第 3 章 取組課題

第三次計画の進捗状況を点検、評価するとともに、ごみの 3 R 推進に向けた取組課題をまとめます。

● 一般廃棄物処理基本計画（第三次）の実施状況

第三次計画に掲げた重点施策は概ね実施しています。トレイ・ボトル類の集積所モデル回収の拡大のあり方、事業系ごみの排出基準のあり方などの点で課題も残っています。

● 数値目標の達成状況

第三次計画に掲げた平成 27 (2015) 年度の数値目標の内、総排出量の削減率、ごみ減量率、リサイクル率は未達成となっています。一方、区民 1 人 1 日あたりの総排出量は目標をほぼ達成しています。その要因としては、第三次計画の想定を上回る人口増加、新聞発行部数の減少などによる資源排出量の減少があげられます。

● 3 R(発生抑制、再使用、リサイクル)に向けた取組と今後の課題

○ ごみ減量に向けた普及啓発

3 R の推進(板橋かたつむり運動)や分別ルールの徹底等に関し、さらなる情報発信、普及啓発が必要です。

○ ごみの発生抑制

生ごみ減量に向けた食品ロス対策などの発生抑制対策、容器包装類の削減に向けた普及啓発等が必要です。

○ 資源分別とリサイクル

古紙類の分別を一層徹底するとともに、トレイ・ボトル類のモデル回収分析結果を踏まえた区内全域への拡大が取組課題です。

○ 収集運搬・中間処理・最終処分等

事業系ごみの減量・資源化の指導の推進が必要です。また、国の指針や東京都の計画を踏まえ、区としての災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

1 一般廃棄物処理基本計画（第三次）の実施状況

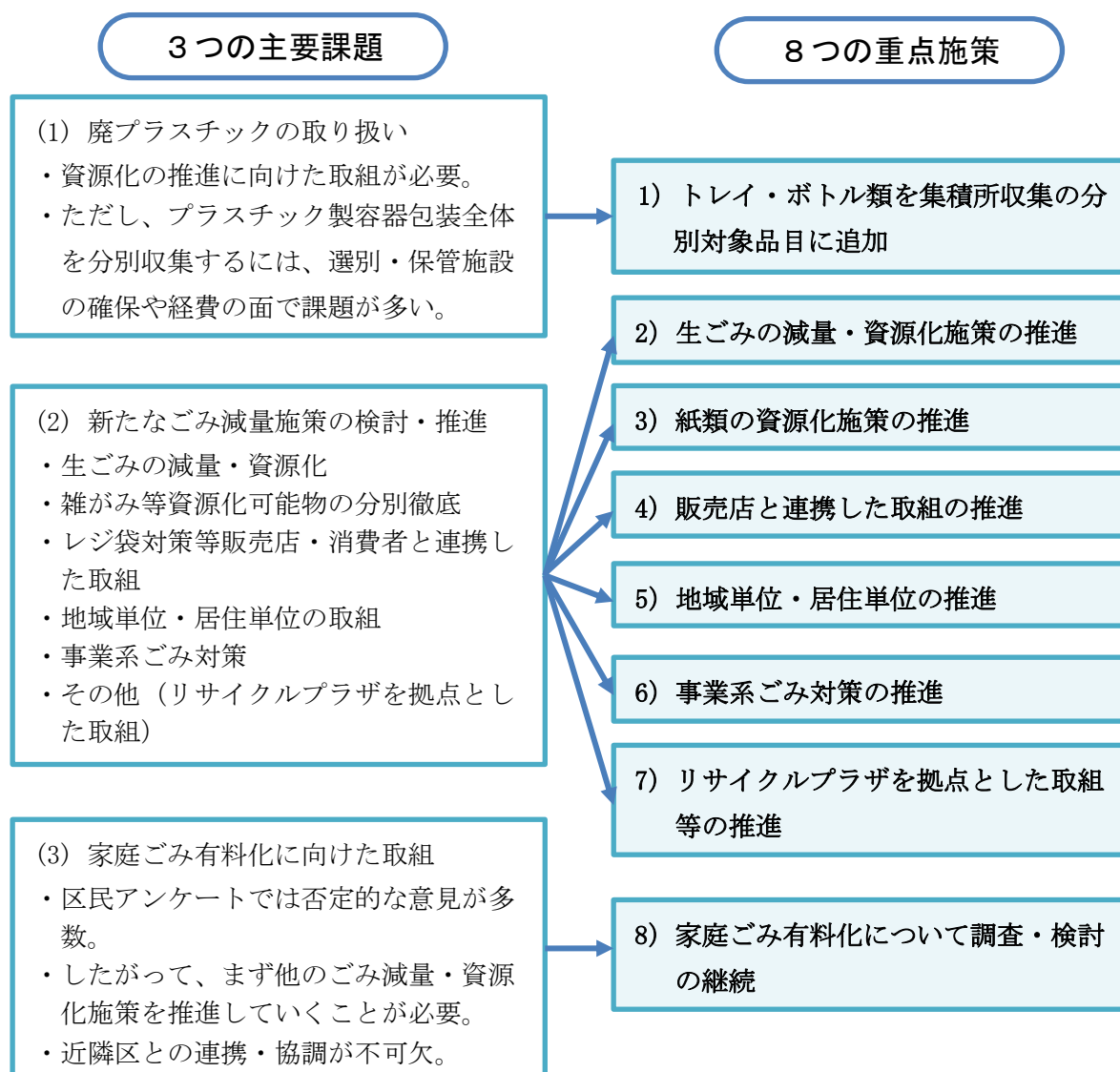
（1）一般廃棄物処理基本計画（第三次）の概要

第三次計画は、平成 24（2012）年度から平成 33（2021）年度を計画期間とし、主要課題は以下の 3 つです。

- 廃プラスチックの取り扱い
- 新たなごみ減量施策の検討・推進
- 家庭ごみ有料化に向けた取組

これらの主要課題に対し、8 つの重点施策を掲げています。

図 17 第三次計画の主要課題と重点施策



(2) 重点施策の取組状況（全体）

第三次計画に掲げた重点施策についての取組は、概ね進められていますが、以下の点について課題も残っています。

- ・トレイ・ボトル類の集積所回収についてはモデル事業として一部実施。
- ・販売店との連携による店頭回収活用の普及啓発や商店街の取組推進は未実施。
- ・事業系ごみの排出基準強化や家庭ごみ有料化の調査・検討は「検討中、検討予定」。

表 3 第三次計画の重点施策の取組状況（平成 28 年度末時点）

実施状況 A：実施 B：一部実施 C：検討中、検討予定 D：未実施					
影響度(ごみ量等への影響度)  ：大 貢献度(第三次計画目標値への貢献度)  ：大  ：中  ：小					
No.	重点施策名	施策の内容	実施状況	影響度	貢献度
1	トレイ・ボトル類の集積所収集	区民にとって分別の方法が分かりやすいトレイ・ボトル容器を回収品目に追加	B		
2	生ごみの減量・資源化施策の推進	家庭内での水切り励行等の促進	A	—	—
		コンポスト容器等による家庭内処理の促進	A	—	—
		地域・学校等と連携した「小さな循環づくり」の可能性の追求	B	—	—
3	紙類の資源化施策の推進	区民に分かりやすく取り組みやすい雑がみの分別排出方法の導入・周知	A		
		板橋かたつむり運動（3R）の積極的な展開や出前講座の充実等効果的な普及活動	A	—	—
		集団回収の維持・発展への取組	A		
4	販売店と連携した取組の推進	「いたばしエコ・ショップ制度」の強化	A	—	—
		イベント等の展開	A	—	—
		店頭回収活用の普及啓発	D	—	—
		商店街における取組の推進	D	—	—
5	地域単位・居住単位の取組の推進	地域単位・グループ単位でのごみ減量活動の充実	A	—	—
		单身アパート等の分別徹底対策	A	—	—
6	事業系ごみ対策の推進	事業系ごみの排出基準の強化・指導の徹底	C		—
		多様な資源回収ルート確保	A		
7	リサイクルプラザを拠点とした取組等の推進	リサイクルプラザを拠点とした取組を充実させるとともに、区民活動を活性化させる仕組みづくりを進めます。	A	—	—
8	家庭ごみ有料化について調査・検討の継続	家庭ごみ有料化はごみ減量に関する施策を全て行った上で、なお計画の数値目標の達成が困難な場合等に、さらなるごみ減量化の手段として効果的であるかを判断します。なお、今後も引き続き必要な調査・検討を行っていきます。	C		—

2 数値目標の達成状況

前項に述べたように、第三次計画に掲げた取組は概ね実施しています。これに対しどの程度の成果が得られているかを検証し、取組課題を整理することとします。

(1) 数値目標の達成状況

- 中間目標年度（平成 27（2015）年度）の目標達成状況を見ると、総排出量の削減率、ごみ減量率、リサイクル率ともに目標に達していません。
- 区民 1 人 1 日あたりの総排出量は目標値（199g/人日削減）に対し 195g/人日削減され、ほぼ達成しています。

表 4 数値目標の達成状況（中間目標年度）

項目	中間目標値（27 年度）	実績	
総排出量の削減率 (可燃、不燃、粗大、持込ごみ、資源回収、拠点回収、集団回収等)	平成 16 年度比 17.1%減	平成 16 年度総排出量 平成 27 年度総排出量 平成 16 年度比	197,672 t 169,077 t 14.5%減
	区民 1 人 1 日あたり 199g/人日削減	平成 16 年度排出量/人日 平成 27 年度排出量/人日 削減量	1,036 g 841 g 195 g 削減
ごみの削減率 (可燃、不燃、粗大、持込ごみ)	平成 16 年度比 23.9%減	平成 16 年度ごみ量 平成 27 年度ごみ量 平成 16 年度比	163,475 t 140,403 t 14.1%減
	区民 1 人 1 日あたり 222g/人日削減	平成 16 年度ごみ量/人日 平成 27 年度ごみ量/人日 削減量	857 g 698 g 159 g 削減
リサイクル率	25%達成	平成 27 年度	17.7%

(2) 中間目標値が未達成の要因

① 人口増加により総排出量の減少が鈍る

本区の人口は、第三次計画で想定した予測人口を上回り推移しています。

そのため、年間の資源・ごみ量は減少しているものの、その減り具合は鈍く人口増加が影響しています。

② 1 人 1 日あたりの資源量の大幅な減少

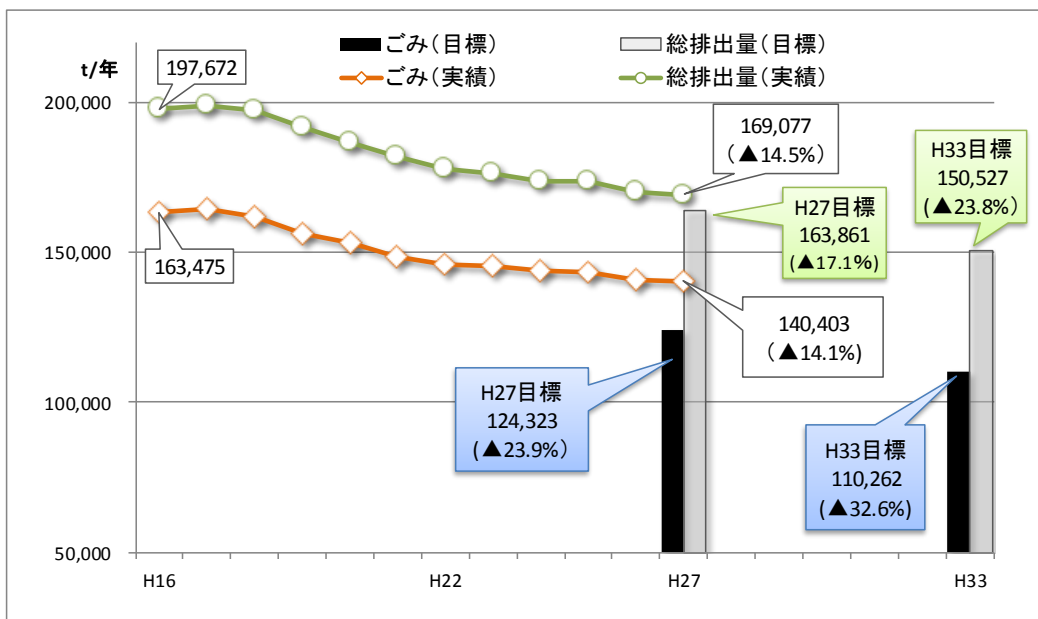
資源量の想定値(23g/人日の増)に対し、37g/人日の減となり、60g/人日の差があります。資源を含む総排出量は、(199g/人日の削減)に対し、195g/人日の削減とほぼ目標を達成しました。資源を含まず算出するごみ排出量は、目標値(222g/人日の削減)に対し、実績では 159g/人日にとどまっています。このこと

は、ごみ量の削減量よりも資源の減少量による影響が大きかったことを示しています。

品目別では、特に新聞回収量の落ち込みが目立っています。

全国的にも新聞発行部数は年々減少しており、その影響も大きいと考えられます。

図 18 数値目標の達成状況 (グラフ)



3 3R（発生抑制・再使用・リサイクル）に向けた取組と今後の課題

(1) ごみ減量に向けた普及啓発

① 取組状況

○「かたつむりのおやくそく」を合言葉に、「かたつむりのおやくそくハンドブック」の配布や環境学習、キャンペーン事業などの「板橋かたつむり運動」を展開しています。

ア 「かたつむりのおやくそくハンドブック」の全戸配布

資源とごみの分け方・出し方のチラシと、転入者用の冊子を統合した、「かたつむりのおやくそくハンドブック」を平成 25（2013）年 1 月に全戸配布しました。以降は、転入者への配布のほか、区役所、清掃事務所、地域センター、区民事務所にて配布しています。

なお、幼児～小学校低学年向けの「かたつむりのおやくそく」、小学校 4 年生を対象とした「みんなで守ろう！かたつむりのおやくそくブック」も作成しています。



イ 環境教育・環境学習の実施

区内全保育園・幼稚園、区立小学校を対象とした出前講座を実施しています。平成 28（2016）年度は 44 回実施しました。リサイクルプラザにおいては、子ども向け環境教育イベントや施設見学会を実施しています。

社会人向け環境学習活動としては、リサイクルプラザやホームページ等で区民グループ、団体に対する出前講座を受け付けているほか、エコポリスセンターを拠点とした各種講座（環境学習指導者養成講座）やワークショップ（リサイクルワークショップ）を実施しています。

また、消費者センターとの連携で消費生活講座、消費生活展を通じて区民、事業者との意見交換を実施しています。

ウ イベントにおけるキャンペーン、普及啓発

毎年 10 月の 3R 推進月間に合わせ、「広報いたばし」にて清掃リサイクル特集を掲載しているほか、区民まつり等のイベントでのブース出展などを行っています。



エ ホームページにおける情報提供

資源・ごみの分け方や事業系ごみ排出ルールなどの基本的な情報を提供しているほか、集団回収やリサイクルプラザの案内、生ごみの減量方法、資源・ごみの主な品目別分別一覧（50音順）など、様々な情報を提供しています。



プランターでの生ごみたい肥化の紹介

（資源・ごみの主な品目別分別一覧（50音順））

	品名	種別						出し方と注意点	
		資源	可燃	不燃	粗大	料金	拠点不可		
あ	アイスピック			●				新聞紙等に包んで「キケン」の表示を！	
	アイロン			●					
	アイロン台	30cm未満		●					金属部分は不燃ごみへ
		30cm以上				●	400		最大辺がおおむね30cm以上のものは粗大ごみへ
	空き缶	●						軽くすすいで回収容器へ	
	空き箱(ボール紙)	●						つぶして、雑誌と一緒にしばって出すか、紙袋に入れ、しばって、お出してください(汚れているものは可燃ごみへ)	
	空きびん	●						軽くすすいで回収容器へ	
	アコーディオンカーテン				●	800			
	アタッシュケース				●	400			
	油引きダンボール		●					油引き・油のしみたダンボールは可燃ごみへ	
	油(機油)							■ 専門業者へ依頼してください	

オ リサイクル推進員との協働など

町会長・自治会長からの推薦により、リサイクル推進員を委嘱しています（平成29（2017）年4月1日現在566名）。リサイクル推進員は、各地域での資源やごみの排出方法、集積所の適正管理に関する啓発、不法投棄の連絡、板橋かたつむり運動の普及などを行っています。リサイクル推進員に対する研修は年2回実施しています。そのほか、生ごみの水切りなどリサイクル推進員のアイデアをホームページで公開しています。

また、単身集合住宅等に対しては、状況に応じて管理人や不動産業者等と連携し、分別の徹底を指導しているほか、外国人世帯への普及啓発方策として、英語・中国語・韓国語のリーフレットを作成しています。

② 今後の取組課題

○3Rの推進（板橋かたつむり運動）や分別ルールの徹底等に関し、さらなる情報発信、普及啓発が必要です。

ア 区民の認知状況

「板橋かたつむり運動」やごみの分別排出ルール等を伝える主要媒体である「かたつむりのおやくそくハンドブック」に対する区民の認知度、利用度は決して高くなく、さらなる認知度の向上が望まれます。

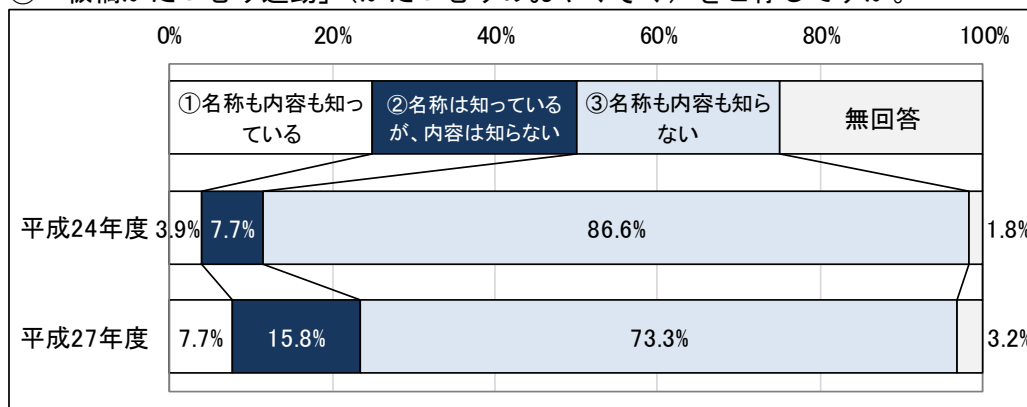
平成27（2015）年度の区民アンケート調査では、「板橋かたつむり運動」について「名称は知っている」「名称・内容共に知っている」は23.5%でした。

また、ごみの分け方・出し方に関する情報源は「集積所の看板」が53.6%で最も高く、「かたつむりのおやくそくハンドブック」は18.3%でした。区によるごみ減量に関する情報提供・PR活動については、「情報量・内容ともに不十分である」という回答が45.3%となっており、情報発信内容の充実が必要です。

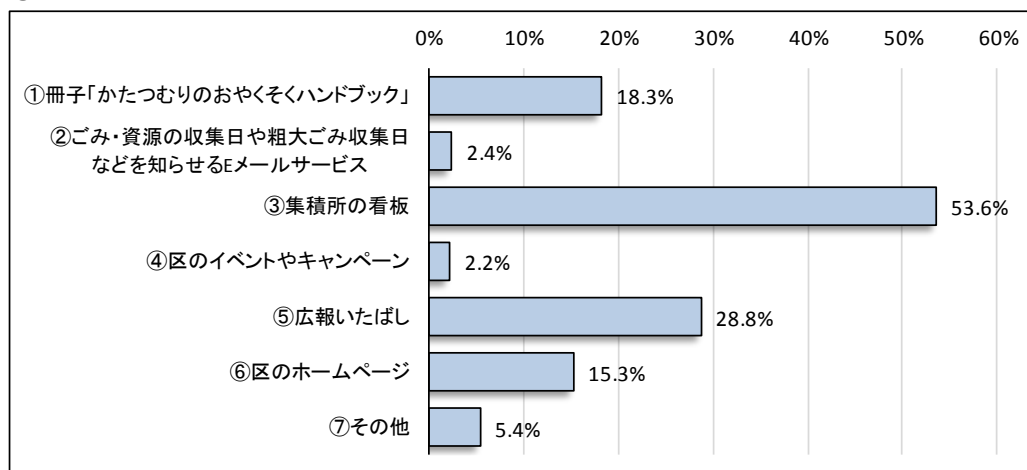
子どもへの環境教育においても、日常的なごみ分別体験の機会を増やすなどの工夫が必要です。

（区民アンケート調査より）

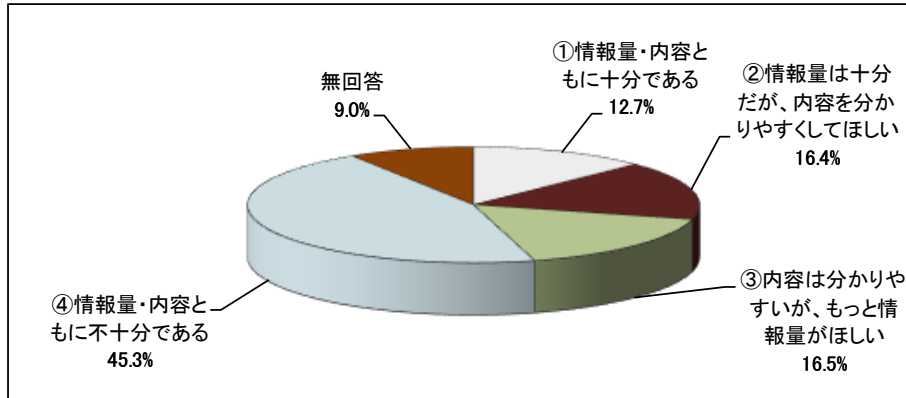
○「板橋かたつむり運動」（かたつむりのおやくそく）をご存じですか。



○あなたは、ごみの分け方・出し方や減量に関する情報を主にどこから得ていますか。



○あなたは、区によるごみ減量に関する情報提供・PR活動についてどう思われますか。



イ 事業所の認知状況

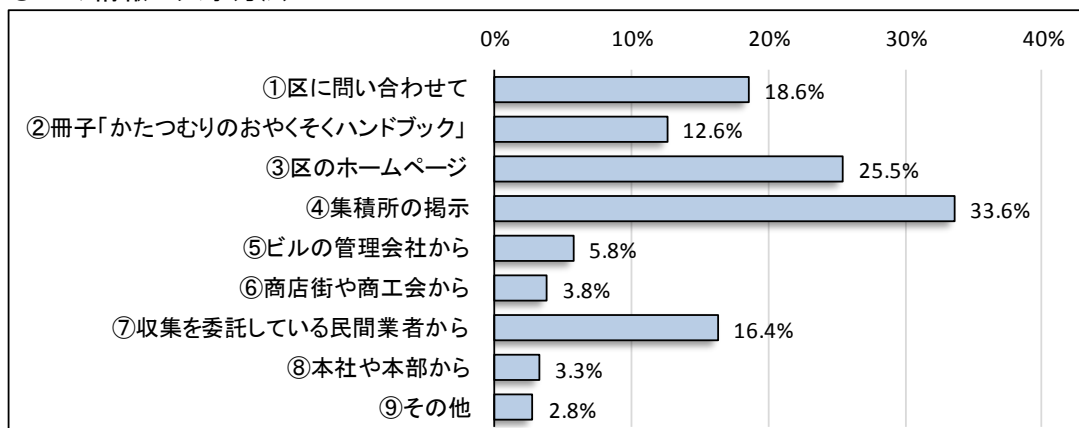
事業所に対しても「かたつむりのおやくそくハンドブック」を全事業所に配布しているほか、事業用途に供する部分の延べ床面積 1,000 m²以上の大規模事業所に対しては、廃棄物管理責任者講習会の際に「事業系ごみ減量・リサイクルハンドブック」を配布しています。

一方、事業所アンケート調査では、ごみ情報の入手方法について、「ハンドブック」と回答している事業所は 12.6%にとどまっており、様々な情報源に分散している傾向がうかがえます。事業所においても、より効果的な情報発信を検討する必要があります。



(事業所アンケート調査より)

○ごみ情報の入手方法



(2) ごみの発生抑制

① 取組状況

○生ごみ減量のための講習会やフードドライブ、リサイクルプラザを拠点としたリユースの取組等を実施しています。

ア 生ごみ減量のための取組

生ごみ減量に向け、以下の取組を実施しています。

○家庭内での水切り励行等の促進

生ごみの水切り等の励行のため、「かたつむりのおやくそくハンドブック」への記載や、区民まつり等のイベント時に、水切りに関するクイズなどを行っています。その他、生ごみからたい肥づくり講習会実施時に、水切りを励行しています。

○コンポスト容器等による家庭内処理の促進

「生ごみからたい肥作り講習会」を年数回実施しています。

また、平成 26 (2014) 年度から小学生の親子を対象とした、たい肥作り講習会を実施するとともに、一般向けの講習会のうち、区民農園の募集に合わせて実施するなど、事業効果を高める工夫をしています。

なお、平成 25 (2013) 年度でコンポスト容器、生ごみ処理機の助成制度は終了しました。

○地域・学校等と連携した「小さな循環づくり」の可能性の追求

区内 2 か所 (富士見・徳丸地区) で地域コンポストを設置しており地区の住民が利用しています。区は、運営支援 (維持管理、地域でのたい肥の配付) を行っています。

しかし、最大 9 か所あった地域コンポストは利用者の確保に課題があり、現在では、上記 2 か所のみとなっています。

○食品ロス削減の取組 (フードドライブの実施)

フードドライブとは、家庭で眠っている食品を持ち寄り、福祉施設などに寄付する活動です。都区部では、各区が主催する環境イベント等でフードバンク団体と連携して区民から食品を集める例が増えてきています。

本区でも、NPO 法人と連携し、平成 29 (2017) 年 2 月に区役所 1 階イベントスペースでフードドライブを実施し、約 160 キログラムの食品を区民からご提供いただきました。



イ リサイクルプラザを拠点とした取組の推進

リサイクルプラザでは、家具などの生活不用品の展示・販売や、各種リサイクル講座等を実施しています。平成 27（2015）年度の指定管理者の再選定を契機に、新規事業を打ち出し、取組を充実させました。

- 衣類、雑貨等のリサイクルショップ「いたぷらショップ」の開設
- おもちゃの交換会の実施
- フリーマーケットの実施
- リサイクルプラザ 10 周年感謝祭の実施



【写真】リサイクルショップ「いたぷらショップ」

ウ いたばしエコ・ショップ制度

「板橋かたつむり運動」の実践及び普及啓発や、過剰包装の自粛などの基準を定め、これを満たす区内の小売店などを、いたばしエコ・ショップとして認定しています。平成 27（2015）年度に「いたばしエコ・ショップの認定等に関する要綱」を改正し、新たに認定店を取組状況に応じ、3段階にランク付けすることで、認定店がさらに上のランクを目指す活動を促す仕組みとしました。ホームページでの認定店の紹介を、一覧表から、1店舗1ページにし、紹介内容を充実しています。

エ 家庭ごみ有料化の検討について

家庭ごみ有料化はごみ減量に関する施策を全て行ったうえで、なお計画の数値目標の達成が困難な場合等に、さらなるごみ減量化の手段として効果的であるかを検討し、判断します。

なお、新たな施策として「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」、「トレイ・ボトル」の回収や、「不燃ごみの資源化」等を展開中であり、ごみ減量に関する施策を全て行ったとはいえない状況です。したがって、ごみ有料化については他区の検討状況に留意しつつ、引き続き調査・検討することとしています。

② 今後の取組課題

○ごみの中で最も多い生ごみは、多くの家庭ですでに水切りを実行しています。コンポストなどの家庭内処理に加え、食べ残しや賞味期限切れといった食品ロスを出さないなどの発生抑制対策の推進が必要です。

○容器包装類の削減に向けた区民への普及啓発や、いたばしエコ・ショップ制度のあり方についての再検討が必要です。

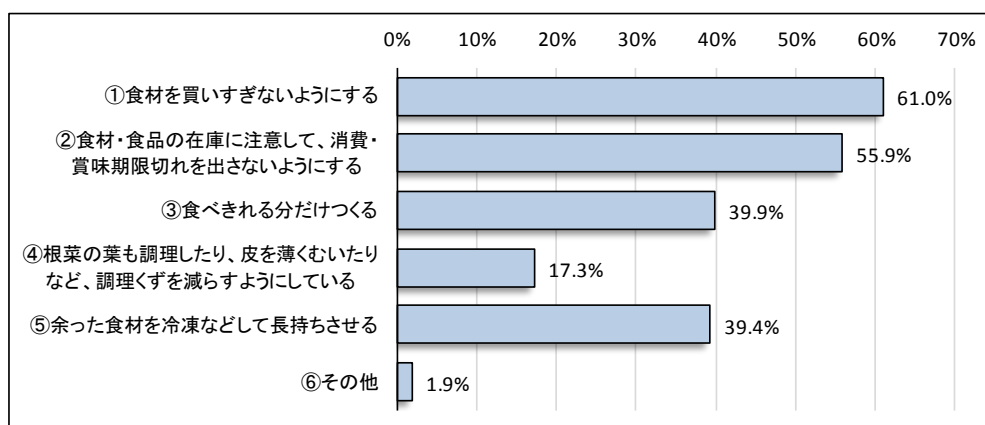
ア 生ごみ減量対策の状況

平成 27（2015）年度の区民アンケート調査によると、多くの世帯で水切りを実施中です。ただし、賞味期限切れや食べ残し等の「食品ロス」を出さないための取り組みにはばらつきがあります。食べ残しや賞味期限切れといった食品ロスを出さないなどの発生抑制対策の推進が必要です。

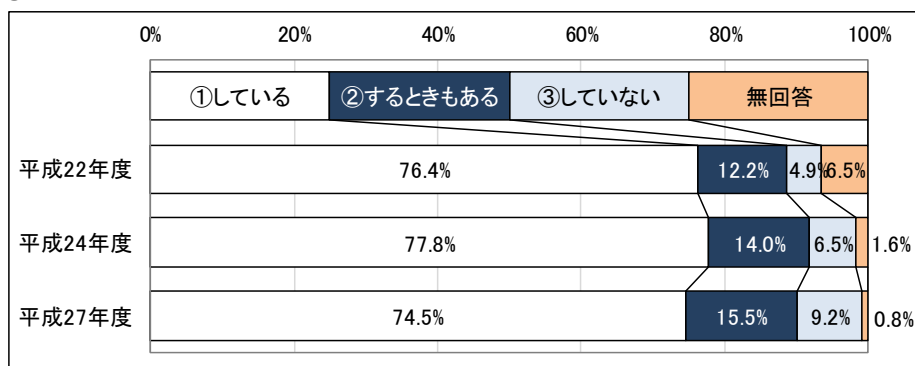
また、「消費期限」「賞味期限」の違い、食べ残しをしないことの大切さなど、子どもの頃から環境教育の中で伝えていくことも大事です。

（区民アンケート調査より）

○ご家庭では、生ごみを出さないための工夫をしていますか。



○生ごみを出すとき、水切りをしていますか。



イ いたばしエコ・ショップ制度の見直し

いたばしエコ・ショップの認定基準を改定したものの、認定店舗数の大きな増加は見込めないことから、制度のあり方について再検討が必要です。

(3) 資源分別とリサイクル

① 取組状況

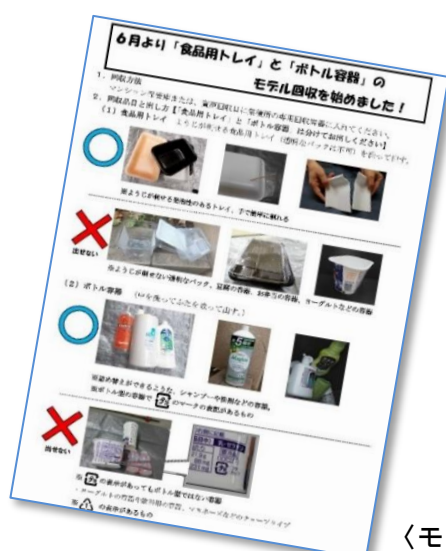
○「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の分別回収の導入やトレイ・ボトル類のモデル回収、不燃ごみからの資源化事業を新たに実施しています。

ア 紙類の資源化の推進

雑がみ類の分別・リサイクルを推進するため、「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」について、平成 27 (2015) 年 4 月から区内 6 分の 1 のエリアでモデル回収を実施しました。平成 28 (2016) 年 4 月から、回収地域を区内全域に拡大しています。

イ トレイ・ボトル類のモデル回収の実施

プラスチック類のリサイクル推進に向け、平成 28 (2016) 年 6 月から、大規模マンション約 200 か所、集積所約 50 か所でトレイ・ボトル類のモデル集積所回収を実施しています。



【写真】トレイ・ボトル容器のモデル回収集積所の様子

〈モデル回収チラシ〉

ウ 不燃ごみからの資源化事業

区が収集した不燃ごみは、東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理を実施し、残さは東京都が管理する最終処分場に埋め立てていました。

区では不燃ごみからの資源化を推進するため、東京二十三区清掃一部事務組合の実施する不燃ごみの中間処理とは別に、平成 28 (2016) 年度は 30%程度、平成 29 (2017) 年度より全量を選別・資源化施設へ搬入し、不燃ごみ資源化事業を実施しています。

表 5 平成 28 年度不燃ごみ資源化実績

不燃ごみ収集量	資源化施設搬入量	資源化量	資源化割合	
			対収集量	対資源化施設搬入量
3,253.13t	853.09t	798.46t	24.54%	93.60%

② 今後の取組課題

- 古紙類とプラスチック類のさらなる分別の徹底、資源化推進が必要です。
- 古布・古着や小型家電、廃食用油等の拠点回収や区民主体の集団回収についても、品目別の状況を精査した上で必要な対応を検討する必要があります。

ア 古紙類のリサイクル推進

新聞・雑誌類の排出量は減少傾向にありますが、ごみの中にはまだ資源化可能な古紙類が多く含まれています。

平成 28 (2016) 年度から「紙パック」、「紙箱・紙袋・OA用紙」の回収を区内全域（集積所回収）で実施していますが回収量は、約 157.4 トンで、組成分析調査から推定される発生量 (7,801 t) の 2 %程度にとどまっています。

このように、雑がみ類の回収については十分な分別協力が得られていないため、雑がみ類の種類、分け方などの認知度の向上が必要です。

イ プラスチック類の取り扱いについて

トレイ・ボトル類のモデル地区における平成 28 (2016) 年度の回収量は、約 11.0 トンでした。モデル回収実施世帯数から、全区で回収した場合の回収量を推計すると、約 208 トンとなります。

一方、トレイ・ボトル類の平成 27 (2015) 年度のごみへの排出量は、約 1,840 トンと推定されます。区内全域にトレイ・ボトル類の分別回収を拡大する際には、より一層の普及啓発により、分別協力度を上げる必要があります。

また、モデル回収されたトレイ・ボトル類は、民間事業者に選別を委託し、その 9 割程度が資源化されました。区内全域への拡大に際しても、この質の高いリサイクルが保たれるよう、区民に協力をお願いしていく必要があります。

なお、分別回収の対象とする品目については、以下の考え方から、引き続き「トレイ・ボトル類」を対象とすることとします。

- 容器包装プラスチック全てを分別収集する場合は、トレイ・ボトルに品目を限定した場合に比べ、汚れたプラスチックを洗浄する負担が大きくなること。
- 容器包装プラスチック全てを分別収集する場合は、トレイ・ボトルに品目に限定した場合に比べ、収集・選別に費用を要すること。
- トレイ・ボトルに品目を限定した場合は、区民の協力を得られやすく、比較的質の高いリサイクルが可能となること。
- 全面分別とした場合、選別・保管施設の確保が困難になること。

ウ その他の資源のリサイクル推進

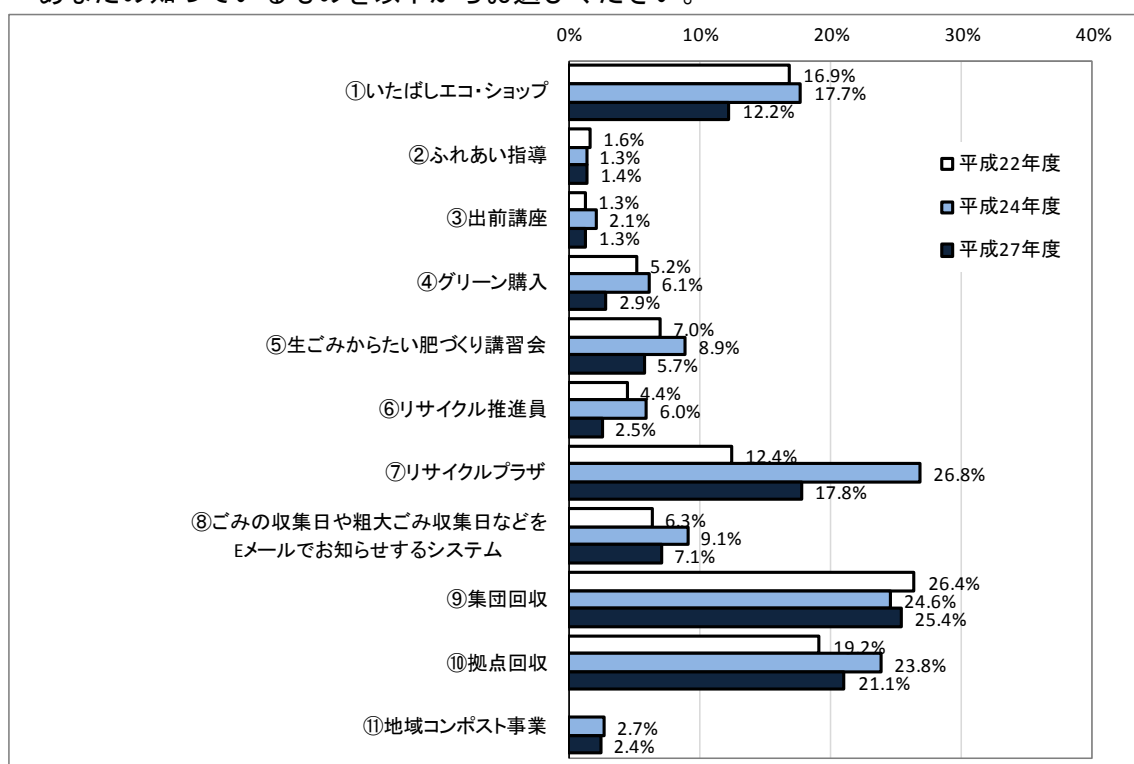
古布・古着は集団回収、拠点回収で回収されていますが、ごみに出される量が圧倒的に多くなっています。

また、平成 27（2015）年度の区民アンケート調査によると、拠点回収に対する認知度は 2 割程度にとどまっています。

拠点回収については、拠点回収場所の充実や区民への周知徹底を図るとともに、今後の高齢化の進展等に対応した出しやすい回収サービスの検討が必要です。

（区民アンケート調査より）

- 板橋区では、ごみの減量やリサイクルを促進するために様々なことを行っています。あなたの知っているものを以下からお選びください。



(4) 収集運搬・中間処理・最終処分等

① 取組状況

〇区の資源・ごみの収集運搬体制、東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設、東京都の最終処分場の概要等を示します。

ア 収集運搬体制

〇区で収集しないごみ

区の収集対象としないごみは、販売店や専門の処理業者への処理を依頼することとなっています。品目例については、表6のとおりです。

表6 区で収集しないごみ

内容	品目例
有害性、危険性、引火性のあるもの、著しく悪臭を発するもの	ガスボンベ類(プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素など)、石油類(ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル、ブレーキオイル)、工業製品(塩素、硫酸、硝酸、クロムなど)、花火、印刷用インク、マッチ、未使用の使い捨てライター、現像液、自動車燃料用添加剤、自動車のバッテリー等
区の収集、処分作業に支障をきたすもの	タイヤ、ピアノ、消火器、耐火金庫、薬品類、石、ブロック、土、砂等
家電リサイクル法対象品	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
医療系廃棄物	注射針、血のついたもの
その他	自動車、オートバイ、パソコン

〇ごみ処理手数料

ごみ処理手数料は表7、ごみ処理券の価格は表8のとおりです。

表7 ごみ処理手数料

区分		手数料	備考
家庭	区で収集	1日平均10kgを超えるごみ	40円/kg
		臨時ごみ	40円/kg
	粗大ごみ	品目別に手数料を設定	ごみ処理券方式
持ち込む場合	粗大ごみ	品目別に手数料を設定(品目別引き取り料金の半額)	ごみ処理券方式
事業系	区で収集	ごみ処理券方式	ごみ袋の容量に合わせてごみ処理券を貼付
		臨時ごみ	40円/kg
	持ち込む場合	臨時持込	15.5円/kg
		継続持込	15.5円/kg

※平成29(2017)年10月1日より改定

表 8 ごみ処理券の価格

事業系	特大 70 L 相当	1 セット 5 枚	2,660 円
	大 45 L 相当	1 セット 10 枚	3,420 円
	中 20 L 相当	1 セット 10 枚	1,520 円
	小 10 L 相当	1 セット 10 枚	760 円
家庭（粗大ごみ）	処理券 A(200 円)、処理券 B(300 円)を組み合わせて、所定の金額を支払う。		

※平成 29（2017）年 10 月 1 日より改定

イ びん・缶の選別施設

びん、缶については、平成 18（2006）年 1 月に稼動した板橋区立リサイクルプラザにおいて資源化を行っています。施設概要は表 9 のとおりです。

表 9 板橋区立リサイクルプラザの概要

所在地	板橋区舟渡四丁目 4 番 16 号
竣工年月	平成 18 年 1 月
処理能力	びん:20トン/日 缶:10トン/日
処理方式	びん:選別 缶:選別・圧縮

ウ 東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設の概要

○ 可燃ごみの処理

本区の可燃ごみは、主に板橋清掃工場に搬入され焼却処理及び熱回収を行っています。板橋清掃工場の概要は表 10 のとおりです。

表 10 板橋清掃工場の概要

所在地		板橋区高島平九丁目 48 番 1 号
竣工年月		平成 14 年 11 月
ごみ焼却炉	炉型式	W+E 式全連続燃焼式火格子焼却炉
	設計最高発熱量	12,100 KJ/kg
	処理能力	600トン/日(300トン/日×2 炉)
灰溶融炉	炉型式	3相アーク式長円形型(電気式)
	処理能力	180トン/日(90トン/日×2 炉)
余熱利用	発電出力	13,200kW
	給熱	高島平温水プール、熱帯環境植物館、高島平ふれあい館

※灰溶融炉は、平成 28(2016)年 4 月より休止中

出典：東京二十三区清掃一部事務組合 事業概要

○不燃ごみ・粗大ごみの処理

不燃ごみは、選別・資源化施設で、資源化可能物を回収しています。残さは北区の堀船清掃作業所で輸送船舶に積み替えられるか、清掃車両により、東京湾の中央防波堤内側埋立地内にある中防不燃ごみ処理センターに搬入され処理されています。中防不燃ごみ処理センターの概要は表 11 のとおりです。鉄、アルミを回収したのち、陶磁器くず等の不燃物は埋め立て処分しています。

表 11 中防不燃ごみ処理センターの概要

所在地	江東区青海二丁目地先
竣工年月	平成 8 年 10 月(第二プラント)
処理能力	48 トン/h×2 基(第二プラント)
処理方式	横型回転衝撃式
選別品目	鉄分、アルミニウム、不燃物、その他ごみ

※第一プラントは休止中

出典：東京二十三区清掃一部事務組合

粗大ごみは、西台粗大ごみセンター（中継所）で使用済小型家電を回収後、中央防波堤内側埋立地内の粗大ごみ破碎処理施設に搬入され、破碎・減容化されます。粗大ごみ破碎処理施設の概要は表 12 のとおりです。鉄は回収し、可燃物は破碎ごみ処理施設又は清掃工場に搬送して、焼却処理し、不燃物は埋め立て処分しています。

表 12 粗大ごみ破碎処理施設の概要

所在地	江東区青海二丁目地先
竣工年月	昭和 54 年 6 月
処理能力	27 トン/h×2 基
処理方式	縦型回転衝撃式

出典：東京二十三区清掃一部事務組合

エ 最終処分場

焼却施設や不燃ごみ、粗大ごみの中間処理施設から出る残さは、東京都が所有する新海面処分場、中央防波堤外側埋立処分場に委託処分しています。新海面処分場の概要は表 13 のとおりです。

表 13 新海面処分場の概要

敷地面積	480ha
埋立面積	319ha
埋立期間	平成 10 年～

出典：東京都港湾局資料

オ 清掃・リサイクル事業経費

本区におけるごみ・資源の収集運搬経費の推移を表 14、図 19 に示します。

表 14 収集運搬経費の推移

	人口 (人) ※1	収集量 (トン) ※2	職員定数 (人) ※3	収集運搬経費 (千円) ※4	kg あたりの 経費(円)	区民一人あたり の経費(円)
平成 23 年度	535,802	130,167	215 人	2,001,340	15.4	3,735
平成 24 年度	536,914	127,797	194 人	2,030,870	15.9	3,782
平成 25 年度	539,924	126,768	194 人	2,039,570	16.1	3,778
平成 26 年度	543,076	124,611	183 人	2,122,780	17.0	3,909
平成 27 年度	549,571	123,775	183 人	2,132,100	17.2	3,880
平成 28 年度	556,859	121,969	183 人	2,174,590	17.8	3,905

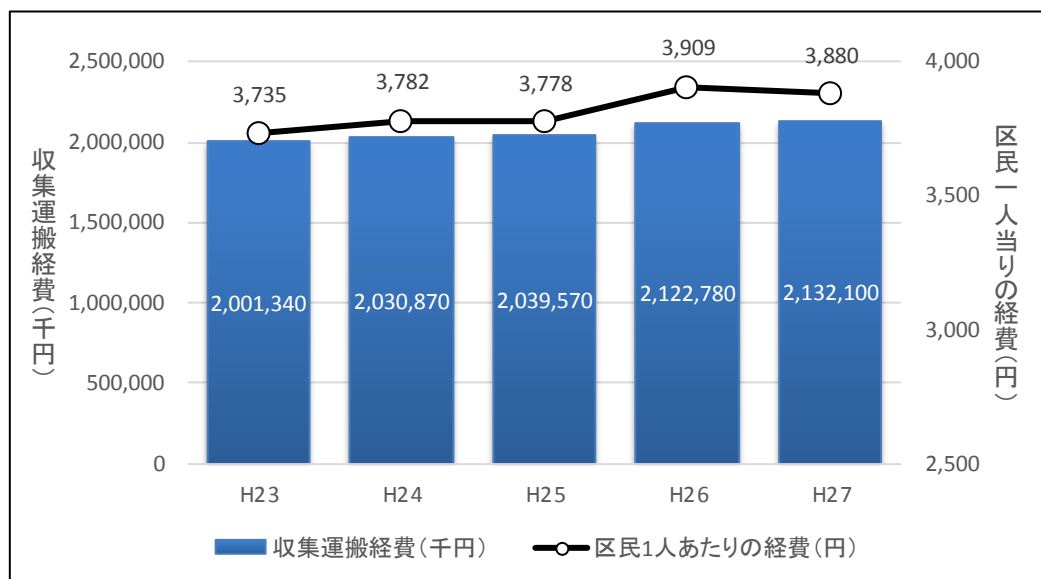
※1 人口は各年度 10 月 1 日現在

※2 収集量＝可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源（集積所回収、拠点回収）

※3 職員定数＝収集運搬に直接かかわる区正規職員の定数

※4 収集運搬経費＝雇い上げ車及び直営車に係る経費であり、積込・運転業務に係る区の職員の人件費は除く。

図 19 収集運搬経費の推移（グラフ）



カ 事業所への指導

区では、事業用途に供する延べ床面積が 1,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者に対して、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書等の提出を義務づけ、適宜立入り調査を実施し、ごみの減量・リサイクルについての指導・助言を行っています。

② 今後の取組課題

- 区収集ごみが年々減少しているのに対し、事業系ごみ（持込ごみ）は、横ばい傾向となっています（P18 図 13 参照）。事業系ごみ排出ルールの見直しや、適正排出の指導の徹底など、事業系ごみの減量と適正処理の推進に向けた検討が必要です。
- 集積所の適正管理や有害物の混入排除など、適正排出・適正処理に向けた取組を引き続き推進する必要があります。
- 国の災害廃棄物対策指針、東京都の災害廃棄物処理計画の策定を踏まえ、区としての災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

ア 小規模事業所の事業系ごみの排出管理

事業系ごみは自己処理が原則ですが、一日平均排出量 50 kg未満の小規模事業所については、有料ごみ処理券を貼付のうえ、区の収集に排出することを認めています。

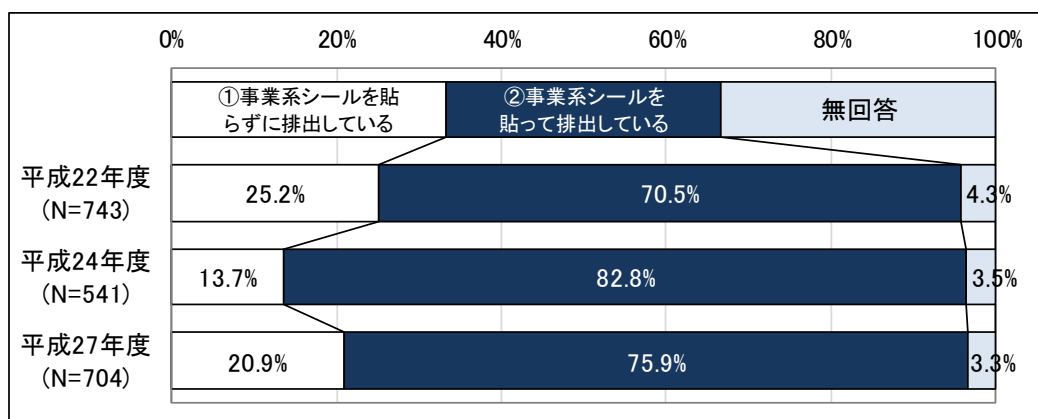
しかし、平成 27（2015）年度の事業所アンケート調査では、20%程度の事業所が「貼らずに排出する」と回答しています。

区の収集にごみを排出している事業所については、集積所での排出指導を行い、事業系ごみ処理券の貼付や分別の徹底を図ることが必要です。

なお、第三次計画では、「区収集の上限量の引き下げについて検討」することを掲げていましたが、平成 27（2015）年度の事業所アンケート調査によると、区収集に排出している事業所のうち、90%以上が1週間あたりの排出量が 100 kg未満（日量換算で約 14.3 kg未満）であったことから、事業系ごみ処理券の貼付等の排出ルールの徹底を優先し、排出基準の強化については引き続き検討することとします。

（事業所アンケート調査より）

○区の収集に排出される際、事業系シールを貼っていますか。



イ 大規模事業所の事業系ごみの減量・資源化

事業用途に供する部分の延べ床面積 1,000 m²以上の事業用大規模建築物については、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書等の提出を義務づけ、立入り指導やごみの減量・リサイクルについての指導助言を行っています。今後とも引き続き減量・資源化の指導を継続することが求められます。

ウ 収集運搬サービスの充実

高齢化等の進展に伴い、粗大ごみを玄関先へ排出することや、古布類等の拠点回収資源を拠点まで持って行くことが困難な世帯の増加が見込まれます。

区民サービス水準の向上、及び資源物等の円滑な回収に向け、こうした排出困難者対策の充実が必要です。

エ 水銀など有害物の適正処理

平成 28 (2016) 年 2 月の水俣条約の批准をはじめ、水銀含有廃棄物の適正処理の取り組みが推進されています。国は、平成 27 (2015) 年 12 月に「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を公表し、市区町村に向け、水銀使用製品が一般廃棄物として排出された際の適正な取り扱いを求めています。

なお、東京都の埋立処分場では、廃蛍光管等の埋立は平成 31 (2019) 年度末をもって終了することになっています。

また、都区部の清掃工場で水銀が混入したごみの搬入が原因で、焼却炉が停止する事態がたびたび起こっています。これらを踏まえ水銀をはじめとする有害物や適正処理困難物のごみへの混入排除を進めることが求められています。

区では、水俣条約の批准を受け、水銀含有廃棄物の適正処理のほかに、街灯の LED 化等の取組を行っています。

オ 安定的な中間処理・最終処分

中間処理を実施する東京二十三区清掃一部事務組合、最終処分場を管理する東京都と連携し、ごみの中間処理・最終処分体制を安定的に維持していくことが必要です。

また、平成 29 (2017) 年度から本格実施した不燃ごみ資源化事業について、引き続き推進し、資源効率性の高い金属リサイクルを進めていくことが大事です。

カ 災害廃棄物処理計画の策定

震災等の災害廃棄物対策として、国の災害廃棄物対策指針、及び東京都災害廃棄物処理計画を踏まえ、区としての災害廃棄物処理計画の策定が必要です。

第4章

計画の理念・目標

- 1 基本理念・達成目標
- 2 施策展開上の基本方針と計画の体系
- 3 計画目標

第4章 計画の理念・目標

本計画の基本理念、達成目標、施策展開上の基本方針等を明らかにします。

● 基本理念・達成目標

基本理念：人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」の実現

達成目標1：循環型経済社会の実現

達成目標2：循環型廃棄物処理システムの構築

● 施策展開上の基本方針と計画の体系

「パートナーシップで実現する循環型社会経済」「発生抑制と再使用を徹底する仕組みづくり」「環境負荷の少ない処理の推進」「PDCAサイクルによる計画の進捗管理」「効率的な事業運営の推進」「排出者による適正な費用負担」の6つの基本方針に基づき、施策を展開していきます。

● 計画目標

平成37（2025）年度までの数値目標は、以下のとおりです。

- ・区民1人1日あたりの資源・ごみ量：598g/人日
- ・リサイクル率：28%

1 基本理念・達成目標

区は、平成5（1993）年4月の『『エコポリス板橋』環境都市宣言』以来、人と環境が共生する都市づくりを目指し、区民・環境団体・事業者への情報提供や環境教育・環境学習活動の場としてのエコポリスセンターの開設、都内自治体として初のISO14001の認証取得、緑のカーテン普及、板橋区スマートシティ推進方針の策定等の環境に優しいまちづくり、先進的な取組を展開してきました。このような背景から、一般廃棄物処理基本計画においても「エコポリス板橋の実現」を一貫した基本理念としています。

基本理念

人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」の実現

「エコポリス板橋」環境都市宣言

豊かな自然 澄んだ空気 静かでやすらぎのある
暮らしは私たちすべての区民の願いです

板橋区には みどりや水の豊かな自然やいきいき
としたまちなみなど 誇れる環境が残されています

しかし 近年の盛んな都市活動は かつての良好
な環境を徐々に失わせ さらに地球環境をも悪化さ
せています

環境にやさしい暮らし方や事業活動を進めながら
かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいくこ
とが 私たちに課せられた責務です

私たち板橋区民は 真に快適な環境を創造するた
めに 人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の
実現を目指していくことをここに宣言します

一 私たちは 毎日の生活が地球環境に影響を及ぼ
していることを認識し 地球市民として行動します

二 私たちは リサイクルの推進やエネルギーの節
約に努め 地球の資源を大切にします

三 私たちは みどりや水 空気を大切に守り様々
な生物が共に生きていける環境づくりに努めます

平成五年四月一日

板橋区

達成目標

達成目標 1

循環型経済社会の実現

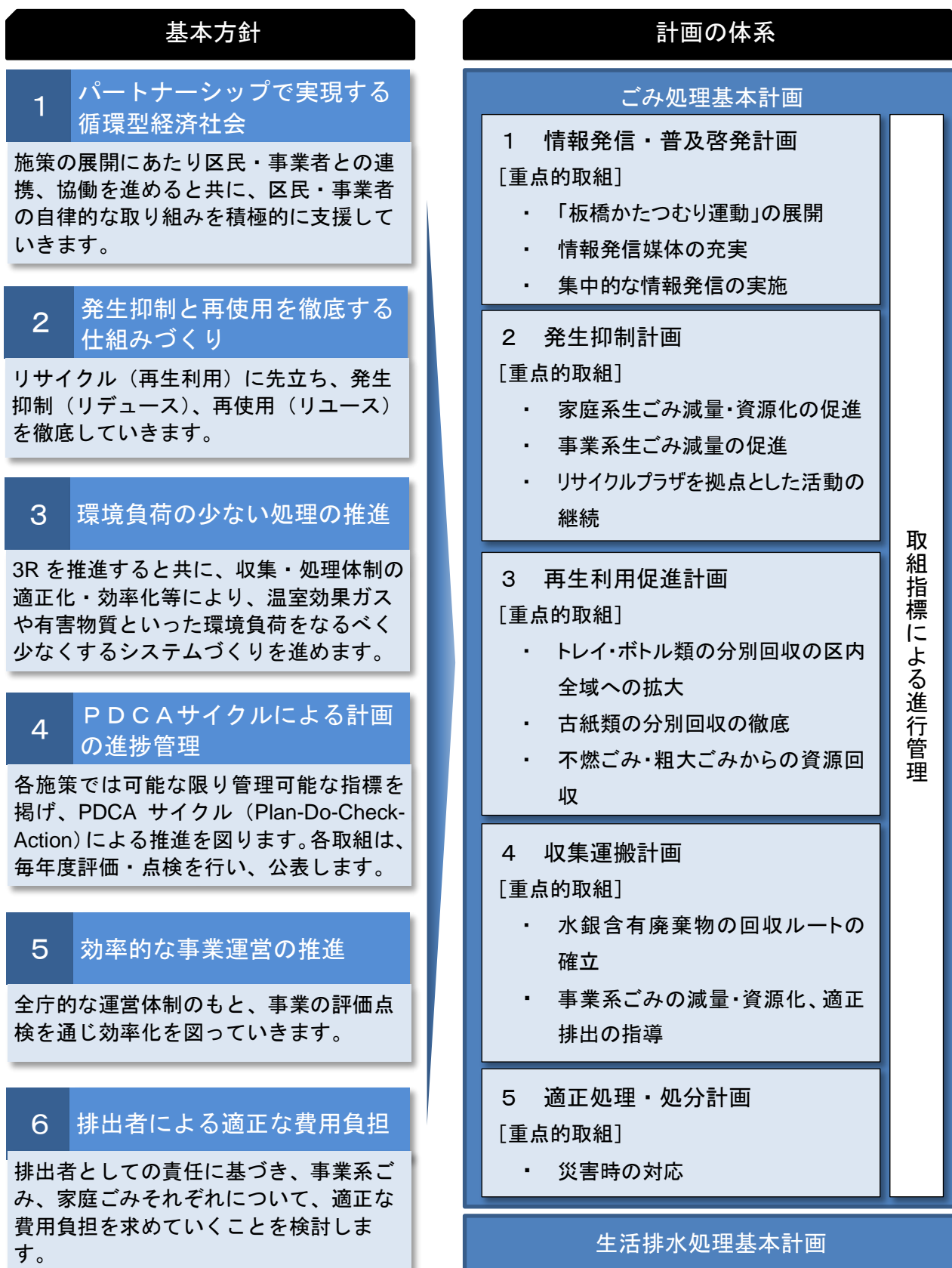
板橋かたつむり運動（3R）の取組を、区民、事業者、行政がそれぞれ自ら実践するとともに、互いに連携して推進していく社会を目指します。

達成目標 2

循環型廃棄物処理システムの構築

排出されたごみについては、可能な限り再生利用し、再生利用に適さないものについては可能な限り焼却しエネルギー回収するシステムの構築を目指します。

2 施策展開上の基本方針と計画の体系



3 計画目標

(1) 指標の設定

指標1：区民1人1日あたりの資源・ごみ量

第三次計画では、総排出量（持込ごみを含む資源・ごみ量）を指標としていましたが、人口変動による影響を大きく受けてしまうため、影響を受けにくい区民1人1日あたりの資源・ごみ量に変更しました。

なお、上位計画にあたる「板橋区基本計画2025」及び「板橋区環境基本計画2025」との整合を図り、持込ごみは指標に含めず、持込みごみを除く資源・ごみ量を指標とします。持込ごみについては、個別計画において指標を設け、削減を図ることとします。

$$\text{指標1：区民1人1日あたりの資源・ごみ量} = \frac{\text{持込みごみを除く資源・ごみ量}}{\text{将来人口} \times \text{年間日数}}$$

指標2：リサイクル率

第三次計画では、総排出量（持込ごみを含む資源・ごみ量）に対する資源化量（回収した資源から残さを取り除いた量）及び収集後の資源化量（不燃ごみ・粗大ごみからのピックアップ回収量）の割合で算出していました。

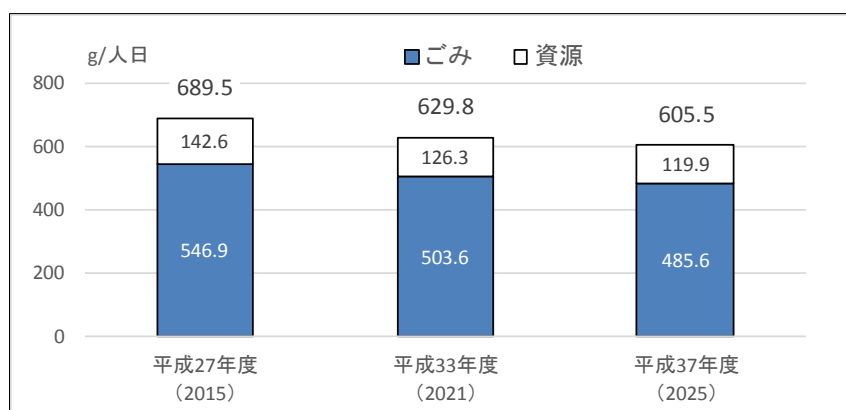
しかし、持込ごみに対応する事業者が店頭等で回収している資源は、資源量に含まれないため、持込ごみを除く資源・ごみ量を分母とします。

$$\text{指標2：リサイクル率} = \frac{\text{資源化量} + \text{不燃ごみ・粗大ごみからのピックアップ回収量}}{\text{持込みごみを除く資源・ごみ量}}$$

(2) 現状のまま推移した場合の推計

過去の実績値から、現状のまま推移した場合の1人1日あたりのごみ量、資源量を推計します。計画目標年度である平成37（2025）年度の1人1日あたりのごみ量は485.6g/人日、資源量は119.9g/人日と推計されました。

図20 現状のまま推移した場合の1人1日あたりのごみ量、資源量の推計

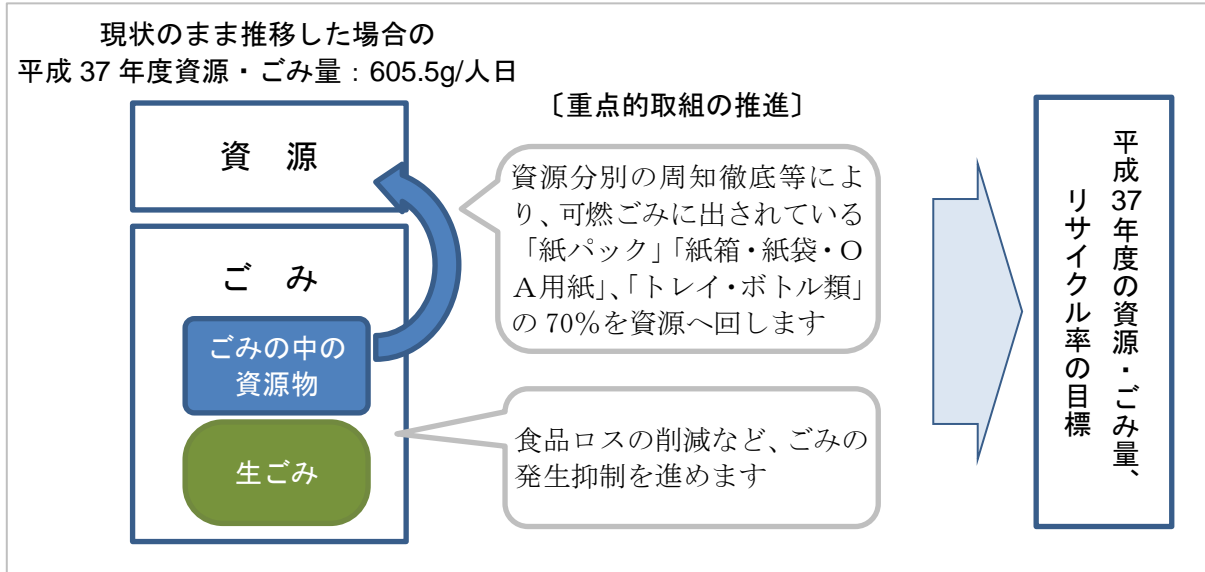


(3) 平成 37 (2025) 年度の計画目標

平成 37 (2025) 年度の計画目標は、下図のように生ごみ等の発生抑制やトレイ・ボトル類分別回収の区内全域への拡大、古紙類の分別回収の徹底といった重点施策を推進することにより設定します。

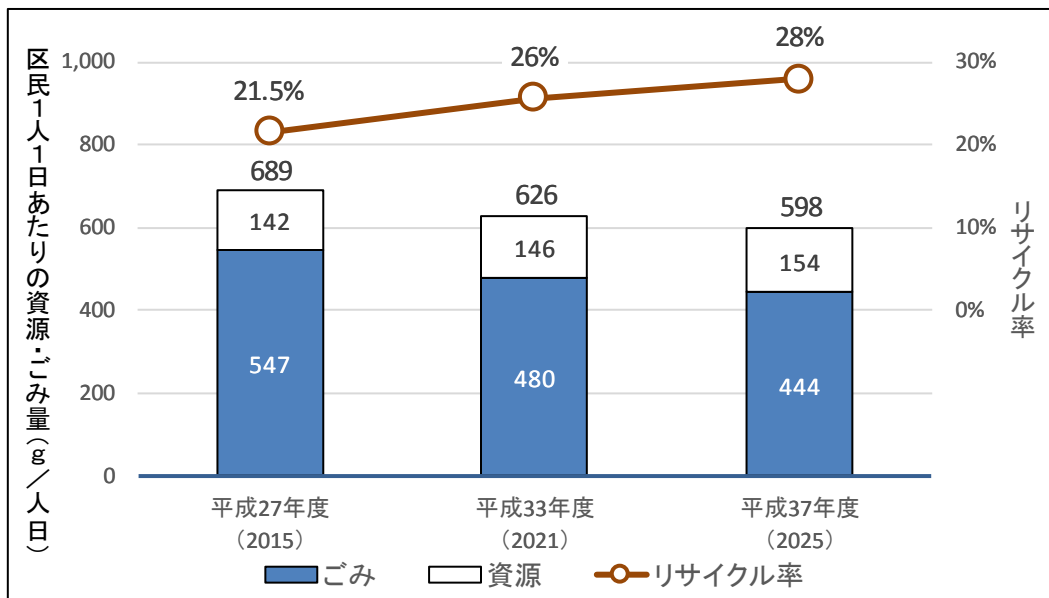
平成 37 (2025) 年度の区民 1 人 1 日あたり資源・ごみ量の目標は 598g/人日、リサイクル率は 28%となります。なお、中間年度である平成 33 (2021) 年度は、37 (2025) 年度までの取組が半分程度進むものとして設定しました。

図 21 計画目標設定のイメージ



【計画目標】

指標 1： 区民 1 人 1 日あたりの資源・ごみ量	598g/人日 (平成 27 年度より 13.2%減)
指標 2：リサイクル率	28% (平成 27 年度より 6.5 ポイント増)



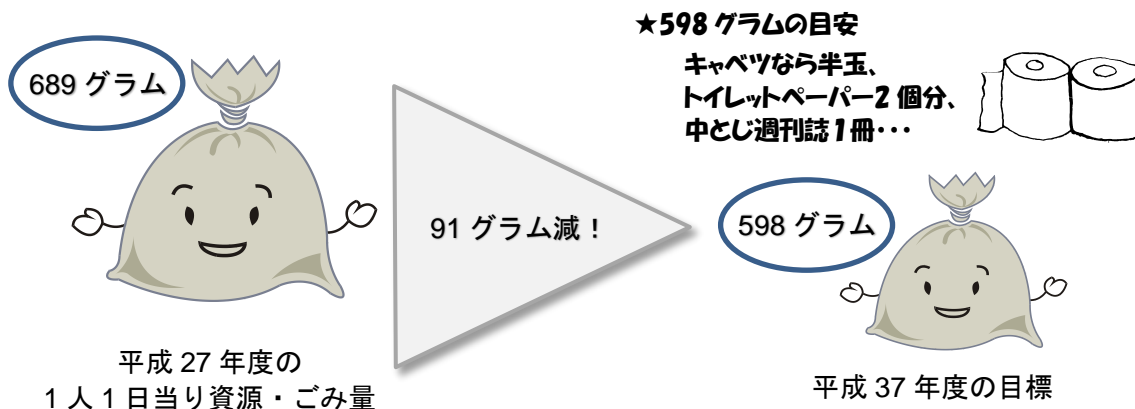
※詳細は、資料編 75 ページ以降をご覧ください。

コラム ごみ減量へチャレンジ！

■ 1人1日91グラムのごみ減量を！

平成37年度の目標、【1人1日当りの資源・ごみ量 598グラム】を達成するには、平成27年度と比べ、【91グラムの減量】が必要です。

1人あたりの量ですから、2人世帯なら182グラム、3人世帯なら273グラムとなります。これはなかなか大変な量ですが、日々のちょっとした工夫、心づかいで十分に減らすことができる量です。



■ できることをこつこつと・・・いろいろな工夫をしてみよう！

○ 生ごみをぎゅっと一絞り

生ごみは、1人1日あたり約160グラム排出されていると推定されます。

食べ残しや賞味期限切れなどの「食品ロス」を無くすことはもちろん、生ごみの約8割は水分ですので、出す前に一絞りするだけでも1割程度（16グラム前後）のごみ減量になります。



○ 陶器、古着・・・使えるものはリユースを



陶器や古着は頻繁に出るものではありませんが、リサイクルショップやフリーマーケットを利用するなどしてリユース（再使用）すれば、数百グラムから数キロの発生抑制になります。

○ 店頭回収を利用

「排出抑制」ではなく「リサイクル」になりますが、買ったスーパーマーケットなどが、トレイや牛乳パック等の店頭回収に取り組んでいる場合は、スーパーマーケットに返すことにより、リサイクルできます。

区の拠点回収と併せ、資源のリサイクルにご協力をお願いします。

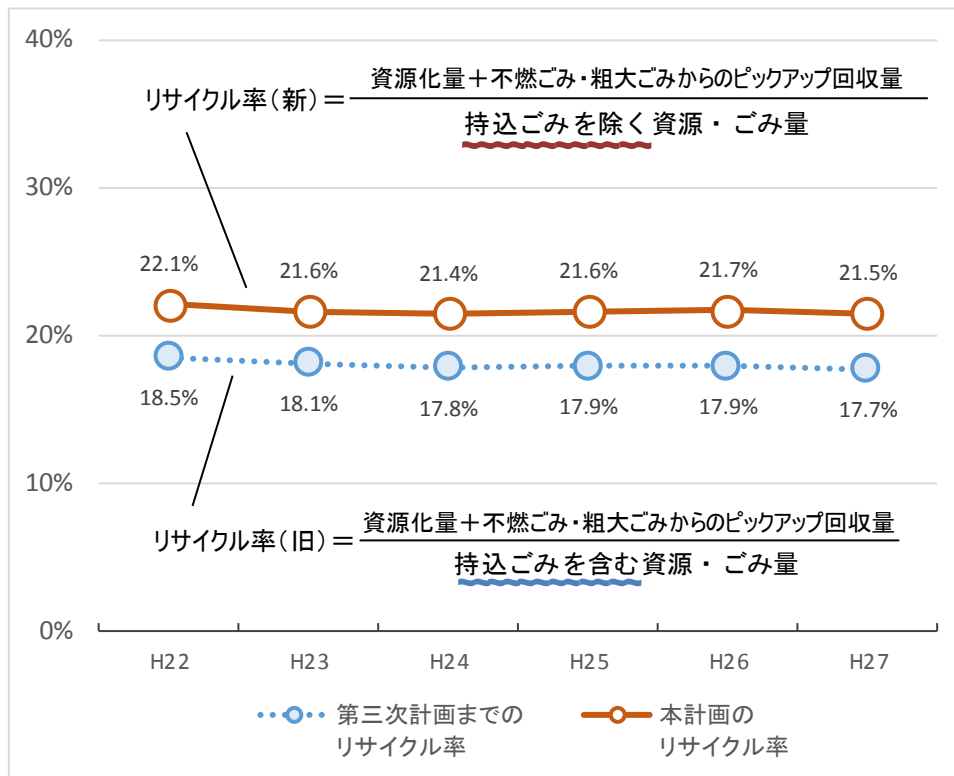


参考 新旧リサイクル率の比較

本計画では、指標となるリサイクル率の分母を、「持込ごみを除く資源・ごみ量」として
 います（47 ページ参照）。一方、第三次計画までは、リサイクル率の分母を「持込ごみ
 を含む資源・ごみ量」としていました。

参考までに、本計画で用いているリサイクル率、第三次計画までのリサイクル率の推
 移は、下図の通りとなっています。

参考図 新旧のリサイクル率の推移



第5章

ごみ処理基本計画

- 1 情報発信・普及啓発計画
- 2 発生抑制計画
- 3 再生利用促進計画
- 4 収集運搬計画
- 5 適正処理・処分計画

第 5 章 ごみ処理基本計画

情報発信・普及啓発、及びごみの発生から処理・処分に至る各段階での取組を個別計画としてまとめます。

また、各個別計画には取組の進捗状況を評価・点検するための指標を定めます。各取組は、毎年度評価・点検を行い、公表します。

● 情報発信・普及啓発計画

「かたつむりのおやくそくハンドブック」や「ごみアプリ」、各種の環境学習活動など、様々な媒体・機会を通じた情報発信、普及啓発を図り、「板橋かたつむり運動」を推進します。

● 発生抑制計画

事業者や区民団体など、各主体との連携により、食べ残しや賞味期限切れによる「食品ロス」の削減や、リサイクルプラザを拠点とした活動を継続するなど、ごみの発生抑制に向けた取組を進めます。

● 再生利用促進計画

ごみの中で多くを占める資源化可能な紙類やプラスチック容器包装類を中心に、区民・事業者・区の連携・協働による、資源リサイクルを進めます。

● 収集運搬計画

集積所の適正管理や水銀等の有害物質対策を進めるとともに、事業系ごみの減量・資源化に向けた取組を進めます。

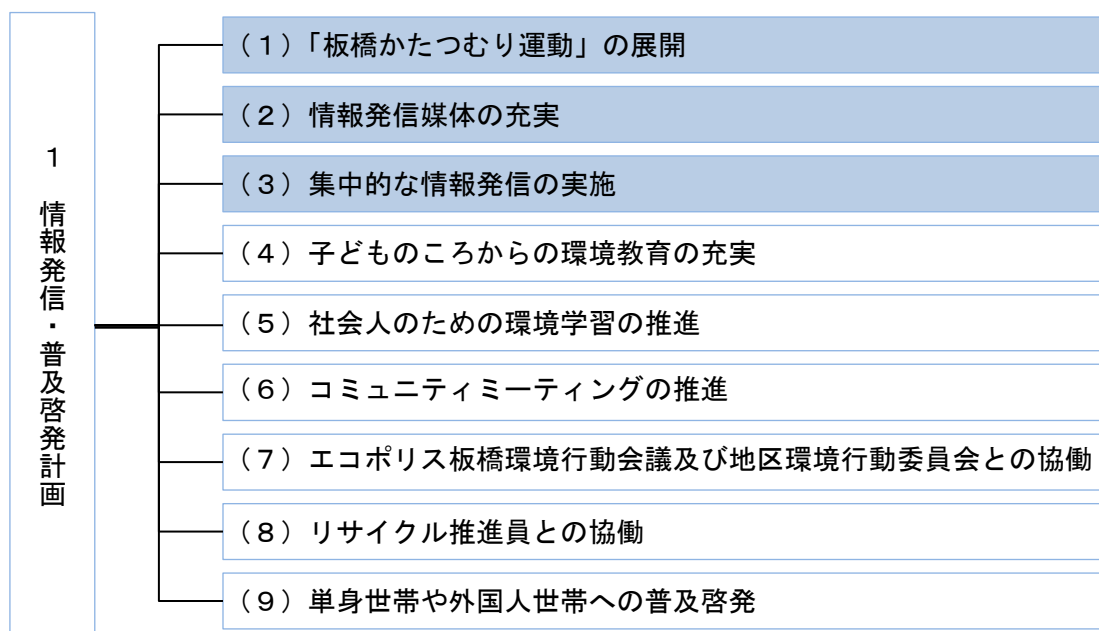
● 適正処理・処分計画

東京二十三区清掃一部事務組合、東京都との連携のもと、安定的なごみの中間処理・最終処分体制を維持するとともに、区としての災害廃棄物処理計画を策定します。

1 情報発信・普及啓発計画

「板橋かたつむり運動」の推進に向け、様々な媒体・機会を通じた情報発信、普及啓発を図り、区民・事業者・行政の連携による「かたつむりのおやくそく」の取組の実践を目指します。

【取組】（網掛けは重点的取組）



【取組の指標】

取組の指標	現状値（参考値）	めざす方向性
「板橋かたつむり運動」の認知度	平成27年度区民アンケート調査： 「名称・内容共に知っている」「名称は知っている」の合計認知度 23.5%	
ごみ減量に関する出前講座の実施回数	平成28年度：45回	
リサイクル推進員研修会参加者数	平成28年度：457人	

(1) 「板橋かたつむり運動」の展開（重点的取組）

「板橋かたつむり運動」を全ての普及啓発活動を包括するものと位置づけ、イベント等のあらゆる普及啓発場面で周知していきます。

- 「かたつむりのおやくそく」の標語を活用し、子どもから大人までごみの減量・リサイクルに関する共通言語として推進
- 「板橋かたつむり運動」を周知するために作成した、歌や踊りの積極的な活用

(2) 情報発信媒体の充実（重点的取組）

ごみの分別方法や区が行っている取組についての情報発信を充実します。

- 「かたつむりのおやくそくハンドブック」の定期的な全戸配布を検討
- 「かたつむりのおやくそくハンドブック」やホームページ等の内容の充実
- スマートフォン向けの「ごみアプリ」導入の検討
- 3R推進月間に合わせた広報、普及啓発
- 各種イベントにおけるごみの分別、3Rについての普及啓発

(3) 集中的な情報発信の実施（重点的取組）

トレイ・ボトル類の分別回収の区内全域への拡大や、雑がみ類の分別方法等、区が行っている取組について、集中的に情報発信を実施します。

- 地域単位での説明会の実施
- 分別変更に関するパンフレット・チラシの配布

(4) 子どものころからの環境教育の充実

子どもたちがごみの減量やリサイクルに配慮した生活のあり方について体験しながら学べるよう、環境整備をしていきます。

- 区内保育園・幼稚園、小学校を対象とした出前講座の継続
- リサイクルプラザでの子ども向け環境教育イベント、施設見学会の開催
- エコポリスセンターでの環境教育の継続
- 板橋クリーン作戦等の地域清掃活動や、実体験を通じた環境教育の継続

(5) 社会人のための環境学習の推進

リサイクルプラザ、エコポリスセンター等を通じた、ごみの3Rに関する環境学習の機会を充実させます。

- リサイクルプラザでの大人向けの環境イベントの継続

- グループや団体等に対する出前講座の拡充
- 関連施設の見学会やワークショップ、各種講座等の継続
- 地区環境行動委員会等への講師派遣の継続

(6) コミュニティミーティングの推進

集団回収登録団体や事業者団体等と積極的に意見交換・情報交換を行うことにより、コミュニティミーティングを推進します。

- 区民・事業者団体等との意見、情報交換の推進
- 集団回収の登録回収業者との定期的な意見交換会の開催
- 区内事業者、消費者との意見交換会の実施
- 区民の自主的な勉強会への参加、講師派遣の継続

(7) エコポリス板橋環境行動会議及び地区環境行動委員会との協働

エコポリス板橋環境行動会議及び地区環境行動委員会と協働して地域清掃の実施等、多様な取組を推進します。

- エコポリス板橋環境行動会議と連携した多様な取組の推進
- 地区環境行動委員会と連携した環境美化の推進

(8) リサイクル推進員との協働

リサイクル推進員と協働して積極的に情報提供や普及啓発活動を行うことにより、地域のごみ・リサイクル問題を改善していきます。

- リサイクル推進員の活動の周知
- リサイクル推進員と協働した地域のごみ問題の改善
- リサイクル推進員研修の定期的な実施

(9) 単身世帯や外国人世帯への普及啓発

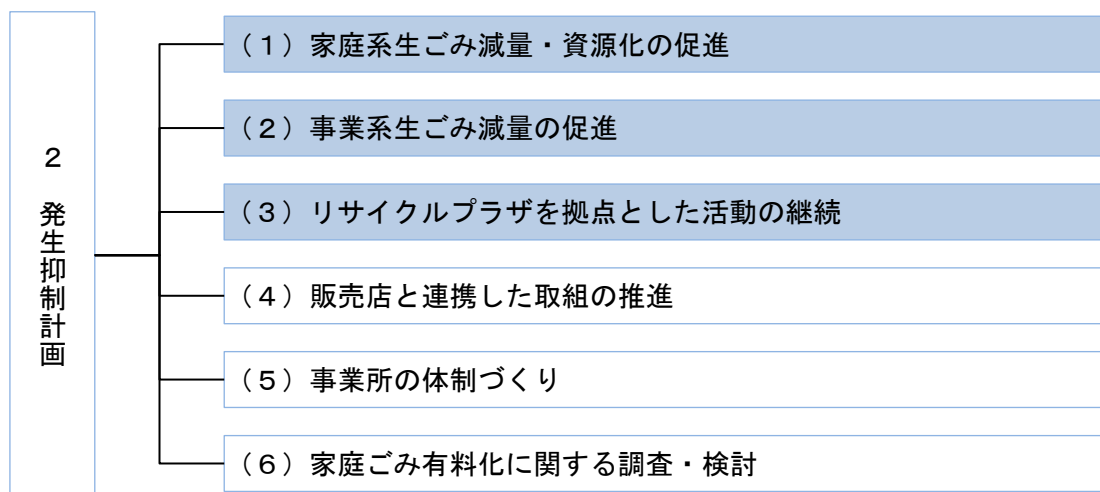
建物管理者や不動産業者等と連携した分別方法の徹底や、外国人向けの多言語に対応したパンフレットを配布する等、普及啓発を推進します。

- 建物管理者、不動産業者等と連携した単身集合住宅等への分別の指導
- 外国人向けのパンフレット配布等による分別や排出方法の周知
- 区主催の外国人向け講座等を通じて分別や排出方法の周知
- 区内の日本語学校と連携した外国人への分別や排出方法の周知

2 発生抑制計画

「板橋かたつむり運動」を軸に、ごみの少ないライフスタイルへの転換に向けた普及啓発を行うとともに、事業者やNPO、区民団体等と連携し、ごみの発生抑制に向けた取組を進めます。

【取組】（網掛けは重点的取組）



【取組の指標】

取組の指標	現状値（参考値）	めざす方向性
フードドライブの実施回数	平成 28 年度：1 回	
いたばしエコ・ショップ(ゴールド) 認定数	平成 28 年度：2 事業所	
リサイクルプラザの来館者数	平成 28 年度：20,617 人	

（1）家庭系生ごみ減量・資源化の促進（重点的取組）

食品ロスなどの家庭系生ごみの発生抑制に向けて、事業者やNPO、区民団体等と連携し、区民に対して普及啓発や情報提供を行っていきます。

- 生ごみの水切り等家庭でできる生ごみの減量化についての普及啓発
- 区民まつり等のイベントでフードドライブの実施
- 食品ロスを減らすためのレシピをホームページ等に掲載
- 「生ごみからたい肥作り講習会」等の生ごみを減らすための講座の継続

(2) 事業系生ごみ減量の促進（重点的取組）

飲食店など、食品廃棄物を排出する事業所と連携し、事業系生ごみの削減を促進します。

- 飲食店との連携による3010運動等の「食べ残し削減キャンペーン」の実施

(3) リサイクルプラザを拠点とした活動の継続（重点的取組）

リサイクルプラザにおいて不用品・故障品を修理・再生する事業を行って行きます。

- リサイクルプラザで実施している、不用となった衣類、雑貨、家具等の引取り展示・販売を継続

(4) 販売店と連携した取組の推進

販売店と連携し、レジ袋の削減や簡易包装の推進、環境配慮型製品や再生品の普及などを促進します。

- 商店街との協力によるマイバッグ持参の普及啓発
- 区内事業者に対し、簡易包装やマイバッグ持参推進の働きかけを継続
- ガイドブックの作成、普及啓発による事業者のグリーン購入の促進
- 再生原材料の使用等を生産、流通業者へ要請
- 「いたばしエコ・ショップ制度」の効果検証、制度の改善検討

(5) 事業所の体制づくり

事業所に対する普及啓発、指導を通じ、事業系ごみ減量の自律的な取組を促進します。

- 事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者講習会、再利用計画書に基づく立入指導の実施、情報提供を引き続き推進
- 事業用大規模建築物に対する事業系ごみ減量マニュアルの作成・配布等、情報媒体の充実
- ISOの認証取得にかかる経費を助成し、事業者に対して普及啓発
- 板橋エコアクション等の環境マネジメントシステムを普及啓発し、環境負荷の低減活動の取組を促進

(6) 家庭ごみ有料化に関する調査・検討

家庭ごみ有料化については、本区のごみ減量・リサイクル施策の進捗状況や他区の動向等に留意しつつ、調査・検討を継続していきます。

- 家庭ごみ有料化に関する調査・検討を継続

■ 1人1日あたりご飯1杯分の「食品ロス」が発生

まだ食べられるのに賞味期限切れになったり、食べ残したりしてごみになってしまう食品ロス。国の推計では、日本の食品ロスの量は年間約 621 万トンにのぼり、国民 1 人 1 日当りに換算すると、134 グラムとなります（平成 26 年度）。これは、お茶碗約 1 杯分のご飯の量に相当します。



世界では、人口の 9 人に 1 人、約 8 億人が栄養不足の状態にあるといわれています（国連食糧農業機関、2015 年）。ごみ減量はもちろんのこと、食べものを大切にする社会づくりのためにも、食品ロスを減らしていくことが大切です。

■ 食品ロスを減らそう！

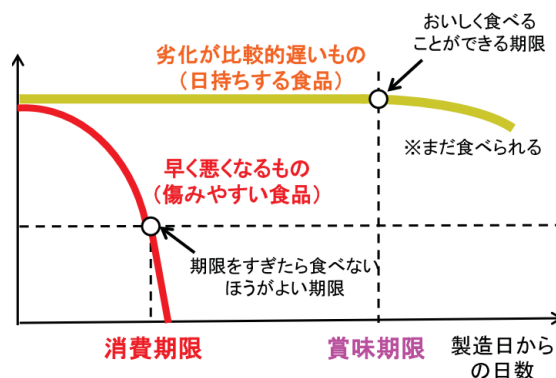
食品ロスを減らすため、市民団体によるフードバンクやフードドライブ活動、企業による加工食品の納品期限の見直し、国・自治体による食べきりキャンペーンなど、様々な主体による取組が広がりつつあります。

○ 賞味期限・消費期限を正しく理解しましょう

- ・ 賞味期限＝お菓子やカップ麺、缶詰などが「おいしく食べることができる期限」
 - ・ 消費期限＝お弁当や総菜などの「期限を過ぎたら食べない方がよい期限」
- 正しく理解して食べきりましょう。

＜消費期限と賞味期限のイメージ＞

資料：農林水産省



○ 外食での食べ残しも減らそう

外食産業は食品ロスの発生量が多く、特に宴会の料理は、7 皿の内 1 皿分が捨てられていると言われています。

宴会の開始 30 分、終了 10 分は席を立たずにしっかり食べる「3010 運動」、実践してみませんか。

○ フードドライブにもご協力を

フードドライブ活動とは、区のイベントの場などを利用し、家庭や職場で余っている缶詰や保存食などを持ち寄って、福祉団体や施設などに寄付する活動です。区のイベントなどでフードドライブを実施していたら、是非ご参加ください。

食べものの
もったいない！をなくそう

か たづけじょうず

た いせつにつかう

つ かいきる

む だにしない

り さいくる

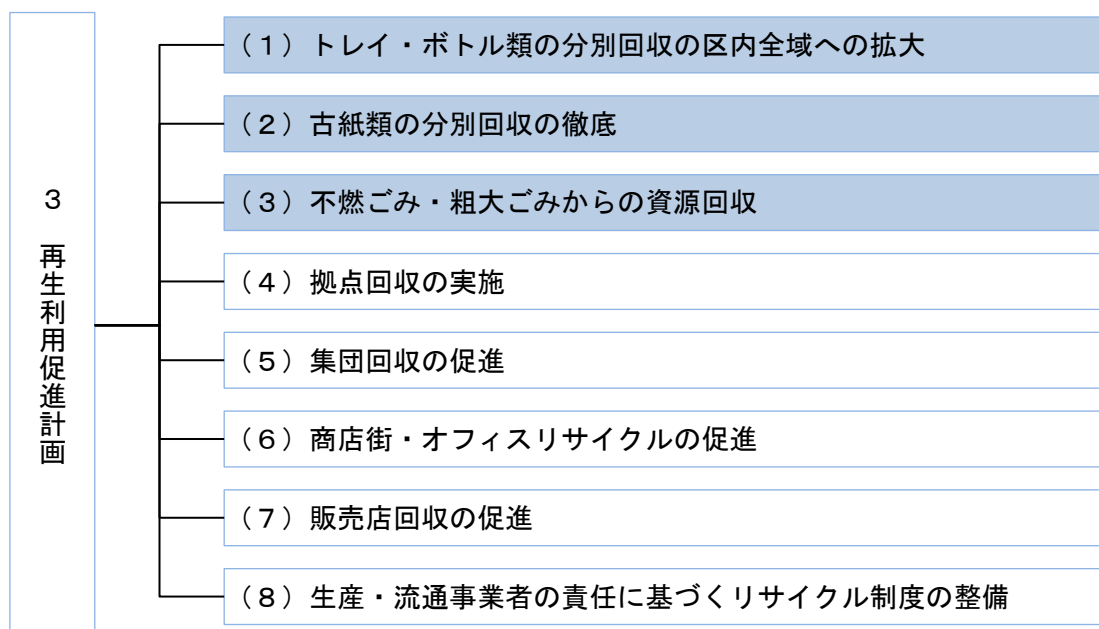
～かたつむりのおやくそく～



3 再生利用促進計画

ごみの中で多くを占める資源化可能な紙類やプラスチック容器包装類を中心に、区民・事業者・区の各主体が連携・協働して、減量化・資源化を進めていきます。

【取組】（網掛けは重点的取組）



【取組の指標】

取組の指標	現状値（参考値）	めざす方向性
トレイ・ボトル類集積所回収量	平成28年度：11.0トン	↑
「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」回収量	平成28年度：157.4トン	↑
不燃ごみ・粗大ごみからの資源化率	不燃ごみ：90%（平成28年度） 粗大ごみ：13%（平成26～28年度 平均値）	→
集団回収登録団体数	平成28年度：895団体	↑
資源回収品目	平成28年度：11品目（モデル回収を除く）	↑
資源（※1）の回収量	平成28年度：13,625t	↑
小型家電の回収量	平成28年度：468,898kg	↑

※1 集積所回収（びん、缶、古紙、ペットボトル、トレイ・ボトル類）及び拠点回収（紙パック、乾電池、廃食用油、古布・古着、使用済小型家電、トレイ・ボトル類）の合計です。

(1) トレイ・ボトル類の分別回収の区内全域への拡大（重点的取組）

トレイ・ボトル類の分別回収を全区に拡大し、質の高いプラスチック類のリサイクルを推進します。

- トレイ・ボトル類の集積所回収を区内全域へ拡大

(2) 古紙類の分別回収の徹底（重点的取組）

「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の分別回収の認知度を向上させるとともに、古紙類全体の分別徹底を図ります。

- 「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の排出方法を分かりやすく周知
- 集団回収の登録団体、登録回収業者へ雑がみ類回収の呼びかけ

(3) 不燃ごみ・粗大ごみからの資源回収（重点的取組）

不燃ごみ・粗大ごみからの金属等の回収、資源化事業を推進します。

- 金属製品、使用済小型家電など、不燃ごみからの資源化事業の継続
- 粗大ごみからの金属類のピックアップ回収の継続

(4) 拠点回収の実施

古布・古着、乾電池、廃食用油等の拠点回収を引き続き継続し、拠点の充実を図ります。

- 紙パック、乾電池、食品用トレイ、ボトル容器の拠点回収を継続
- 小型家電リサイクル法に基づく使用済小型家電の拠点回収を推進し、認定事業者によりリサイクルを継続
- 古布・古着といった回収量が増加している拠点回収品目について、回収場所の増設
- 各種イベント時の拠点回収品目の臨時回収を継続

(5) 集団回収の促進

区民が集団回収に参加しやすい環境整備を進めるなど、集団回収を引き続き促進します。

- 集団回収未実施の地域に働きかけ、リサイクルを促進
- 集合住宅建設時の資源物保管場所の設置について指導
- 集団回収の登録回収業者に対し、古紙相場が下落した際に、助成金を出し継続的に支援

(6) 商店街・オフィスリサイクルの促進

小規模事業者や販売店の自主的な資源分別・リサイクルを促進するとともに、販売店と協力した普及啓発活動を展開します。

- 多種多様な広報媒体の活用やイベント月間等の形で、「板橋区商店街リサイクルシステム」・「板橋区オフィスリサイクルシステム」への参加を呼びかけ
- 販売店や商店街に対する「板橋かたつむり運動」の取組実施の呼びかけ

(7) 販売店回収の促進

発泡トレイ、紙パック、使用済乾電池等の販売店回収を促進します。

- 発泡トレイ、紙パック、使用済乾電池、プリンターカートリッジ等、販売店の自主的な店頭回収を要請
- 区民に対する普及啓発の実施

(8) 生産・流通事業者の責任に基づくリサイクル制度の整備

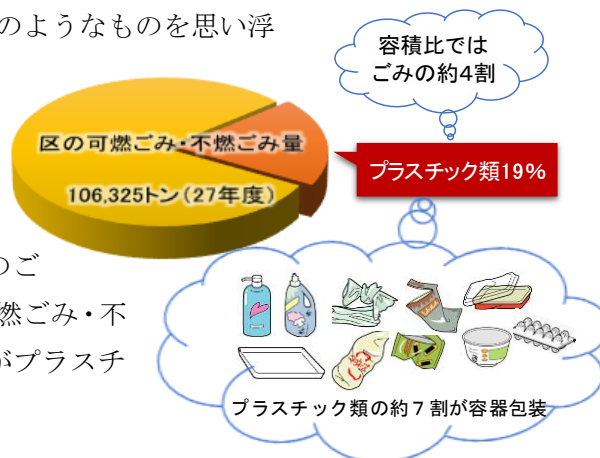
発生抑制とリサイクルについて、拡大生産者責任の強化を国に要請していきます。

- 容器包装リサイクル法における事業者責任の適正化を国に要請
- 生産、流通事業者の事業者責任を明確にする制度づくりを国へ要請

■ごみの約4割（容積比）を占めるプラスチック類

皆さんは、「プラスチックごみ」と聞いて、どのようなものを思い浮かべますか？

プラスチックごみとしてもっとも多いのは、袋やパック、トレイ・ボトルなど中身を使ったら不用になる容器包装プラスチック（以下、「容器包装プラ」といいます。）です。平成27年度のごみ組成分析調査では、区内で排出されるごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）の19%（重量比。容積比では約4割）がプラスチック類でした。その約7割が容器包装プラです。

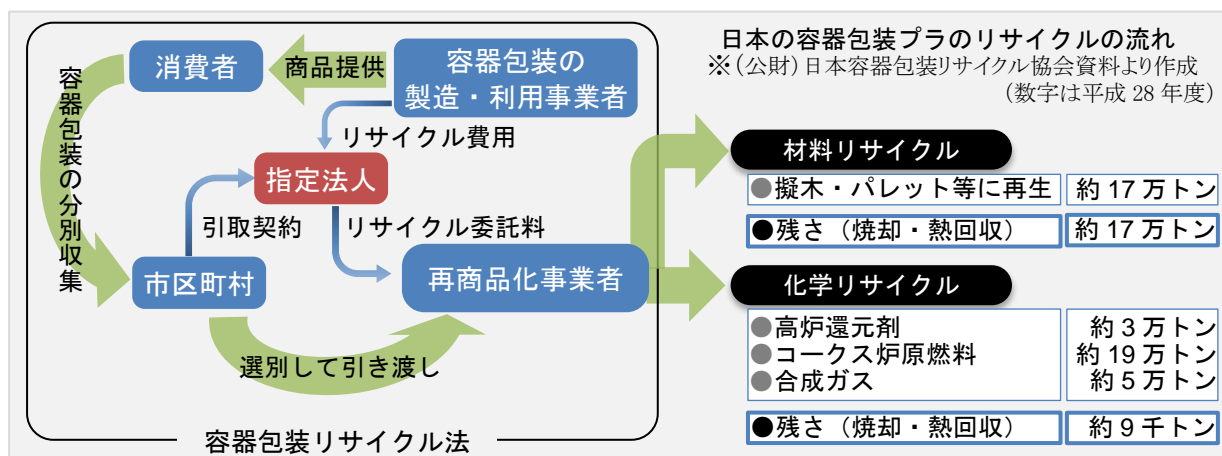


■プラスチックのリサイクルは大変

我が国では容器包装リサイクル法に基づき、容器包装プラをリサイクルしています。平成28年度は、全国から集められた約67万トンの容器包装プラのうち、擬木やパレットなどのプラ素材として約17万トンが再生されましたが、その際、同じくらいの量の残さが生じています。

また、高炉還元剤やコークス炉の原燃料化といった「化学リサイクル」として約27万トンが再生されましたが、その多くは製鉄所などで一度きりしか使えないものです。

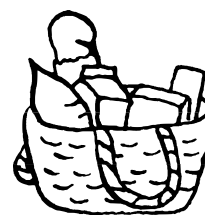
国では、容器包装プラのリサイクルを高度化するための技術的・制度的な検討を続けているところです。



■だから、発生抑制（リデュース）を進めよう！

容器包装類をはじめとするプラスチックは生活にすっかり定着しています。だからといって、野放図に使っていると、石油資源の枯渇や温室効果ガスの増加、微細化したプラスチックによる海洋汚染など、後の世代につけを残すこととなります。

レジ袋をもらう枚数は少なくする、ばら売りの野菜を買う、詰め替え容器を利用するなど、できることから生活を見直し、プラスチックごみを元から減らしていくことが大事ではないでしょうか。

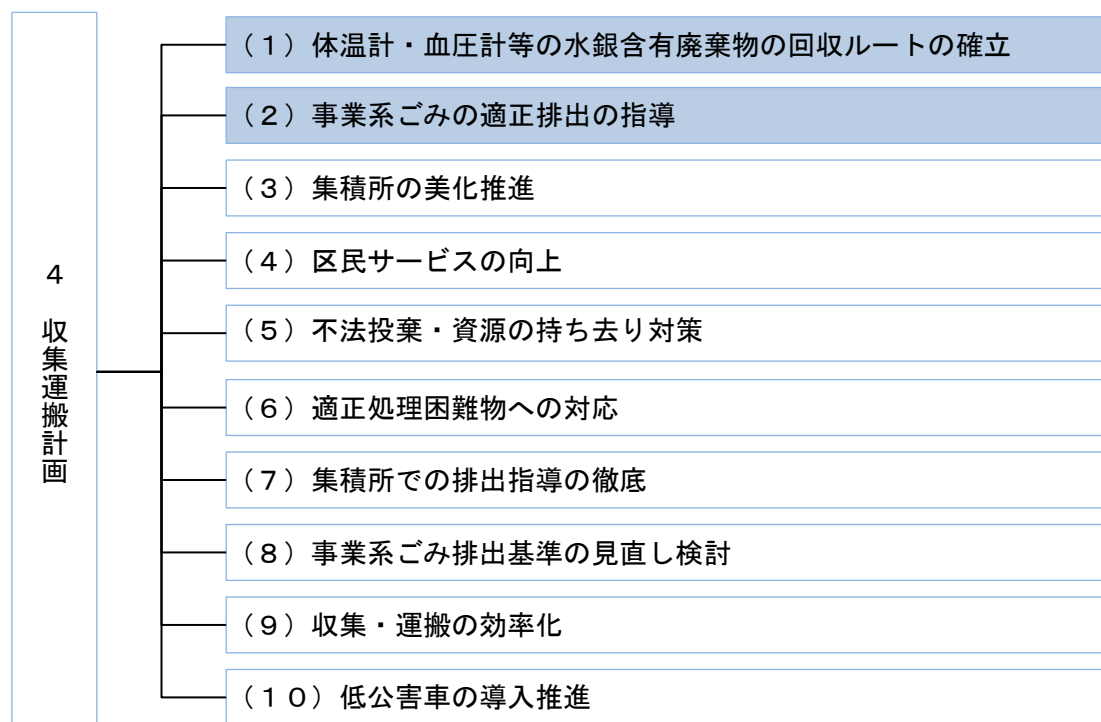


4 収集運搬計画



資源・ごみの集積所の適正管理、収集運搬体制のさらなる効率化など、区民サービスの向上を図るとともに、水銀等の有害物対策を進めます。

また、事業系ごみについては自己処理原則に基づく排出ルール of 徹底、適正処理の推進を指導していきます。

【取組】（網掛けは重点的取組）



【取組の指標】

取組の指標	現状値（参考値）	めざす方向性
体温計・血圧計等の水銀含有廃棄物の回収ルートの確立	—	実施
高齢者・障がい者などに対する戸別収集件数	平成28年度：850件	
区収集事業系ごみの事業系有料シール貼付率	平成27年度事業所アンケート調査：「貼っている」の回答 75.9%	

(1) 体温計・血圧計等の水銀含有廃棄物の回収ルートの確立（重点的取組）

体温計・血圧計などの水銀含有物について、回収、資源化ルートを確認し、ごみへの混入を防いでいきます。

- 国の「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を参考に、不燃ごみ資源化事業で着実にごみへの混入を防ぐ方策を検討
- 水銀含有廃棄物の可燃ごみへの混入を防ぐため、排出方法の周知
- 退蔵されている水銀含有廃棄物の、イベントでの臨時回収を検討

(2) 事業系ごみの適正排出指導（重点的取組）

ごみ排出ルールの徹底、資源分別の実施など、事業所に対する指導を強化します。

- 集積所にごみを排出している事業所に対し、事業系ごみ処理券の貼付や適正分別を徹底

(3) 集積所の美化推進

防鳥用ネットや資源回収容器の貸与等により集積所の美化を進め、区民が分別ルールを守りリサイクル活動に取り組みやすい環境整備を進めていきます。

- 集積所の美化、適正な分別排出を奨励
- 防鳥用ネットの貸与の継続

(4) 区民サービスの向上

排出困難者への配慮等により区民サービスの向上を図ります。

- 高齢者、障がい者に対する戸別収集、粗大ごみ運び出しを継続実施
- 高齢者、障がい者戸別収集サービス対象世帯に対し、古布・古着等の回収を検討

(5) 不法投棄・資源の持ち去り対策

不法投棄や資源の持ち去り対策として、普及啓発やパトロールを行っていきます。

- 不法投棄対策として、広報いたばしやホームページ、集積所の警告看板設置等による普及啓発
- 不法投棄・資源の持ち去り対策として、区内パトロールを継続・強化

(6) 適正処理困難物への対応

区で収集・処理ができない適正処理困難物や有害物については、関係者と連携して適切な対応を図り、区民・事業者に情報提供していきます。

- 品目、処理方法について周知し、排出者に対して処理先を情報提供
- 有害性、危険性、引火性のあるものは、事業者回収を要請
- 収集、処分作業に支障をきたす品目の事業者回収を要請
- 製造事業者に対する自主回収の要請
- 医療廃棄物の適正な処理について、医師会等と連携し推進

(7) 集積所での排出指導の徹底

集積所において、収集職員等の説明により意思疎通を図ることで、分別ルールの遵守を推進していきます。

- 集積所におけるふれあい指導(収集職員による排出指導)を継続して実施
- 家庭ごみと事業系ごみを分別し、事業系ごみにはごみ処理券の貼付を指導
- 分別方法の意識啓発の継続

(8) 事業系ごみ排出基準の見直し検討

事業系ごみの集積所への排出基準について検討します。

- 事業所への排出指導の効果を事業所アンケート調査等により見極めつつ、排出基準の引き下げについて検討

(9) 収集・運搬の効率化

区民サービスや費用対効果に留意して、収集・運搬の効率化に取り組んでいきます。

- 処理経費を管理し、区民への情報提供を定期的実施
- 車付人員、積載基準、積載率等について、効率的な観点から検討
- より効率的な収集・運搬体制への見直しを適宜検討
- 直営車から雇い上げの車に順次切り替え

(10) 低公害車の導入推進

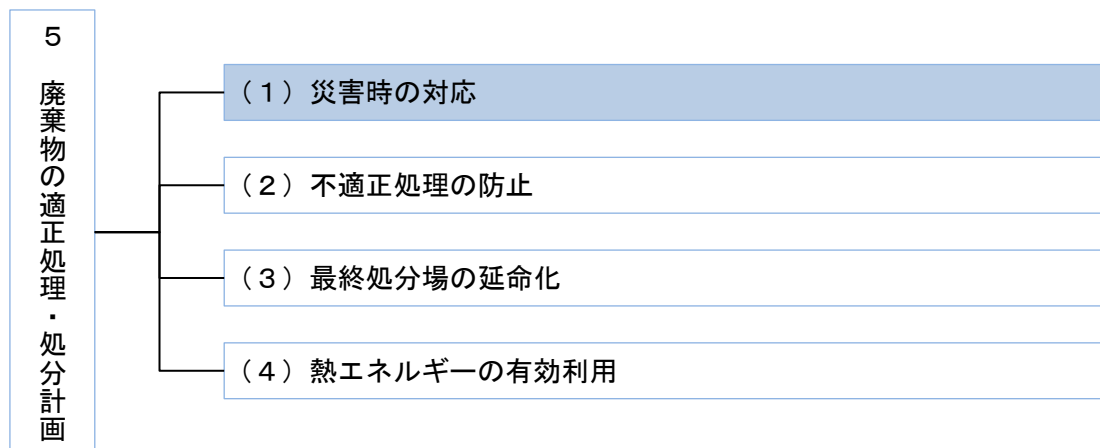
収集運搬において低公害車の活用を推進していきます。

- 低公害車を引き続き導入

5 適正処理・処分計画

東京二十三区清掃一部事務組合、東京都との連携を図り、安定的なごみの中間処理・最終処分体制を維持します。

【取組】（網掛けは重点的取組）



【取組の指標】

取組の指標	現状値（参考値）	めざす方向性
家庭ごみの排出量（可燃・不燃・粗大ごみ）	平成 28 年度：108,344 トン	
事業系ごみの排出量（可燃持込ごみ）	平成 28 年度：30,012 トン	
事業系ごみの排出量（不燃持込ごみ）	平成 28 年度：576 トン	

(1) 災害時の対応（重点的取組）

国の災害廃棄物対策指針、東京都の災害廃棄物処理計画の策定を踏まえ、区としての災害廃棄物処理計画を策定します。また、他区市町村が被災した際は、東京二十三区清掃一部事務組合と連携し、職員派遣や収集作業の協力等により被災地支援を行います。

- 区の災害廃棄物処理計画を策定
- 災害時を想定した配車訓練を実施
- 災害時に東京二十三区清掃一部事務組合や他区との連携により、被災地への支援を継続

(2) 不適正処理の防止

廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を持たない違法な不用品回収業者へ廃棄物を引き渡さないよう、正しい処分方法を区民に周知するとともに、違法な回収業者に対する指導を行います。

- 区のホームページ等により、区民に対し注意喚起
- 区民からの通報を受けたパトロール及び違法な回収事業者に対する指導

(3) 最終処分場の延命化

ごみ減量・資源化を進めることにより、最終処分場の延命化に寄与します。

- ごみ減量・資源化を徹底し、処分量を削減
- 資源の分別回収を促進

(4) 熱エネルギーの有効利用

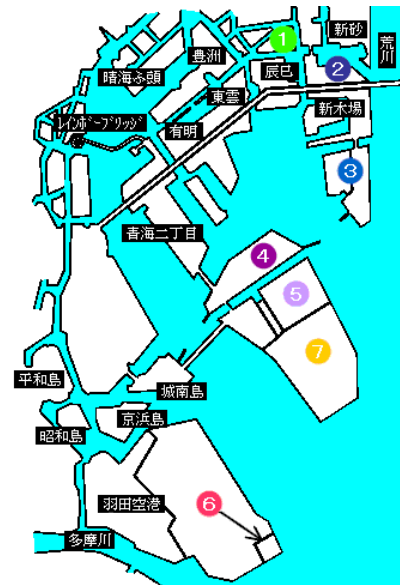
板橋清掃工場における焼却時の熱エネルギーを、区・公共施設で有効利用していきます。

- 板橋清掃工場における焼却時の熱エネルギーを公共施設で有効利用

■新海面埋立処分場は東京湾「最後」の処分場

東京のごみ埋立の歴史は江戸時代にまで遡ることができますが、東京湾への埋立が始まったのは、昭和2年の8号埋立（現在の江東区潮見）からです。

その後、東京湾へのごみ埋立は14号地（江東区夢の島）から、中央防波堤内側・外側へと広がってゆき、現在は中央防波堤外側と新海面処分場での埋立が行われています。東京湾内には新海面埋立処分場の次に処分場を設置できる水面はもう無く、これが23区「最後」のごみ処分場です。



廃棄物埋立処分場の変遷				
	場 所	埋立面積	埋立量	埋立期間
①	8号地 (江東区潮見)	364,000m ²	約 371 万 t	昭和 2～昭和 37 年度 (1927～1962 年度)
②	14号地 (江東区夢の島)	450,000m ²	約 1,034 万 t	昭和 32～昭和 41 年度 (1957～1966 年度)
③	15号地 (江東区若洲)	712,000m ²	約 1,844 万 t	昭和 40～昭和 49 年度 (1965～1974 年度)
④	中央防波堤 内側埋立地	780,000m ²	約 1,230 万 t	昭和 48～昭和 61 年度 (1973～1986 年度)
⑤	中央防波堤 外側埋立処分場	1,990,000m ²	約 5,466 万 t (平成 27 年度末)	昭和 52 年度～埋立中 (1977 年度～)
⑥	羽田沖 (大田区羽田空港)	124,000m ²	約 168 万 t	昭和 59～平成 3 年度 (1984～1991 年度)
⑦	新海面処分場	3,190,000m ²	約 737 万 t (平成 27 年度末)	平成 10 年度～埋立中 (1998 年度～)

資料：東京都環境局

■処分場の延命化と安全のために

限りある処分場をできるだけ長く使うため、各区では資源リサイクルの推進、23区が構成する東京二十三区清掃一部事務組合では粗大ごみ・不燃ごみの中間処理施設の整備、プラスチック類のサーマルリサイクルへの移行、そして焼却灰のセメント化などの対策を進めてきました。また、埋立地の安全性を高めるため、東京都では水銀含有ごみの埋立処分は平成31年までに禁止する予定です。

そして、何よりも大事なのはそもそもの発生源でごみを少なくすることです。資源リサイクルへのご協力とともに、生ごみや容器包装など、無駄なごみの発生抑制をお願いいたします。

第6章

生活排水処理基本計画

- 1 生活排水処理の現状
- 2 生活排水処理基本計画

第 6 章 生活排水処理基本計画

生活排水とは、家庭から排出されるし尿や生活雑排水です。下水道で処理されるもの以外が、計画の対象です。

また、仮設トイレ等のし尿、し尿混じりのビルピット汚泥も対象とします。

● 生活排水処理の現状

本区は下水道普及率 100%となっていますが、わずかに下水道に未接続の世帯があります。家庭からのくみ取りし尿は区が、浄化槽汚泥は民間の許可業者が収集し、東京二十三区清掃一部事務組合で処理処分します。事業系のし尿、し尿混じりのビルピット汚泥は民間施設での処理が原則です。

● 生活排水処理基本計画

下水道使用率 100%を目指しつつ、家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥を適正に収集運搬、処理処分します。

事業系のものについては引き続き自己処理責任の徹底を図ります。

1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理形態別人口

本区は下水道普及率 100%となっています。平成 28（2016）年度の生活排水処理形態別人口を見ると、合併処理浄化槽が 1 基、単独処理浄化槽が 9 基、くみ取り戸数が 42 戸残存しており、下水道使用率は 99.98%となっています。

表 15 生活排水処理形態別人口

年 度	H16	H22	H28
a 計画処理区域内人口（※1）	522,365	535,759	557,309
b 公共下水道使用人口（※2）	521,846	535,597	557,212
c 公共下水道使用率（%）	99.90%	99.97%	99.98%
d 浄化槽設置基数	136	11	10
合併処理浄化槽（基）	1	1	1
単独処理浄化槽（基）	135	10	9
e くみ取り戸数（戸）	121	61	42

※1 各年度における1月1日現在の人口

※2 $b = a - (d + e) \times 1$ 世帯あたりの人口

(2) 生活排水の処理主体

生活排水の収集運搬、処理処分主体を表 16 に示します。

家庭から排出されるくみ取りし尿は板橋東清掃事務所で収集を行い、浄化槽汚泥やし尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿は一般廃棄物許可業者による収集となっています。

収集されたし尿等は品川清掃作業所（東京二十三区清掃一部事務組合）に搬入され、固形分を取り除いた後、下水道放流基準内に希釈して下水道に放流しています。

なお、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥は民間施設での処理が原則ですが、後者については一部を品川清掃作業所で受け入れています。

表 16 し尿、浄化槽汚泥等の処理主体（平成 29 年 4 月現在）

		収集、運搬	処理、処分
家庭系	くみ取りし尿	区	清掃一組
	浄化槽汚泥	許可業者（※1）	
事業系	し尿	許可業者（※1）	許可業者（※2）
	し尿混じりのビルピット汚泥		許可業者（※2）・清掃一組

※1 一般廃棄物収集運搬業者

※2 一般廃棄物処理業者

2 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理方針

下水道使用率 100%をめざします。

(2) 浄化槽の適正管理

浄化槽の機能を維持するため、浄化槽管理者に対する定期的な保守点検、清掃の実施指導を徹底します。浄化槽清掃業者に対しても適切な指導を行っていきます。

(3) し尿の収集運搬、及び処分

下水道使用率 100%が達成されるまでの間、し尿の収集は区が実施しています。処分は品川清掃作業所の下水道投入施設へ搬入し、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理を行い、残さは焼却、埋立処分します。

なお、本区の板橋東清掃事務所での収集は豊島区、北区の家庭系し尿も併せて収集していますが、くみ取り世帯の減少に応じた効率的収集を図っていきます。

(4) 事業者責任の徹底

事業活動に伴って排出されるビルピット汚泥及び仮設便所のし尿については、事業者の自己処理責任の徹底を図ります。

第7章

資料編

- 1 資源・ごみの回収量
- 2 資源やごみの品目別排出量
- 3 ごみ減量・資源化目標の設定
- 4 用語集

1 資源・ごみの回収量

本区の年間資源・ごみ量の実績は、下表のとおりとなっています。

※各図表は、端数処理を行っているため、合計値と一致しない場合があります。

資料 1 年間資源・ごみ量の推移

(t)

年度	ごみ						資源							総計(G) C+F
	区収集ごみ				持込(B)	小計(C) A+B	区による回収			区民・事業者による回収			小計(F) D+E	
	可燃	不燃	粗大	小計(A)			集積所	拠点	小計(D)	集団	オフィス等	小計(E)		
H16	95,517	30,358	3,668	129,543	33,932	163,475	14,452	898	15,350	18,148	699	18,848	34,197	197,672
H17	94,314	29,334	3,846	127,494	37,124	164,618	14,223	933	15,157	18,446	689	19,135	34,291	198,909
H18	92,661	29,236	3,920	125,817	36,251	162,068	14,163	852	15,015	19,563	675	20,238	35,252	197,320
H19	95,025	23,096	3,561	121,682	34,441	156,123	15,160	526	15,686	19,445	592	20,037	35,724	191,847
H20	112,366	4,548	3,610	120,524	32,733	153,257	14,653	426	15,079	17,604	415	18,019	33,098	186,355
H21	109,855	4,355	3,569	117,779	30,839	148,618	14,576	402	14,978	18,057	383	18,440	33,418	182,036
H22	108,111	4,498	3,685	116,295	29,530	145,825	14,236	385	14,621	17,183	345	17,528	32,149	177,974
H23	107,747	4,343	3,774	115,864	29,309	145,173	13,866	436	14,302	16,340	310	16,650	30,953	176,126
H24	106,013	4,090	3,803	113,906	29,715	143,621	13,461	430	13,890	15,868	301	16,169	30,059	173,680
H25	104,861	3,870	3,889	112,620	30,663	143,283	13,707	441	14,148	15,711	294	16,005	30,153	173,436
H26	103,453	3,632	3,657	110,742	30,167	140,909	13,461	408	13,869	15,122	261	15,384	29,252	170,161
H27	102,878	3,447	3,687	110,012	30,392	140,403	13,556	207	13,762	14,679	232	14,911	28,674	169,077
H28	101,359	3,253	3,732	108,344	30,588	138,933	13,406	219	13,625	13,967	215	14,182	27,807	166,739

資料 2 区民 1 人 1 日あたりの資源・ごみの排出量の推移

(g/人日)

年度	ごみ						資源							総計(G) C+F
	区収集ごみ				持込(B)	小計(C) A+B	区による回収			区民・事業者による回収			小計(F) D+E	
	可燃	不燃	粗大	小計(A)			集積所	拠点	小計(D)	集団	オフィス等	小計(E)		
H16	500.6	159.1	19.2	678.9	177.8	856.8	75.7	4.7	80.5	95.1	3.7	98.8	179.2	1,036.0
H17	494.1	153.7	20.1	667.9	194.5	862.4	74.5	4.9	79.4	96.6	3.6	100.2	179.6	1,042.0
H18	482.4	152.2	20.4	655.0	188.7	843.7	73.7	4.4	78.2	101.8	3.5	105.4	183.5	1,027.2
H19	490.6	119.2	18.4	628.3	177.8	806.1	78.3	2.7	81.0	100.4	3.1	103.5	184.5	990.5
H20	577.0	23.4	18.5	618.8	168.1	786.9	75.2	2.2	77.4	90.4	2.1	92.5	169.9	956.9
H21	561.1	22.2	18.2	601.6	157.5	759.1	74.4	2.1	76.5	92.2	2.0	94.2	170.7	929.8
H22	552.2	23.0	18.8	594.0	150.8	744.8	72.7	2.0	74.7	87.8	1.8	89.5	164.2	909.0
H23	549.4	22.1	19.2	590.8	149.5	740.3	70.7	2.2	72.9	83.3	1.6	84.9	157.8	898.1
H24	541.0	20.9	19.4	581.2	151.6	732.9	68.7	2.2	70.9	81.0	1.5	82.5	153.4	886.2
H25	532.1	19.6	19.7	571.5	155.6	727.1	69.6	2.2	71.8	79.7	1.5	81.2	153.0	880.1
H26	521.9	18.3	18.4	558.7	152.2	710.9	67.9	2.1	70.0	76.3	1.3	77.6	147.6	858.4
H27	511.5	17.1	18.3	546.9	151.1	698.0	67.4	1.0	68.4	73.0	1.2	74.1	142.6	840.6
H28	498.7	16.0	18.4	533.0	150.5	683.5	66.0	1.1	67.0	68.7	1.1	69.8	136.8	820.4


2 資源やごみの品目別排出量

ここでは、平成 27 (2015) 年度に実施した組成分析調査から、品目別に資源やごみがどのように排出されているかを推定しています。

なお、「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の回収については、平成 28 (2016) 年度から実施しているため、資源としての回収に含まれていません。

①平成 27 (2015) 年度の組成分析調査から、可燃ごみ、不燃ごみ中の品目別排出量を推定

品目	可燃ごみ組成	不燃ごみ組成
新聞	3.5%	0.3%
雑誌	1.7%	0.0%
段ボール	1.4%	0.3%
紙パック	1.1%	0.0%
紙箱・紙袋・OA用紙	6.5%	0.0%
その他雑がみ	4.2%	0.0%
生ごみ	31.6%	0.0%
繊維・衣類	6.2%	0.0%
PETボトル	0.7%	0.1%
トレイ	0.7%	0.1%
ボトル	1.1%	0.3%
その他プラ容器包装	12.1%	0.9%
その他プラ	5.2%	6.6%
びん・缶	0.2%	5.4%
金属類・小型家電	0.8%	39.6%
その他	23.0%	46.3%
合計	100.0%	100.0%

平成 27 年度
可燃ごみ量
102,878 トン

平成 27 年度
不燃ごみ量
3,447 トン

品目	可燃ごみ量(t)	不燃ごみ量(t)
新聞	3,575	12
雑誌	1,778	0
段ボール	1,408	9
紙パック	1,088	0
紙箱・紙袋・OA用紙	6,713	1
その他雑がみ	4,323	0
生ごみ	32,525	1
繊維・衣類	6,413	0
PETボトル	748	2
トレイ	680	3
ボトル	1,147	10
その他プラ容器包装	12,446	32
その他プラ	5,317	229
びん・缶	212	185
金属類・小型家電	864	1,364
その他	23,641	1,597
合計	102,878	3,447

②平成 27 (2015) 年度の品目別の資源回収量を加え総量を算出

資料 3 品目別の年間推定排出量 (平成 27 年度)

品目	ごみとして排出					資源として排出					総計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	持込ごみ	ごみ合計	集積所回収	拠点回収	集団回収	オフィス等	資源合計	
新聞	3,575	12			3,587	1,263		6,299	3	7,565	11,152
雑誌	1,778	0			1,778	1,600		4,115	26	5,741	7,518
段ボール	1,408	9			1,418	2,067		3,767	179	6,012	7,430
紙パック	1,088	0			1,088		41	3		44	1,132
紙箱・紙袋・OA用紙	6,713	1			6,715				24	24	6,739
その他雑がみ	4,323	0			4,323					0	4,323
生ごみ	32,525	1			32,526					0	32,526
繊維・衣類	6,413	0			6,413		74	310		383	6,797
PETボトル	748	2			750	2,032				2,032	2,782
トレイ	680	3			682		8			8	691
ボトル	1,147	10			1,158		13			13	1,170
その他プラ容器包装	12,446	32			12,478					0	12,478
その他プラ	5,317	229			5,546					0	5,546
びん・缶	212	185			397	6,594		186		6,780	7,177
金属類・小型家電	864	1,364			2,229		4			4	2,233
その他	23,641	1,597			25,238		67			67	25,305
粗大ごみ			3,687		3,687					0	3,687
持込ごみ等				30,392	30,392					0	30,392
合計	102,878	3,447	3,687	30,392	140,403	13,556	207	14,679	232	28,674	169,077

各品目の排出方法を割合で取ると、資料 4 のとおりとなります。

たとえば、新聞は全排出量の内、32.2%がごみとして排出され、67.8%が集積所回収や集団回収といった資源に出されるという推定となります。

資料 4 品目別の推定排出割合（平成 27 年度）

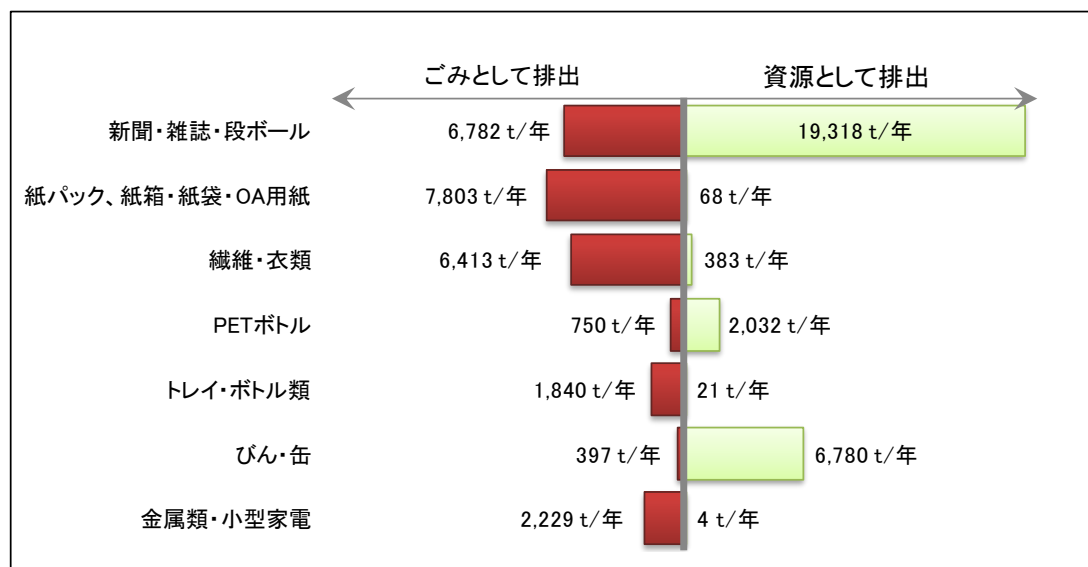
品目	ごみとして排出					資源として排出					総計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	持込ごみ	ごみ合計	集積所回収	拠点回収	集団回収	オフィス等	資源合計	
新聞	32.1%	0.1%			32.2%	11.3%		56.5%	0.0%	67.8%	100%
雑誌	23.6%				23.6%	21.3%		54.7%	0.4%	76.4%	100%
段ボール	19.0%	0.1%			19.1%	27.8%		50.7%	2.4%	80.9%	100%
紙パック	96.1%				96.1%		3.6%	0.3%		3.9%	100%
紙箱・紙袋・OA用紙	99.6%	0.0%			99.6%				0.4%	0.4%	100%
その他雑がみ	100.0%				100.0%						100%
生ごみ	100.0%	0.0%			100.0%						100%
繊維・衣類	94.4%				94.4%		1.1%	4.6%		5.6%	100%
PETボトル	26.9%	0.1%			27.0%	73.0%				73.0%	100%
トレイ	98.4%	0.4%			98.8%		1.2%			1.2%	100%
ボトル	98.0%	0.9%			98.9%		1.1%			1.1%	100%
その他プラスチック包装	99.7%	0.3%			100.0%						100%
その他プラスチック	95.9%	4.1%			100.0%						100%
びん・缶	3.0%	2.6%			5.5%	91.9%		2.6%		94.5%	100%
金属類・小型家電	38.7%	61.1%			99.8%		0.2%			0.2%	100%
その他	93.4%	6.3%			99.7%		0.3%			0.3%	100%
粗大ごみ			100.0%		100.0%						100%
持込ごみ等				100.0%	100.0%						100%
合計	60.8%	2.0%	2.2%	18.0%	83.0%	8.0%	0.1%	8.7%	0.1%	17.0%	100%

主な資源品目の推定排出量をまとめてグラフ化すると、資料 5 のとおりとなります。

新聞・雑誌・段ボールは約 74%が資源として出されています（販売店回収等は含んでいません）。びん・缶は約 95%、ペットボトルは約 73%が資源として出されています（スーパー等の店頭回収は含んでいません）。

一方、紙パック、紙箱・紙袋・OA用紙や古布、トレイ・ボトル類はごみとして出される量が多くなっています。なお、金属類や小型家電は、不燃ごみからの資源化に取り組んでいます。

資料 5 主な資源品目の推定排出量（平成 27 年度）



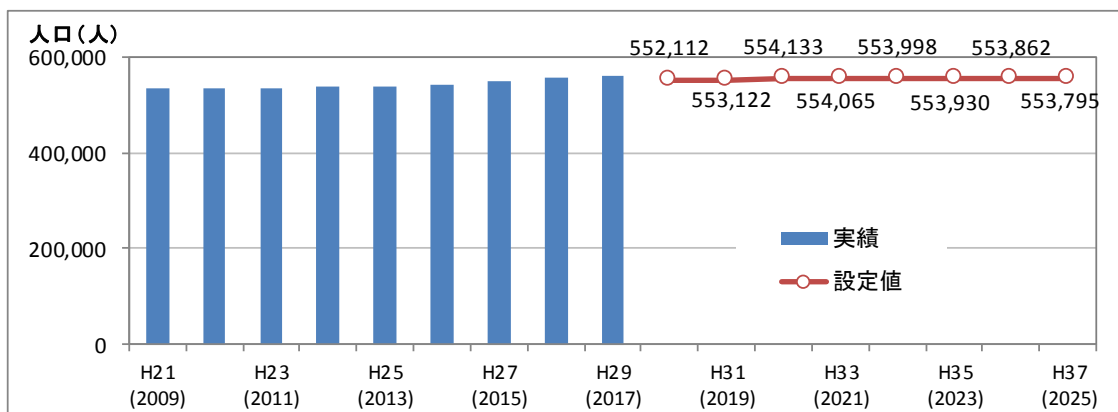
3 ごみ減量・資源化目標の設定

(1) 現状のまま推移した場合のごみ量・資源量の推計

① 人口推計

板橋区人口ビジョンによる推計人口を用います(資料 6)。人口ビジョンで設定された平成 32 (2020) 年度、平成 37 (2025) 年度以外の人口は、人口ビジョンに基づき直線補間で算出した数値を用います。国立社会保障・人口問題研究所による平成 27 (2015) 年国勢調査人口を基準とした人口推計の公表を受けて、区は人口ビジョンの見直しを行う予定です。

資料 6 人口推計



② 1人1日あたりのごみ量、資源量の推計

過去のトレンドから最小二乗法による関数式の当てはめにより、1人1日あたりのごみ量、資源量を推計します。(資料 7)

現在区では、不燃ごみ・粗大ごみからの資源化事業(ピックアップ)を実施しているため、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ別に推計しています。資源については、近年古紙類の減少傾向が著しいため、「古紙類」「その他資源」に分けて1人1日あたり資源量を推計しました。

資料 7 1人1日あたりごみ量・資源量の推計結果

年度	人口 (予測)	1人1日あたり資源量(g/人日)								1人1日あたり資源量(g/人日)						
		可燃ごみ		不燃ごみ		粗大ごみ		収集ごみ合計		古紙類		その他資源		資源合計		
		a		b		c		d=a+b+c		d		f		e=d+f		
		実績	予測	実績	予測	実績	予測	実績	予測	実績	予測	実績	予測	実績	予測	
H21	536,404	561.1		22.2		18.2		601.6		121.1		47.6		168.7		
H22	536,433	552.2		23.0		18.8		594.0		114.2		48.2		162.4		
H23	535,802	549.4		22.1		19.2		590.8		106.6		49.6		156.3		
H24	536,914	541.0		20.9		19.4		581.2		103.3		48.6		151.8		
H25	539,924	532.1		19.6		19.7		571.5		102.9		48.6		151.5		
H26	543,076	521.9		18.3		18.4		558.7		98.8		47.4		146.3		
H27	549,571	511.5		17.1		18.3		546.9		95.2		46.2		141.4		
H28	556,859	498.7		16.0		18.4		533.0		90.7		45.1		135.7		
H29	561,324		494.9		15.5		18.0		528.4		90.1		44.9		135.0	
H30	552,112		488.6		14.9		17.8		521.3		88.2		44.3		132.5	
H31	553,122		482.9		14.4		17.6		514.8		86.4		43.8		130.3	
H32	554,133		477.7		13.9		17.4		509.0		84.8		43.4		128.2	
H33	554,065		472.9		13.5		17.2		503.6		83.3		42.9		126.3	
H34	553,998		468.4		13.1		17.1		498.6		82.0		42.6		124.5	
H35	553,930		464.3		12.8		16.9		494.0		80.7		42.2		122.9	
H36	553,862		460.4		12.4		16.8		489.7		79.5		41.8		121.3	
H37	553,795		456.8		12.2		16.7		485.6		78.4		41.5		119.9	

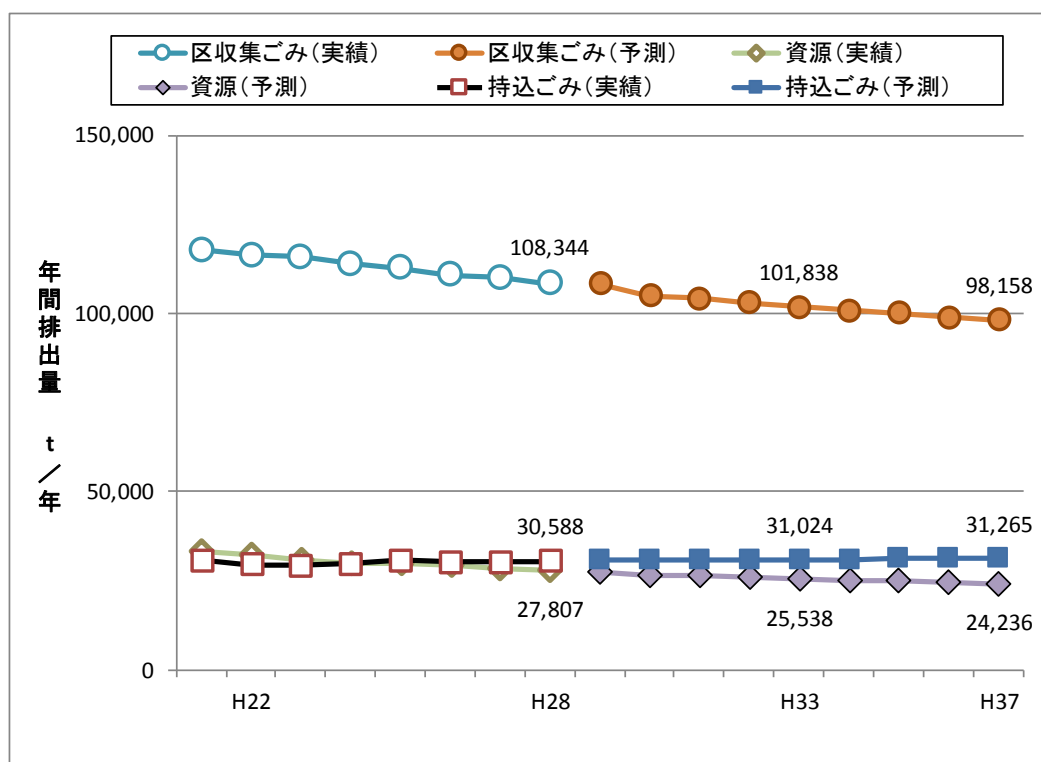
③ 年間ごみ量・資源量の推計

1人1日あたりごみ量・資源量に、将来人口を乗じて年間ごみ量・資源量を推定します。また、持込ごみ量については別途年間量を関数式の当てはめによるトレンド推計を行います。推計結果は資料8、資料9のとおりです。

資料8 年間ごみ量・資源量の推計結果

年度	年間排出量							
	ごみ排出量		資源排出量		持込ごみ量		区収集ごみ・持込	
	e=a×人口×年間日数		d×人口×年間日		f		e+f	
	実績	予測	実績	予測	実績	予測	実績	予測
H21	117,779		33,418		30,839		148,618	
H22	116,295		32,149		29,530		145,825	
H23	115,864		30,953		29,309		145,173	
H24	113,906		30,059		29,715		143,621	
H25	112,620		30,153		30,663		143,283	
H26	110,742		29,252		30,167		140,909	
H27	110,012		28,674		30,392		140,403	
H28	108,344		27,807		30,588		138,932	
H29		108,264		27,663		30,695		138,959
H30		105,046		26,705		30,789		135,835
H31		104,222		26,368		30,874		135,096
H32		102,940		25,926		30,952		133,892
H33		101,838		25,538		31,024		132,862
H34		100,820		25,178		31,091		131,911
H35		100,147		24,912		31,152		131,299
H36		98,988		24,531		31,210		130,198
H37		98,158		24,236		31,265		129,423

資料9 年間ごみ量・資源量の推計結果（グラフ）



(2) ごみ減量・資源化目標の設定

ここでは、トレイ・ボトル類の分別回収を全区に拡大するものとして、ごみ減量・資源化目標の設定を行います。

① 品目別排出量（1人1日あたり）の推定

ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ）については、平成27（2015）年度の排出実態調査結果（資料10）を用いて、目標年次における品目別の排出量を推定します。

資料10 ごみの品目別組成（平成27年度排出実態調査）

品目	可燃ごみ組成	不燃ごみ組成
新聞	3.5%	0.3%
雑誌	1.7%	0.0%
段ボール	1.4%	0.3%
紙パック	1.1%	0.0%
紙箱・紙袋・OA用紙	6.5%	0.0%
その他雑がみ	4.2%	0.0%
生ごみ	31.6%	0.0%
繊維・衣類	6.2%	0.0%
PETボトル	0.7%	0.1%
トレイ	0.7%	0.1%
ボトル	1.1%	0.3%
その他プラ容器包装	12.1%	0.9%
その他プラ	5.2%	6.6%
びん・缶	0.2%	5.4%
金属類・小型家電	0.8%	39.6%
その他	23.0%	46.3%

資料11 品目別排出量の推定（平成33年度）

単位:g/人日

品目	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	ごみ合計
新聞	16.4	0.0		16.5
雑誌	8.2	0.0		8.2
段ボール	6.5	0.0		6.5
紙パック	5.0	0.0		5.0
紙箱・紙袋・OA用紙	30.9	0.0		30.9
その他雑がみ	19.9	0.0		19.9
生ごみ	149.5	0.0		149.5
繊維・衣類	29.5	0.0		29.5
PETボトル	3.4	0.0		3.4
トレイ	3.1	0.0		3.1
ボトル	5.3	0.0		5.3
その他プラ容器包装	57.2	0.1		57.3
その他プラ	24.4	0.9		25.3
びん・缶	1.0	0.7		1.7
金属類・小型家電	4.0	5.3		9.3
その他	108.7	6.2		114.9
粗大ごみ			17.2	17.2
合計	472.9	13.5	17.2	503.6

資料 12 品目別排出量の推定（平成 37 年度）

単位:g/人日

品目	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	ごみ合計
新聞	15.9	0.0		15.9
雑誌	7.9	0.0		7.9
段ボール	6.3	0.0		6.3
紙パック	4.8	0.0		4.8
紙箱・紙袋・OA用紙	29.8	0.0		29.8
その他雑がみ	19.2	0.0		19.2
生ごみ	144.4	0.0		144.4
繊維・衣類	28.5	0.0		28.5
PETボトル	3.3	0.0		3.3
トレイ	3.0	0.0		3.0
ボトル	5.1	0.0		5.1
その他プラ容器包装	55.3	0.1		55.4
その他プラ	23.6	0.8		24.4
びん・缶	0.9	0.7		1.6
金属類・小型家電	3.8	4.8		8.7
その他	105.0	5.6		110.6
粗大ごみ			16.7	16.7
合計	456.8	12.2	16.7	485.6

② 品目別減量・資源化目標の設定

品目ごとに減量・資源化の目標を設定し、これらを合算して目標年次における 1 人 1 日あたりのごみ量を算定します。また、ごみ中の資源物が資源回収に回った分は、目標年次における 1 人 1 日あたり資源量に加算します。

平成 33（2021）年度、平成 37（2025）年度における目標設定結果を資料 13、資料 14 に示します。

資料 13 品目別ごみ減量・資源化目標の設定（平成 33（2021）年度）

【区収集ごみ】

品目	項目	平成33(2021)年度推計(現状のまま推移した場合)				平成33(2021)年度 削減目標設定			目標値(①×(100%-③))				目標設定の考え方
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計①	削減目標②	削減効果(③=①×②)		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計	
							排出抑制	資源へ					
可燃ごみ・不燃ごみ	新聞	16.4	0.0		16.5	2.5%		0.4	16.0	0.0		16.0	近年の傾向として新聞・雑誌の排出量は減少傾向にあるが、分別の徹底により自然減を超え、さらに2.5%を削減する。
	雑誌	8.2	0.0		8.2	2.5%		0.2	8.0	0.0		8.0	
	段ボール	6.5	0.0		6.5	2.5%		0.2	6.3	0.0		6.3	
	紙パック	5.0	0.0		5.0	40%		2.0	3.0	0.0		3.0	
	紙箱・紙袋・OA用紙	30.9	0.0		30.9	40%		12.3	18.5	0.0		18.5	
	その他雑がみ	19.9	0.0		19.9	1.5%		0.3	19.6	0.0		19.6	
	生ごみ	149.5	0.0		149.5	2.5%	3.7		145.8	0.0		145.8	
	繊維・衣類	29.5	0.0		29.5	2.5%		0.7	28.7	0.0		28.7	
	PETボトル	3.4	0.0		3.4	1.5%		0.1	3.4	0.0		3.4	
	トレイ	3.1	0.0		3.1	40%		1.3	1.9	0.0		1.9	
	ボトル	5.3	0.0		5.3	40%		2.1	3.2	0.0		3.2	
	その他プラ容器包装	57.2	0.1		57.3				57.2	0.1		57.3	
	その他プラ	24.4	0.9		25.3				24.4	0.9		25.3	
	びん・缶	1.0	0.7		1.7	1.5%		0.0	1.0	0.7		1.7	
	金属類・小型家電	4.0	5.3		9.3				4.0	5.3		9.3	
その他	108.7	6.2		114.9				108.7	6.2		114.9		
粗大ごみ			17.2	17.2						17.2	17.2		
合計 (現状のまま推移した場合との比)		472.9	13.5	17.2	503.6		3.7	19.6	449.7 (-4.9%)	13.2 (-2.0%)	17.2 -	480.1 (-4.7%)	

【資源】

品目	項目	g/人日		
		平成33(2021)年度予測①	分別徹底による増分②	目標値①+②
資源(集積所・集団回収・拠点等) (現状のまま推移した場合との比)		126.3	19.6	145.9 (+115.5%)

資料 14 品目別ごみ減量・資源化目標の設定（平成 37（2025）年度）

g/人日

品目	項目	平成37(2025)年度推計(現状のまま推移した場合)				平成37(2025)年度 削減目標設定			目標値(①×(100%-③))				目標設定の考え方
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計①	削減目標②	削減効果(③=①×②)		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計	
							排出抑制	資源へ					
可燃ごみ・不燃ごみ	新聞	15.9	0.0		15.9	5%		0.8	15.1	0.0		15.1	近年の傾向として新聞・雑誌の排出量は減少傾向にあるが、分別の徹底により自然減を越え、さらに5%を削減する。 「紙パック」「紙箱・紙袋・OA紙」の分別徹底を進め、37年度予測値からさらに70%削減する。 分別徹底により、5%削減する。 個食化等による自然減に加え、食品ロスの削減等の排出抑制を図り、5%削減する。 集団回収への排出など、分別排出を進め、5%の削減を図る。 既に分別が進んでいるものの、更なる分別の徹底を図り、3%削減する。 トレイ・ボトル類の分別収集を進め、70%の削減を図る。 ほぼ自然減(トレンド予測通り)の減少傾向とする。 既に分別が進んでいるものの、更なる分別の徹底を図り、3.0%削減する。 ほぼ自然減(トレンド予測通り)の減少傾向とする。
	雑誌	7.9	0.0		7.9	5%		0.4	7.5	0.0		7.5	
	段ボール	6.3	0.0		6.3	5%		0.3	5.9	0.0		5.9	
	紙パック	4.8	0.0		4.8	70%		3.4	1.4	0.0		1.4	
	紙箱・紙袋・OA用紙	29.8	0.0		29.8	70%		20.9	8.9	0.0		8.9	
	その他雑がみ	19.2	0.0		19.2	5%		1.0	18.2	0.0		18.2	
	生ごみ	144.4	0.0		144.4	5%	7.2		137.2	0.0		137.2	
	繊維・衣類	28.5	0.0		28.5	5%		1.4	27.0	0.0		27.0	
	PETボトル	3.3	0.0		3.3	3%		0.1	3.2	0.0		3.2	
	トレイ	3.0	0.0		3.0	70%		2.1	0.9	0.0		0.9	
	ボトル	5.1	0.0		5.1	70%		3.6	1.5	0.0		1.5	
	その他プラスチック包装	55.3	0.1		55.4				55.3	0.1		55.4	
	その他プラ	23.6	0.8		24.4				23.6	0.8		24.4	
	びん・缶	0.9	0.7		1.6	3%		0.0	0.9	0.6		1.5	
	金属類・小型家電	3.8	4.8		8.7				3.8	4.8		8.6	
その他	105.0	5.6		110.6				105.0	5.6		110.6		
粗大ごみ			16.7	16.7						16.7	16.7		
合計 (現状のまま推移した場合との比)	456.8	12.2	16.7	485.6		7.2	34.0	415.4 (-9.1%)	11.9 (-2.1%)	16.7 -	444.0 (-8.6%)		

【資源】

g/人日

品目	項目	平成37(2025)年度予測①	分別徹底による増分②	目標値 ①+②
資源(集積所・集団回収・拠点等) (現状のまま推移した場合との比)		119.9	34.0	153.9 (+128.4%)

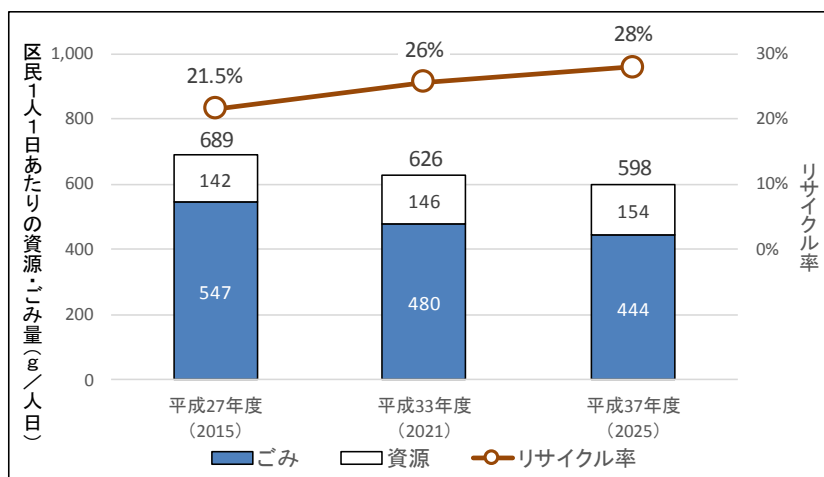
(3) 減量・資源化目標のまとめ

目標年次におけるごみ減量・資源化目標は、資料 15 のとおりとなります。

資料 15 ごみ減量・資源化目標

年度	平成27年度 (2015)	平成33年度 (2021)	平成37年度 (2025)
人口(人)	556,859	554,065	553,795
1人1日あたりごみ量 (g/人日)			
可燃ごみ	511.5	449.7	415.4
不燃ごみ	17.1	13.2	11.9
粗大ごみ	18.3	17.2	16.7
収集ごみ合計 ①	546.9	480.1	444.0
資源量 ②	142.6	145.9	153.9
ごみ・資源量合計 ③=①+②	689.5	626.0	597.9
年間ごみ排出量 (t/年)			
可燃ごみ	102,878	90,945	83,967
不燃ごみ	3,447	2,669	2,405
粗大ごみ	3,687	3,485	3,373
収集ごみ合計 ④	110,012	97,099	89,746
資源量(t/年) ⑤	28,674	29,505	31,107
収集ごみ・資源量合計 ⑥=④+⑤	138,686	126,604	120,853
中間処理後資源化(t/年)			
不燃ごみからの資源化 ⑦		2,403	2,165
粗大ごみからの資源化 ⑧	477	468	453
リサイクル率 (⑤+⑦+⑧)÷⑥ ※	21.5%	25.6%	27.9%

※平成 27 年度のリサイクル率は、東京二十三区清掃一部事務組合の不燃・粗大ごみ処理施設での推定資源化量を含めています。



(リサイクル率について)

※ 本推計におけるリサイクル率は、以下のとおり定義しました。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源量} + \text{不燃ごみ・粗大ごみからのピックアップ回収量}}{\text{持込ごみを除く総ごみ量}}$$

※ 目標年次における不燃ごみからのピックアップ回収量は平成 28 年度実績比率を、粗大ごみからのピックアップ回収量は平成 26～28 年度の平均実績比率を用いて算定しました。

4 計画策定の検討体制

(1) 板橋区資源環境審議会

資料 16 板橋区資源環境審議会の概要

目的・役割	<p>資源及び廃棄物並びに環境に関する行政の円滑な運営を図るため、設置された区長の付属機関で、区長の諮問に応じて所管事項について調査審議し、答申を行います。</p> <p>(所掌事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区が定める資源及び廃棄物並びに環境に関する計画の策定及び変更に関すること ・ 資源及び廃棄物並びに環境に関する区の主要な施策に関すること ・ 区が行う資源及び廃棄物並びに環境の施策に関する報告事項に関すること ・ そのほか、資源及び環境の施策を推進するために必要と認める事項
構成	<p>学識経験者、地域団体等の代表者（板橋区町会連合会、板橋産業連合会、板橋区商店街連合会、東京商工会議所板橋支部、板橋区資源リサイクル事業協同組合、東京あおば農業協同組合、板橋区婦人団体協議会、東京都環境衛生事業協同組合板橋区支部）、区民（公募）、区議会議員、関係行政機関の職員、区職員</p>

(2) 板橋区資源環境審議会清掃・リサイクル部会

資料 17 清掃・リサイクル部会の概要

目的・役割	<p>特定の事項を調査審議するため、資源環境審議会の下に設置された専門部会で、主に一般廃棄物処理基本計画の策定に関する調査審議を行い、その経過・結果を資源環境審議会に報告します。</p>
構成	<p>資源環境審議会の会長が指名する資源環境審議会委員</p> <p>学識経験者、地域団体等の代表者（板橋区町会連合会、板橋産業連合会、板橋区商店街連合会、東京商工会議所板橋支部、板橋区資源リサイクル事業協同組合、東京あおば農業協同組合、板橋区婦人団体協議会、東京都環境衛生事業協同組合板橋区支部）、区民（公募）、関係行政機関の職員（東京都）</p>

資料 18 板橋区資源環境審議会の構成

氏 名		団体名/役職名
会長	三橋規宏	千葉商科大学名誉教授(～平成 29 年 11 月 24 日)
副会長 (副部会長)	平山義康	大東文化大学教授(～平成 29 年 11 月 24 日)
委員	伊香賀俊治	慶應義塾大学教授(平成 29 年 11 月 25 日～)
委員	城所哲夫	東京大学大学院准教授(平成 29 年 11 月 25 日～)
委員	磐田朋子	芝浦工業大学准教授(平成 29 年 11 月 25 日～)
委員 (部会長)	石垣智基	国立研究開発法人国立環境研究所主任研究員
委員	竹内捷郎	板橋区町会連合会副会長
委員	吉田栄	一般社団法人板橋産業連合会副会長
委員	依田禎子	板橋区商店街連合会副会長(～平成 29 年 11 月 24 日)
委員	木田孝雄	板橋区商店街連合会副会長(平成 29 年 11 月 25 日～)
委員	中尾美佐男	東京商工会議所板橋支部建設分科会副分科会長
委員	皆川三彦	板橋区資源リサイクル事業協同組合理事長
委員	櫻井秀昭	東京あおば農業協同組合代表理事専務(～平成 29 年 11 月 24 日)
委員	鈴木裕	東京あおば農業協同組合代表理事専務(平成 29 年 12 月 18 日～)
委員	手島有哉子	板橋区婦人団体協議会ホームヘルプ部部长
委員	小泉雅義	東京都環境衛生事業協同組合板橋区支部長
委員	田坂日出夫	区民代表
委員	戸田里子	区民代表
委員	田中しゅんすけ	板橋区議会議員(～平成 29 年 5 月 22 日)
委員	間中りんぺい	板橋区議会議員(～平成 29 年 5 月 22 日)
委員	かいべとも子	板橋区議会議員(～平成 29 年 5 月 22 日)
委員	五十嵐やす子	板橋区議会議員(～平成 29 年 5 月 22 日)
委員	高沢一基	板橋区議会議員(～平成 29 年 5 月 22 日)
委員	中村とらあき	板橋区議会議員(平成 29 年 5 月 23 日～)
委員	杉田ひろし	板橋区議会議員(平成 29 年 5 月 23 日～)
委員	小林公彦	板橋区議会議員(平成 29 年 5 月 23 日～)
委員	南雲由子	板橋区議会議員(平成 29 年 5 月 23 日～)
委員	佐藤としのぶ	板橋区議会議員(平成 29 年 5 月 23 日～)
委員	松本啓朗	環境省総合環境政策局環境計画課長(～平成 29 年 7 月 31 日)
委員	秦康之	環境省大臣官房環境計画課長(平成 29 年 9 月 14 日～)
委員	長谷川徳慶	東京都環境局総務部自治体連携推進担当課長
委員	橋本正彦	板橋区副区长
幹事等		
幹事 : 政策経営部長、資源環境部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長 事務局 : 資源環境部環境課長、資源環境部環境戦略担当課長、資源環境部清掃リサイクル課長、 資源環境部板橋東清掃事務所長、資源環境部板橋西清掃事務所長、土木部みどりと公園課長		

※清掃・リサイクル部会委員

(3) 「エコポリス板橋」推進本部

資料 19 「エコポリス板橋」推進本部の概要

<p>目的・役割</p>	<p>人と環境が共生する環境都市「エコポリス板橋」の実現に向けて、資源及び廃棄物並びに環境に関する行政の推進を図るため、設置された庁内の検討・推進体制で、環境関連計画の策定及び進行管理、環境に関する施策の推進等を行います。</p> <p>(所掌事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の策定及びその実施状況に係わる進行管理に関すること ・一般廃棄物処理基本計画の策定及びその実施状況に係わる進行管理に関すること ・環境教育推進プランの策定並びにその実施状況に係わる進行管理に関すること ・その他資源及び廃棄物並びに環境に関する施策の推進に関すること
<p>構成</p>	<p>区長を本部長とし、副区長・教育長及び常勤監査委員を副本部長、各部長を本部長として組織されます。また、推進本部の下に課長級の幹事会が置かれます。</p> <p>本部長 : 区長 副本部長 : 副区長、教育長、常勤監査委員 本部長 : 政策経営部長、総務部長、危機管理室長、区民文化部長、産業経済部長、健康生きがい部長、板橋区保健所長、福祉部長、子ども家庭部長、資源環境部長、都市整備部長、土木部長、会計管理者、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長</p> <p>※幹事会（一般廃棄物処理基本計画の策定及びその実施状況に係わる進行管理に関することについて検討する場合）</p> <p>会長 : 資源環境部長 幹事 : 政策経営部政策企画課長、東京二十三区清掃一部事務組合板橋清掃副工場長、危機管理室防災危機課長、区民文化部地域振興課長、産業経済部産業振興課長、資源環境部環境課長、資源環境部環境戦略担当課長、資源環境部清掃リサイクル課長、資源環境部板橋東清掃事務所長、資源環境部板橋西清掃事務所長、土木部管理課長、教育委員会事務局庶務課長</p>

(4) 検討経過

計画策定に係る検討は、板橋区資源環境審議会、板橋区資源環境審議会清掃・リサイクル部会、及び「エコポリス板橋」推進本部を中心に議論が進められました。また、検討された内容に関してパブリックコメントを行い、区民・事業者等の方々を対象に広く意見を募集しました。

資料 20 計画策定に係る検討経過

開催日	検討会名	検討内容
平成 29 年 4 月 24 日	第 46 回板橋区資源環境審議会	板橋区一般廃棄物処理基本計画(第四次)の策定について(諮問)
5 月 12 日	第 1 回清掃・リサイクル部会	・ 現行計画の進捗状況について ・ 次期計画の課題と施策の方向性
6 月 7 日	第 2 回清掃・リサイクル部会	・ 次期計画の課題と施策の方向性 (さらなる発生抑制、資源分別によるリサイクルの推進について)
7 月 3 日	第 3 回清掃・リサイクル部会	・ 次期計画の課題と施策の方向性 (事業系ごみ対策、適正処理の推進、効果的な PR・情報発信、啓発方策について)
7 月 14 日	「エコポリス板橋」推進本部 幹事会	中間のまとめ案について
8 月 1 日	「エコポリス板橋」推進本部	
8 月 9 日	第 4 回清掃・リサイクル部会	
9 月 14 日	第 47 回資源環境審議会	
10 月 3 日	第 5 回清掃・リサイクル部会	計画骨子案について
10 月 10 日	「エコポリス板橋」推進本部 幹事会	計画素案について
10 月 31 日	「エコポリス板橋」推進本部	
11 月 22 日	第 6 回清掃・リサイクル部会	
12 月 9 日～ 12 月 25 日	パブリックコメント(意見募集)	板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025(素案)について
平成 30 年 1 月 11 日～ 1 月 17 日	「エコポリス板橋」推進本部幹 事会(電子会議室にて開催)	板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025(最終答申案)について
2 月 6 日	「エコポリス板橋」推進本部	
3 月 20 日	第 48 回資源環境審議会	板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025 について(答申)

5 用語集

括弧内は初出ページです。

あ行	
ISO14001（あいえすおー14001） （p.45）	環境マネジメントシステムに関する国際規格です。企業や公共団体等の組織が、環境保全に取り組む時の管理体制等について規定しています。
いたばしエコ・ショップ （p.14）	ごみの減量及び再生商品の販売その他リサイクルに積極的に取り組んでいる事業者を「いたばしエコ・ショップ」として認定し、区民（消費者）にお店の紹介などをする制度です。
NPO（えぬぴーおー） （p.31）	「非営利団体（Non-profit Organization）」の略称で、社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体等をいいます。
温室効果ガス （p.46）	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つガスです。人為的な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等があります。
か行	
家電リサイクル法 （p.37）	平成 13 年に施行された法律で、正式名称を「特定家庭用機器再商品化法」といいます。エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の特定 4 品目について、メーカーにリサイクルを義務づけています。
拡大生産者責任 （p.61）	生産者の責任を製品の廃棄後の段階にまで拡大する考え方です。製品使用後の責任を市区町村から上流の生産者に移すことにより、製品の企画・設計段階における環境配慮を生産者に促すことに特徴にあります。
環境基本計画 （p.5）	国や地方自治体の環境保全に関する長期的・基本的な取組を示す計画です。国の環境基本計画は、平成 5 年制定の環境基本法に基づいて策定されています。
グリーン購入法 （p.5）	平成 12 年に制定された法律で、正式名称を「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」といいます。国や地方自治体が、再生品など環境に配慮された物品を積極的に購入することなどを定めています。
小型家電リサイクル法 （p.60）	平成 25 年に施行された法律で、正式名称を「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といいます。携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機など、小型家電製品に含まれる有用な金属類をリサイクルするとともに、埋立処分場の延命化や有害金属の適切な処理を行うことを目的に、市区町村が回収した小型家電製品を、国の認定を受けた再資源化業者がリサイクルするものです。
コンポスト容器 （p.24）	生ごみを堆肥にするための容器で、土の上や地中に設置するものや密閉式の容器があります。

さ行	
最終処分 (p.10)	廃棄物は資源化・再利用される場合を除き、最終的には埋め立てられており、これを最終処分といいます。最終処分を行う場所については、最終処分場の構造基準及び維持管理基準が定められており、遮断型処分場、安定型処分場、管理型処分場の三つのタイプに分けられています。
サーマルリサイクル (p.14)	廃棄物を単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用することです。 板橋区では、平成 20 年 4 月から資源化しない廃プラスチック等について、分別区分を不燃ごみから可燃ごみに変更して、サーマルリサイクルを本格実施しました。
雑がみ (p.23)	リサイクル可能な投げ込みチラシ、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱等を指します。公益財団法人古紙再生促進センターでは、「家庭から排出される古紙のうち、新聞(折込チラシを含む)、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれかの区分にも入らないもの」と定義しています。
3010 (さんまるいちまる) 運動 (p.57)	宴会での食品ロスを減らすための運動で、「宴会の開始から 30 分と、閉宴 10 分前には席に座って食事を楽しみましょう」と呼びかけるものです。
資源有効利用促進法 (p.5)	平成 13 年 4 月に施行された、主に製造事業者を対象とした法律です。事業者に対し製品の省資源化や長寿命化のほか、パソコン等の使用済み製品の回収、リサイクルを推進することを義務づけ、廃棄物の発生抑制や部品等の再利用を促進しようというものです。
持続可能な開発目標 (p.9)	平成 27 年 9 月の国連総会で採択された『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』(The 2030 Agenda for Sustainable Development) で示された具体的行動指針のことで、貧困や飢餓の撲滅、クリーンエネルギーの普及、持続可能な消費と生産、気候変動対策など 17 のグローバル目標と 169 の達成基準からなっています。 英語の略称は SDGs (Sustainable Development Goals) です。
指定管理者 (p.32)	市区町村が、公共施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のことです。
循環型社会形成推進基本法 (p.5)	平成 12 年に制定された、資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すための基本方針を定めた法律です。廃棄物処理やリサイクル推進における「排出者責任」と「拡大生産者責任」を明確にし、3Rの優先順位を定めるといった点が特徴です。

浄化槽 (p.71)	し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯等からの排水）をあわせて処理することができる浄化槽を合併処理浄化槽、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では「合併処理」をつけなくても、浄化槽といえば合併浄化槽を意味するようになっていきます。
浄化槽汚泥 (p.71)	浄化槽の底に溜まる汚泥で、浄化槽の機能を維持するために定期的に引き抜く必要があります。
焼却灰のセメント原料化 (p.10)	清掃工場でのごみの焼却処理に発生する焼却灰（主灰、飛灰）のうち、主灰をセメント工場に持ち込み、セメントの原料として有効利用する者です。
食品リサイクル法 (p.9)	平成 12 年に制定された、食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残し等の「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者等に食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律です。正式名称を「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といいます。
食品ロス (p.10)	売れ残りや消費期限切れ、食べ残しなどで本来は食べられる食品が廃棄されることをいいます。 食品ロスは生産や加工、流通や販売、家庭での消費などの各段階で発生しています。
水銀に関する水俣条約 (p.9)	水銀や水銀化合物による地球環境の汚染や、それにより引き起こされる健康被害などを防ぐため、国際的に水銀を管理することを目的に、水銀や水銀使用製品の製造と輸出入を規制する国際条約です。 条約の採択は平成 25 年に日本主導で行われ、平成 29 年 5 月に 50 カ国以上の国で締結されたため、同年 8 月に発効しました。
3 R（すりーあーる） (p.9)	平成 12 年 6 月に施行された循環社会形成推進基本法に示されている廃棄物・リサイクル対策の優先順位で、第一に廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、第二に使用済製品、部品の再使用（Reuse：リユース）、第三に回収されたものを原材料として再生利用する（Recycle：リサイクル）とされています。
生活排水 (p.3)	家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥と、洗濯や台所等の排水（生活雑排水）を総称して、生活排水といいます。
た行	
中間処理 (p.15)	収集したごみを無害化、資源化、減量化、安定化するための処理全般をいいます。具体的な中間処理方法としては、焼却処理、破碎・選別処理、圧縮・減容処理等があります。
東京二十三区清掃一部事務組合 (p.3)	清掃工場を始めとするごみ処理施設の整備・管理等に関する事務を、特別区が共同して処理することを目的として、地方自治法第 284 条第 2 項の規定に基づき、平成 12 年 4 月に設立された一部事務組合です。

な行	
生ごみ処理機 (p.14)	生ごみを処理するための家電製品で、微生物により分解する方式と、温風等により乾燥させる方式とがあります。
は行	
ピックアップ回収 (p.14)	従来の粗大ごみの分別のまま、収集した粗大ごみの中から使用済小型家電や金属類を選別し、リサイクルする方式です。
PDCA サイクル (ピーでいーしーえーさ いくる) (p.46)	計画を作成 (Plan) し、その計画を組織的に実行 (Do) し、その結果を内部で点検 (Check) し、不都合な点を是正 (Action) した上で、さらに元の計画に反映させていくことで、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図る考え方です。環境管理に関する国際規格 ISO14000 にも採用されています。
ビルピット汚泥 (p.71)	地階のある事業所ビルなどでは、地階から出るトイレ排水や雑排水をいったん溜めておくための貯留槽 (ビルピット) を設け、ポンプでくみ上げて排水している場合があります。ビルピットは定期的な清掃が義務づけられており、その際に出てくる汚泥をビルピット汚泥といいます。
プラスチック製容器包装 (p.9)	容器包装リサイクル法でメーカーにリサイクルが義務づけられた容器包装のうち、先行して法の対象とされたペットボトルを除くプラスチック製のものをいいます。ペットボトルを含まないため、「その他のプラスチック容器」と称されることもあります。
フードドライブ (p.31)	家庭で余っている食品 (レトルト食品や缶詰など) をイベント会場や学校、職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動です。
フードバンク (p.31)	品質に問題が無いにも関わらず、包装の痛みなどで商品価値を失った食品を、企業から寄付を受けて引き取り、生活困窮者などに配給する活動、及びその活動を行う団体をいいます。
や行	
容器包装リサイクル法 (p.5)	正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成7年に制定された容器包装ごみのリサイクルを、製造者に義務づけた法律です。対象となる再商品化義務のある容器包装は、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4品目です。

